

平成19年第3回玉城町議会定例会会議録(第1号)

1. 招集年月日 平成19年6月12日
2. 招集の場所 玉城町議会議場
3. 開 会 平成19年6月12日
4. 応召議員

1番	淺野	仁君	2番	野口	繁君
3番	東谷	富雄君	4番	川西	元行君
5番	高木	市郎君	6番	奥野	忠君
7番			8番	鈴木	加奈子君
9番	池之山	公一君	10番	森本	美三男君
11番	小林	豊君	12番	前川	夫君
13番	世古	欽史君	14番	小林	一則君
15番	風口	尚君	16番	中野	勇君

5. 不応召議員 なし
6. 出席議員 15名
7. 欠席議員 なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

町 長	辻村修一君	副町長	坪井信義君
教育長	見並健一君	会計管理者	森島千里君
総務課長	中郷徹君	税務住民課長	松田幸一君
生活福祉課長	林裕紀君	上下水道課長	小林一雄君
建設産業課長	前田浩三君	教育事務局長	辻誠君
農林商工課長	田畑良和君	病院老健事務局長	田間宏紀君
総務担当課長補佐	田村優君	政策財政担当課長補佐	中村元紀君
教育委員長	松田隆作君	監査委員	松田隆生君

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	大南友敬君	同書記	高井美江君
同書記	中川泰成君		

10. 提出議案

日 程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸報告

- 第 4 . 議案第 4 4 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 5 . 議案第 4 5 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 6 . 議案第 4 6 号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 7 . 議案第 4 7 号 玉城町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について
- 第 8 . 議案第 4 8 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 9 . 議案第 4 9 号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 第 1 0 . 議案第 5 0 号 工事請負契約の変更について
- 第 1 1 . 議案第 5 1 号 平成 1 9 年度玉城町一般会計補正予算 ( 第 1 号 )
- 第 1 2 . 議案第 5 2 号 平成 1 9 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算 ( 第 1 号 )
- 第 1 3 . 議案第 5 3 号 平成 1 9 年度玉城町老人保健特別会計補正予算 ( 第 1 号 )

(午前 9 時 開会)

議長(浅野仁君)只今の出席議員数は 1 5 名で定足数に達しております。

よって、平成 1 9 年第 3 回玉城町議会定例会は成立致しましたので開会致します。

町長から定例会招集の挨拶があります。町長 辻村修一君。

町長(辻村修一君)6月定例会開会にあたり、誠にありがとうございます。一言お礼の挨拶を申し上げます。日ごろ玉城町の町政推進に議員皆様方におかれましては、格別のご支援を頂き心からお礼申し上げます。先月9月末の町の人口が1万5千148人でございます。世帯数が4849世帯という事でございまして、昨年と比較いたしますと人口で161人、世帯数で100戸増加をしておるとい状況でございまして、人口が減少するという世の中の状況でありますけれども、おかげさまで玉城町の町政が順調に拡大をしているという事でございます。議員の皆様方のご理解ご支援の賜物と思っております。又、昨年度来からいろんなご理解を賜ってまいりました京セラミタの工場の新築につきましても、去る4月11日に起工式が行われまして9月末完成を目標として、今順調に工事が進められておるところまできておるわけでございます。そしてこれも先月でございましたけれども、町挙げての城山の清掃活動には大勢の方に参加を頂きまして、議員の皆様方にもご協力を賜りましたことを厚くお礼を申し上げる次第でござ

ざいます。又、今回の定例会におきましてもご質問を賜ってございますけれども、いよいよ住民の皆様方との協働によるまちづくりを取り組んでいかなくはいかん時代に入ってきたと、こんなふうにも思っておるわけでございます。今後ともよろしくお願いを申し上げまして、開会のお礼の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを致します。

議長(浅野仁君)これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手許に配布のとおりであります。

議長(浅野仁君)日程第1．会議録署名議員の指名を行ないます。本日の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、議長において

4番 川西 元行君 5番 高木 市郎君

の2名を指名致します。

議長(浅野仁君)次に、日程第2．会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。今期定例会の会期は、本日から6月15日までの4日間としたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から6月15日までの4日間と決定致しました。なお、会期中の会議予定につきましては、先日配布致しました会期日程案のとおりでありますので、ご了承願います。

議長(浅野仁君)次に、日程第3．諸報告を致します。

地方自治法第213条及び地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告第1号 繰越明許費、繰越計算書玉城町一般会計分、報告第2号繰越明許費、繰越計算書玉城町国民健康保険特別会計分、報告第3号 繰越明許費、繰越計算書玉城町介護保険特別会計分、及び報告第4号 地方公営企業法第26条第3項の規定により玉城町下水道事業会計の予算繰越計算書の提出がありましたので、お手許に配布いたしておきましたから、ご了承願います、次に、報告第5号、町長から地方自治法第243条の3第2項の規定により度会土地開発公社の経営状況を説明する書類並びに、報告第6号 監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成19年2月分乃至平成19年4月分についての例月出納検査の結果報告書の提出がありましたので、それぞれその写しをお手許に配布致しておきましたから、あわせてご了承願います。

以上で、諸報告は終わります。

(午前9時5分 休憩)

生活福祉課長より、報告第1号・報告第2号・報告第3号の説明

(午前9時7分 再開)

議長(浅野仁君)次に、日程第4・議案第44号 専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。

町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

町長(辻村修一君)議案第44号 町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が3月23日国会において可決成立し、3月30日公布、4月1日から施行されることになりました。これによりまして、直ちに町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会の召集する暇がないと認め、地方自治法179条第1項の規定により専決処分をしたものでございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます

尚、詳細につきましては、税務住民課長から説明をいたさせます。

議長(浅野仁君)税務住民課長 松田幸一君

税務住民課長(松田幸一君)それでは、議案第44号専決処分を致しました町税条例の一部改正につきまして、補足の説明をさせていただきます。

それでは、改正の主なものにつきまして議案第44号 資料1に基づいて説明を申し上げたいと思います。尚、この中で条文整備と入れさせて頂いておりますものにつきましては、地方税法、信託法、租税特別措置法などの法律の一部改正により条項等が、ずれたことによりまして町税条例を改正したものでありますので、説明を省略させて頂きたいと思います。又、改正の詳細につきましては、お手許に配布をさせて頂きました資料2の新旧対照表をご覧頂きたいと思います。それでは、議案第44号資料1をご覧頂きたいと思います。まず、条例第23条第1項の改正であります。信託法の改正に伴い法人町民税の納税義務者の追加でありまして、法人課税信託の受託を行う個人について法人税割りの納税義務者として追加するものであります。個人住民税における法人課税信託の受託者又は、受益者の取り扱いについては所得税法を準用し法人課税信託を受託した個人を会社とみなすこととされ、法人税割りが課されることとなったものでございます。施行期日につきましては、下段に記載のとおりでございますのでご高覧賜りたいと思います。次に、

町民税の減免項目の追加であります。条例第 5 1 条第 1 項を改正し規定により認可を受けた地縁団体で、収益事業を行わない団体、又は法人税法第 2 条第 1 項第 5 号による公共法人による申請により、町長が認めるものについて減免することができるとしております。次に、たばこ税の税率の改正であります。条例第 9 5 条を改正し 3 千 64 円を 3 千 298 円とするものでございますが、今回の税制改正においては附則で計上しております特例税率を廃止し、当該特例税率を本則税率に改めたもので、現行税率に変更はございません。次に、条例附則第 10 条 2 第 4 項、第 5 項の改正につきましては、条文をそれぞれ法の改正に伴い整備したものでございます。次に、地方税法附則第 1 6 条第 11 項バリアフリーの改修に伴う固定資産税の減額措置の創設による第 6 項の新設であります。これにつきましては、固定資産税におけるバリアフリー改修促進税制の創設されたもので、平成 19 年 1 月 1 日現在保有していた住宅のうち 65 歳以上の方、介護保険法の要介護、もしくは要支援の認定を受けている方、又、障害者である方が居住するもので平成 19 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に一定のバリアフリー改修工事が完了したもののについて、工事内容等を確認することができる書類を添付して頂き町に申告がなされた場合に、当該住宅に係る固定資産税の税額を改修工事が完了した年の翌年度分に限り 3 分の 1 減額するというものでございます。一定のバリアフリー改修工事というのは、その工事費用補助金等を除いたものでございますが、その合計額が 30 万円以上のものについてそれを対象と致します。その内容につきましては、以下の 8 項目が内容対象ということになっております。次に、鉄軌道用地の評価方法の変更に伴う課税標準の特例措置の創設であります。条例附則第 11 条の 3 でありますが平成 19 年度又は、平成 20 年度における鉄軌道用地の価額の特例を設けたもので、鉄道駅構内を商業利用する「駅ナカビジネス」の用地として固定資産税の評価方法が見直され、固定資産評価基準の改正が行われことに関する条例の改正であります。鉄道施設と商業等施設の複合利用している鉄軌道用地につきましては、これまで、利用状況に応じ、『鉄軌道用地』として接する土地の価額の 3 分の 1 で評価するか、若しくは『宅地』として評価するかのいずれかとされておりましたが、近年駅構内の空きスペースに飲食、書籍とか雑貨、衣料品などの商業店舗を展開する、いわゆる『駅ナカビジネス』など鉄道用地の利用状況が多様化していることから、鉄道施設と商業等施設の面積割合で按分して評価する方法とされたものでございます。次に、たばこ税につきましては、先程の 95 条の本則に変わったという事で、附則のほうが削除されたものでございます。次の適用期間の延長に伴う改正であります。附則第 19 条の 3 を改正するもので、上場株式等に係る譲渡所得など軽減税率を 1 年延

長するものでございます。次の適用期限の延長に伴う改正につきましても特定中小会社が発行した株式にかかる譲渡益を2分の1に圧縮する課税の特例を2年延長するものでございます。次に、軽減税率の特例でございますが、1年延長に伴う改正であります。上場株式などの配当等にかかる軽減税率の特例が1年延長されたことによる条文の整備と条約の適用配当の額に乗じる税率についても100分の3が1年延長されたものであります。次に、租税条約実施特例法に規定する保険料の特例措置の整備であります。居住者が租税条約の相手国の社会保障制度に保険料を支払った場合、租税条約の規定に基づき一定の金額を限度として、その保険料がその年の所得税にかかる総所得金額から控除されるものとなったので、個人住民税につきましても同様の措置が講じられたものでございます。以上なにとぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（浅野仁君）以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑、討論、採決を行います。

先ず、議案第44号 専決処分の承認を求めることについての質疑を行います。発言を許します。8番 鈴木加奈子さん

8番（鈴木加奈子さん）一般住民にかかわりますところの、税金負担は重くなり、そして税源移譲という事で、所得税と住民税とのやりとりもあたりとか、そんな中におきましてなんか住民の側にしますと非常にややこしい、けれど現実には、大変な増税になっているというのが、住民の側の実感でございますが、玉城町にとりましては、この株式にかかります減税一年延長こういったことを含めまして、玉城町の税収は、個人或は法人又、株式をもっていてこれに該当している方は相当お金持ちかなと思えますが、それにかかわります税収の状況はどのようになっているか、推測の域をこえないと言われるかも分かりませんがお聞かせを頂きたいと思えます。

議長（浅野仁君）税務住民課長 松田幸一君

税務住民課長（松田幸一君）玉城町の税収関係でございますが、これにつきましては平成19年度当初予算におきまして、本年個人住民税につきまして7億981万3千円計上致しております。これにつきましては前年度に比較いたしまして1億5千970万7千円の増額を見込んでおるところでございますがこれにつきましては、この6月段階で調定等確定期にきておりますがほぼこのような状況で収入が見込めると推察いたしておるところでございます。それと株式の関係でございますが、これにつきましては確定申告を致しましてその際の株式収益申告なされたものにつきまして対象となるわけですが、対象人員と致しましては43名ということで、確認をいたしておりますが収入に

つきましてはそれぞれ計算上の中身のことがございますので、税収入額がどれだけそれに反映しているかは把握いたしておりませんので、ご了承賜りたいと思います。

議長（浅野仁君）他に、質疑はございませんか。8番 鈴木加奈子さん  
8番（鈴木加奈子さん）一年延長ということは、これまでもやっていることでもありますので想定はできるのではないかと考えていますが、住民にかかってきました増税というのは、この玉城町の増収として上がって1億5千978万何がしというふうに伺ったわけですが、この法人関係或は半島振興法等もこれにはありませんが、それも含めまして相当な法人関係或は、株式、所得のある方に対する減税というものは、一定把握はできると考えておりますが、推定でどのようになるのですか。

議長（浅野仁君）税務住民課長 松田幸一君

税務住民課長（松田幸一君）半島振興法又、株式等による減税の額という事ですが、今回の改正での対象となっておりますので減税そのものの額、数値化して資料として持って無いのが現状でまことに申し訳ありませんが、しかし半島振興法につきましては、3年間のそれぞれの減額措置等がございます。1年目に95%、2年目60%三段階に分けて減税がなされる措置がされております。

議長（浅野仁君）他に、質疑はございませんか。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより討論を行います。先ず反対討論の発言を許します。

（「討論省略」の声）

これにて討論を終結致します。これより採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり承認されました。

議長（浅野仁君）次に、日程第5 . 議案第45号 専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。

町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）議案第45号、平成19年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることにつきまして提案理由を申し上げます。本案につきましては、平成18年度会計の償還収入に2千947万円の歳入不足が生じたため、平成19年度会計から繰り上げ充用により補填しなければならない必要が生じましたが、議会を召集する

時間的余裕がないこと明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により5月31日専決処分を致しました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、税務住民課長より説明を致させます。

議長（浅野仁君）税務住民課長 松田幸一君

税務住民課長（松田幸一君）それでは、上程中の議案第45号 玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）につきまして補足説明を申し上げます。

今回の補正は、平成18年度会計の償還収入に2千947万円の不足が生じたので、平成19年度会計から繰り上げ充用により補填するものでございます。補正予算書7ページをご覧くださいと思います。2.歳入、款4.諸収入、項1.貸付金元利収入、目1.住宅新築資金等貸付金元利収入、節2.の滞納繰越分におきまして、2千947万円を計上いたしたものであります。本案につきましては、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、平成19年5月31日に専決処分をさせて頂きました。少し償還金の回収状況の、概略をご説明させて頂きたいと思いますが、毎年発生する償還金につきましては、回収率として向上しております。未収額につきましては、最近5年間では、約半減をしてきておる状況でございます。平成18年度の現年度未収金額は、122万6千518円で前年に比べますと16.6%減少しております。しかし返済能力が極めて乏しい方も見えますので、そういったことから過年度の回収額は横ばい傾向でございます。引き続き更なる回収率の向上と貸付金の目的、返済の義務につきまして理解をして頂くよう努力してまいりたいと考えております。今後とも課内全員一丸となって町税関係の滞納処分と歩調をあわせまして、回収に努めていきたいと考えております。なにとぞご理解賜りましてご審議いただきますようよろしくお願いいたします。以上、補足説明とさせていただきます。

議長（浅野仁君）以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑・討論・採決を行います。先ず、議案第45号 専決処分の承認を求めることについての質疑を行います。

発言を許します。8番 鈴木加奈子さん

8番（鈴木加奈子さん）政府及び三重県政の、非常な問題ある行政のあり方から、発生して今、当庁の皆さんも職員の皆さんも大変な不利益をこうむってご苦勞を頂いているという認識に立っているところでありますが、格別三重県政のこの同和行政に対するゆがんだ人権思想に、基づくやり方によって



発生いたしましたこの当庁での、この住宅新築資金についての未収の状況これは、本当に憤慨するところでありまして、私たち日本共産党としては県に対して常に抗議の行動を致し、自治体を支援するようということも申し上げそして、このほかにこれは、玉城町のしたことではありませんが、教育関係の貸付金これは、はじめから返さなくてもいい、ということを書いて貸し付けた。そして、県民の税金によって毎年国に対しては、それを返還するというこういうやり方を三重県政の元でやっております。そういう中にありまして、勘違いをなさって返さなくてもいい金だと思われて、お金を借りお家を建てられたこの方たちも、勘違いをされた方も被害者であろうと思うわけですが、この問題についてトータルで今どうなっているのか。この数値だけははっきりしておいてもらわないといかんと思います。単にここに挙げられました2千947万だけではないと思っているのですが、どのようにこの数字を読んだらいいのかご説明をして頂いておきたいと思います。

議長（浅野仁君）税務住民課長 松田幸一君

税務住民課長（松田幸一君）2千947万円の金額的な主なものはどうかというご質問であるかと思いますが、これにつきましては住宅新築資金会計そのものが運営できるようにということで、一時借入れをするといったことになります。これにつきましては、平成18年度の収入額ということになるわけですが、それから支出額償還のもの諸経費、償還の支出、差し引いたものが2千947万円ということになります。これは、会計として運営ができないという事で借入れをするということになってございます。これにつきましては、予算書の一番初めのところに3千500万円の一時借入金の承認を頂いておりますので、これに基づくところの借入れとなっております。償還に関しましては、現在平成18年度でございますが、債務者が18名ございましてその中で、単年度分未収となったものが先ほど申し上げました122万6千518円ということになっております。そして、18年度の現状といたしまして、滞納件数これは人数と申しますか、一人の方で宅地と建物と新築資金と2つ借りて見える方も、これは2件として数えた場合ですが7名ございませぬ。その中で今までの当初からの滞納金額と致しましては4千万円程度あるという事でございます。

議長（浅野仁君）8番 鈴木加奈子さん

8番（鈴木加奈子さん）当初から全く納入がないという方は、もう一度伺いますが一人というのではなく、延べ人数で何人、何件そしてその合計がいくらになっていきますか。

議長（浅野仁君）税務住民課長 松田幸一君

税務住民課長（松田幸一君）先程の当初からの全ての滞納者という事でござ

いますが、現段階では昭和 58 年以降の分しか滞納として個表にいたして  
おりませんので、それ以前にあったかどうかは私自身確認できない状況でござ  
いますが、全く 1 円も支払ってないという方はないというふうに聞いており  
ます。今現状として滞納者として徴収にお願いに上がっておるのが 7 件ある  
という事でございます。

議長(浅野仁君) 他に質疑ございませんか。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより、討論を行います。先ず、反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。これより採決を致します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり承認されました。

議長(浅野仁君) 次に、日程第 6 . 議案第 4 6 号 委員会の委員等の報酬及  
び費用弁償に関する条例の一部改正について乃至 日程第 9 . 議案第 4 9 号  
玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを、一括議題と致し  
ます。町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君  
町長(辻村修一君) 議案第 4 6 号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関  
する条例の一部改正について提案説明を申し上げます。本案につきましては、  
今般、根拠となります法律、同施行令の一部を改正する政令が施行されたこ  
とに伴い、別表のとおり条例改正を致すものでございます。補足は省略させ  
て頂きます。

次に、議案第 4 7 号 玉城町半島振興対策実施地域における固定資産税  
の特例措置に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上  
げます。本案は、租税特別措置法第 12 条及び第 45 条が改正されたこと  
により町条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。対象地域は  
過疎地域に準ずる地域及び離島地域などとなっており、現行の課税対象、  
税率等に変更はなく、条文の整備がなされたものであります。よって、当  
町に該当するものはございません。補足は省略致します。

次に、議案第 4 8 号 玉城町国民健康保険条例の一部を改正する条例に  
つきまして提案理由を申し上げます。  
本条例改正案は、平成 19 年度国民健康保険料本算定に伴うものでございま

す。本年7月1日実施の玉城町国民健康保険料本算定に向けて、玉城町国民健康保険運営協議会に平成19年度の国保料率について諮問を行い、過日、答申をいただいたところでございます。その答申を基本といたしまして、国の基準に合わせ、応能、応益割りの配分の改正、並びに均等割りと平等割りの割合の改正を行うものでございます。尚、詳細につきましては生活福祉課長から説明致させます。

次に、議案第49号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今般、根拠となります法律施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、当町消防団員等の処遇改善を図るため、条例改正を致すものでございます。補足は省略させていただきます。以上よろしくお願いを致します。

議長（浅野仁君）生活福祉課長 林 裕紀君

生活福祉課長（林裕紀君）それでは、議案第48号 玉城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の補足説明を申し上げます。

今回の国民健康保険条例の改正は、一般被保険者並びに介護納付金の保険料率を改正するものであります。これは昨今の年金所得の控除額の改正をはじめ、固定資産税の宅地の負担調整等これら税制改正により一部の被保険者に応能割りの負担がかかっているということと並びに、ここ数年におきまして国民健康保険の被保険者で、一世帯あたりの被保険者数が減少している傾向を考慮に入れまして、国民健康保険法施行令第29の7条第2項第2号に規定されております賦課に関する基準に基づき、応能割と応益割の配分を53対47から50対50に標準化するというものでございます。内訳と致しましては応能割では所得割りと資産割りがございしますが、所得割りが40%資産割りを10%に、応益割りにつきましては均等割りが35%平等割り15%にそれぞれ政令にあわせ、より公平な保険料の算定をめざして改正をするものであります。お手許に新旧対照表を資料として配布させて頂いておりますので、ご高覧賜りますようお願いを致します。以上、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを致します。

議長（浅野仁君）以上で提案理由の説明は終わりました。次に、日程第10。議案第50号 工事請負契約の変更についてを議題と致します。

町長より提案理由の説明を求めます。 町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）議案第50号 工事請負契約の変更につきまして提案理由を申し上げます。町道野篠第6号線外道路改良工事につきまして変更請負

契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。尚、詳細につきましては建設産業課長から説明致させます。よろしくお願いを致します。

議長（浅野仁君）建設産業課長 前田浩三君

建設産業課長（前田浩三君）それでは、議案第50号 工事請負契約の変更につきまして補足説明を申し上げます。議案第50号資料をご覧頂きたいと思えます。先ず、工事名でございますが町道野篠第6号線外道路改良工事でございます。工事場所につきましては野篠地内でございます。工期におきましては昨年、平成18年11月30日から本年の8月31日までとしております。施工業者でございますけれども住所 伊勢市円座町1005番地 氏名 森・佑成・玉城・角特定建設工事共同企業体、代表は株式会社森組 代表取締役 森修でございます。変更内容と致しましては、当初契約1億1千340万円に対しまして、97万7千550円を増額し変更後の契約額を1億1千437万7千550円とするものでございます。只今の金額につきましては消費税及び地方消費税を含んでおりますのでよろしくお願いを致します。次に変更部分の工事概要についてご説明申し上げます。先ず、用水路布設工につきましてでございますが、当所U形側溝を予定致しました。現地を確認致しましたところ上側が暗渠となっておりますことと維持管理の面からVM管に変更したものでございます。このVM管といいますのは400ミリを採用させて頂いております。300ミリまでが塩ビ管という名称でございますのでそれ以上のものがVM管という名称に変わったものでございます。次にマンホール工でございますが、3号マンホール工を8基予定を致しました。そのうち3基を4号マンホール工に変更いたしました。これにつきましては内径1千ミリの雨水排水管を接続するためのものでございますが、マンホールが組み立て式であり3号マンホールでそのまま作業をしますと接続部分の止水工が施行できないことが判明致しましたので4号に変更したものでございます。次にブロック積工でございますが、土地利用等の面から隣接する土地所有者との協議により取り止めを致しました。尚、今ご説明申し上げました内容につきましては、2ページ目にU型側溝からVM管に変更いたしました関係の工法図、又次ページには3号マンホールから4号マンホールとの工法図を添付させて頂いております。以上補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（浅野仁君）次に、日程第11．議案第51号 平成19年度玉城町一般会計補正予算（第1号）乃至、日程第13．議案第53号 平成19年度玉城町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを一括議題と致します。

町長より提案理由の説明を求めます。町長、辻村修一君  
町長(辻村修一君)議案第51号 平成19年度玉城町一般会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。今回提案申し上げます一般会計補正予算は、補正予算総額334万4千円を追加し歳入歳出 予算総額を41億2千334万4千円とするものでございます。その主な内容と致しましては、コミュニティ助成事業補助金250万円等の内示がありましたので、教育費において玉丸城太鼓保存会補助金250万円を計上し、また、県委託事業の『学びあい、支えあい地域活性化推進事業経費を新規に計上致しております。又、総務費の庁舎玄関の自動ドアの修繕など、早急に必要な経費を計上しようとするものであります。その財源は、予備費で調整をいたしております。なお、詳細につきましては、副町長から説明を致させます。

次に、議案第52号 平成19年度 玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきまして提案理由を申し上げます。今回の補正予算は平成19年度国民健康保険料の本算定によるものでございます。保険料につきましては、平成18年度の医療費総額が、平成19年度当初予算推計とほぼ同額となったことを受け、応能・応益割の配分の変更はありますが、保険料賦課総額は昨年と同じとして据え置くものでございます。歳入の主なもので、繰越金で6千923万9千円、療養給付費交付金で4千848万1千円のそれぞれ増額、これを受けて国民健康保険料で7千519万7千円の減額となりました。歳出では、償還金の増額をして4千99万9千円が主なものでございます。これにより歳入歳出それぞれ4千90万2千円を追加し、予算総額を12億7千182万8千円とするものでございます。なお、詳細につきましては生活福祉課長から説明を致させます。

次に、議案第53号 平成19年度玉城町老人保健特別会計補正予算(第1号)につきまして提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、平成18年度の老人保健医療費の精算をうけ、医療費交付金等353万4千円の返還が生じたためにおこなうものでございます。補足説明は省略させて頂きます。以上でございます。よろしく願いを申し上げます

議長(浅野仁君)副町長 坪井信義君

副町長(坪井信義君)議案第51号 平成19年度玉城町一般会計補正予算(第1号)につきまして補足説明を申し上げます。

(補正予算書朗読方々説明する)

議長（浅野仁君）生活福祉課長 林 裕紀君  
生活福祉課長（林裕紀君）それでは、議案第52号 平成19年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして補足説明を申し上げます。

（補正予算書朗読方々説明する）

議長（浅野仁君）以上で提案理由の説明は終わりました。

本日の日程はすべて終了致しました。

明、13日は午前9時から本会議を開き、町政一般に関する質問を行いますから定刻までにご参集願います。

本日は、これをもって散会します。ご苦労様でした。

（午前10時 3分 散会）

平成19年第3回玉城町議会定例会会議録(第2号)

1. 招集年月日 平成19年6月13日

2. 招集の場所 玉城町議会議場

3. 開 会 平成19年6月12日

1番	浅野 仁君	2番	野口 繁君
3番	東谷 富雄君	4番	川西 元行君
5番	高木 市郎君	6番	奥野 忠君
7番	—————	8番	鈴木 加奈子君
9番	池之山 公一君	10番	森本 美三男君
11番	小林 豊君	12番	前川 隆夫君
13番	世古 欽史君	14番	小林 一則君
15番	風口 尚君	16番	中野 勇君

4. 不応召議員 なし

5. 出席議員 15名

6. 欠席議員 なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

町 長	辻村 修一君	副町長	坪井 信義君
教育長	見並 健一君	会計管理者	森島 千里君
総務課長	中郷 徹君	税務住民課長	松田 幸一君
生活福祉課長	林 裕紀君	上下水道課長	小林 一雄君
建設産業課長	前田 浩三君	教育事務局長	辻 誠君
農林商工課長	田畑 良和君	病院老健事務局長	田間 宏紀君
総務担当課長補佐	田村 優君	政策財政担当課長補佐	中村 元紀君
教育委員長	松田 隆作君	監査委員	松田 隆生君

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	大南 友敬君	同書記	高井 美江君
同書記	中川 泰成君		

9. 提出議案

日 程

第 1. 会議録署名議員の指名

第 2. 町政一般に関する質問

(午前9時 開会)

議長(浅野仁君) 只今の出席議員数は15名で定足数に達しております。

よって、平成19年第3回玉城町議会定例会、第2日目の会議を開会致します。

本日の議事日程はお手元に配布の通りであります。日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

6番 奥野忠君                      8番 鈴木加奈子さん

の2名を指名いたします。

議長(浅野仁君) 次に日程第2．町政一般に関する質問を行います。順次質問を許します。

最初に13番 世古欽史君の質問を許します。13番 世古欽史君

13番(世古欽史君) おはようございます。本日は2つの質問をさせていただきます。1点目は4月1日から始まった税金や公共料金のクレジットによる支払いということについての質問をさせていただきます。2番目に街づくり戦略会議、たまき応援団の最近の活動状況について。戦略会議についてはその活動状況、たまき応援団については現在の動きということについてお尋ねします。

まず第1点目玉城町ではこの4月1日から町への税金、国民健康保険料、水道料金等ほとんどの町に納める公共料金についてクレジットカードで支払うことが出来るようになりました。このことについて何点かの質問を致します。まずこのクレジットカードで全てが納められるようになった場合の総額をお願いします。これは各項目別の金額は必要ありませんので大きな単位で結構です。何千何百何十万がクレジットになった場合にはということで総額をまずお尋ねします。それからこの経緯については私の知る限り非常にスピーディーに4月からの採用になったということで我々が聞いたのもほとんど決まってしまった後にこういうことを始めるということでしたが5月11日の毎日新聞には藤沢市が軽自動車税のカード支払いを実施しているということを知って、玉城町でも全国初めてという税金と公共料金のカード払いを採用したと報道されています。経緯がこの通りなのかお尋ねします。何か新しい事を起こすということは、従来のやり方にまだ改善の余地が残されていたということで非常に私は良いことだと思います。この新しい方法を導入した場合に従来の口座振替による収納とどれほどの人件費の削減や、いろんな面での効果が期待されてのことであったのかということをお尋ねします。それと先程も申しましたように採用するまでの期間が非常に短かった。この当初案が出たのがいつ頃であったのか。それから導入決定までの期間、時間と言いますかその辺り。それからどういう人達がこのカード払いの検討に参加し



たのか。構成メンバー、その時にどのような意見が出たのかということもよければ聞かせて欲しいと思います。次に丁度70日ちょっと経ちました。今までに何人の方が手続きをカードに切り替えられたのかという事。その数字は当初役場の方が想定していた人数と比較した場合、順調良くいっているのか。何が順調良いのか分かりませんが順調良くいっているのか。多いのか少ないのか。また手続きをした人の内口座振替から移られた方がどれだけあったのかという事。出来れば何%の人が口座振替から移ったのかという事をお尋ねします。また当然役場の方の加入率と言うか切り替え率は高いと思いますので一般の方がざっとこれ位、役場の関係する人がこれ位ということでお聞かせ下さい。それと最後になりますが今まで未納や滞納していた人達が今回のカード導入によって何名の方が改善されたのかという件数と金額をお尋ねしたいと思います。1番目の質問は以上です。

議長(浅野仁君) 13番 世古欽史君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 世古議員から税金のクレジットカード収納についてのご質問を賜りました。具体的な内容もございまして今までの経過等ございまして数字的な事や内容は担当の方からもお答えを申し上げますけれども、まず始め私の方からクレジットカード収納の取組について昨夜9時のNHKニュースでも玉城町の取り組みの状況が放送されておりまして大変国を始め東京都、あるいは全国の市町村から注目を浴びているということでございまして、これにつきましては簡潔に申し上げますけれども国民の義務であります税をやはりきちっとお支払いいただき、そしてまた集めさせていただくことにならなければこれからの行財政運営大変厳しい中でありますので1番重要なことであるという考え方を持ちまして、昨年地方自治法が改正されまして民間ではかなり普及しているわけでありましてクレジットカードによる収納が出来る施行がこの4月からということでありました。その地方自治法改正の動きの前から総務省始め県辺りにもいろんなアドバイスをいただきながら詰めてきたという経過があります。なかなか思うようにはまいりませんがいろんな面で玉城町は特にこのことに力を入れてきたと私は思っています。特に昭和44年から鳥羽市を中心にいたしました13市町の伊勢志摩滞納整理一部事務組合の組織がありましてなんとか税を確保して滞納整理をしていこうという取組があつて、それがいろんな自治体の市町村合併によりまして解散したということもありますし、それも当初はある程度効果がありましたけれども、なかなか効果が出なかったということもございました。そんな中三重県でも先駆けて町の中で玉城町の滞納整理機構を立ち上げまして先程お尋ねの中にございましたように、徴収部門に関係いたします

ところの例えば税とかあるいは生活福祉の部分の国保、あるいは上下水あるいは住宅使用料とかそういうふうな形の担当者が集まった組織を設置、所謂滞納整理機構を設置してきたということもありますし、さらにまたなんとか収納の機会を増やして、納税者の方の利便性を確保する必要があるということでこれも平成15年に法改正がございましたのでそれを研究いたしましてそしてコンビニ収納に取り組んできた。ところが実態は現金がないことにはなかなかコンビニで納めてもらうわけにはまいりませんから、やはり始めは納めていただいても次の機会にまた滞ってしまうという状況が起こってきた。これはなんとかしなければいけないということで、只今冒頭申し上げましたように地方自治法改正の動きがあるということをやキャッチいたしまして県や総務省と協議しながら、このことに取り組んできたというのがこれまでの経緯でございます。具体的な内容を申し上げますけれどもやはり今までにお聞きいただいておりますように初期の段階で滞納者を断ち、少なくしていくと言いますか、税というのはなかなか滞ってしまうとすぐに溜まってしまうというふうな状況がございまして、過去のいろんな反省を加えながらなんとかして新しい方法を生み出したいというのが平成15年から立ち上げておりました滞納整理機構の中で、関係の職員が協議してその都度取り組んできたということでございました。具体的な内容それぞれ担当の方から補足申し上げますのでよろしくお願ひ申し上げますが、特に想定よりも非常に多いという状況でございまして5月末現在の数値を申し上げますと992件ということでございまして当初は平均の利用率は2%ということで見込んでいたわけでございますけれども今3.56%という数値になっております。そういう状況でございます。なんといたしましても財源を確保するというのがこれから国の財政改革がどんどん進んできておりますから、どの自治体におきましても重要課題となっておりますのでこのことには精一杯努力してまいりたいというふうに思います。具体的なご質問について担当から補足を申し上げます。

議長(浅野仁君) 税務住民課長 松田幸一君

税務住民課長(松田幸一君) 税務課の方から4月以降の加入申し込み等近々の状況を先ずご説明させて頂きましてその後、総務の方からご説明申し上げたいと思います。まず先程の992件ということで町長の方から説明がありましたがこの利用率に関しましては当初におきまして2%見込むということで計算いたしております。これは十の品目の中で軽自動車税とか固定資産税、住民税また水道下水道等の数を十とした場合に、これを納期毎に納付することをかけあわせると1年間の件数が出てまいりますのでその件数を17万2千178と捉えまして金額としては15億5千万を見込んでおります。これを総額といたしまして、その1件当たりの平均単価を出して計算いたして

おります。それでいきますと1件当たりの利用率が2%として30万9千652円を手数料として見込んでおります。これは5月末日現在で3.56%になったということでございます。この992件と申しますのは申し込みの枚数でいきますと265件でございます。その中でそれぞれの軽自動車税、固定資産税、住民税等を納付するということで丸をうった数が992件ということで考えております。今後におきましても今現在で3.56でありますのでこれが5%とか7%に増えてくる可能性は大きいわけですが住民の皆さんのひとつでも多くの機会をもってもらおうということで進めているところでございます。

議長(浅野仁君) 生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長(林裕紀君) まずお断り申し上げますが現在の所管する業務ではございませんが、この公金クレジットカード支払いにつきまして提案から発案それからクレジット会社との調整等に関わらせていただきましたのでその辺りの事をご説明させていただきます。まず公金をクレジットカードが払えるということが行われたのは先程言われました通り平成18年4月に神奈川県藤沢市がインターネットを使ってクレジットカードで税金が払える仕組みを作ったということが1つありました。それを受けて大阪府が税金等公共料金をクレジットカードで払えないかという特区申請をしていたのを見ましてその動向をずっと観察しておりました。今町長が申しあげました通り平成15年10月からコンビニ支払いを一部導入しまして、その後どうしても取りに行けない方、なかなか取りに行っても現金が無い為に滞納整理に行っても門前払いをくらってくるということもありまして、何か次の方策はないかと模索している最中にそういう記事を見まして、クレジット払いでなんとかももらえないかと考えておりました。法律の方ですが特区の申請をした時に総務省では地方税方では立て替え払いという制度はもう出来上がっているの、その制度は存在しているという回答でしたが、業務につきましては18年5月に地方自治法の改正がございましてこの4月から取れるということで昨年11月に施行されたということになります。それを受けまして玉城町では税だけでなく料に及ぶ分野までクレジットカードで支払い滞納整理等々未回収の一つの方策として取り入れていきたいと考えました。一番始めにクレジット会社と接触したのは昨年7月24日だと記憶しております。そこから電算会社、当然ですがクレジット会社大手それから玉城町と約42回に亘り会議、検討、調整を進めました。玉城町の中では滞納整理機構というところで滞納整理の業務を総括してやっている機構をつくっております。そこと協議しながら4月の運びに移ったということでございます。これが提案から発案4月施行というおおまかな流れになります。よろしく申し上げます。

議長(浅野仁君) 総務課長 中郷徹君

総務課長(中郷徹君) ご質問の中で、まずクレジットカードによる支払いについて町職員がどれだけ存在をしているかといったことについてですが、そのような統計は行っておりませんのでご了解を賜りたいというふうに考えます。またクレジット払いによって納められる額は、どれだけになるのかといったことですが只今税、料合算しまして15億5千万といったことになっているところですが当然そこまでは進まないものと考えますが、可能な額といったことになりますと合計額といったことになるのではないかと考えます。

議長(浅野仁君) 13番 世古欽史君

13番(世古欽史君) 最初の2%という目標を聞いてびっくりしましたが、例えば、額にして15億5千万。私は一番心配していたのはこの部分なのです。利便性は良い。今名古屋に行くのにお金を持たなくても行ける時代です。JRもカードです。汽車にのって後でポイントが付いて私今年はひげそりももらいました。そういう時代です。だから玉城町が新しい事としてこういう事を採用することは結構だと思います。ただその時に15億5千万の1%が民間のクレジット会社に取りられる可能性を十分に考えたかということです。15億5千万の1%は間違っていないと思いますけれども1千550万になります。その金額が考え方によってはどこかへ行ってしまうのですよ。折角汗水かいてなんとか納めなければならない税金です。義務です。また保育料です。水道料金です。納めたお金の1%大きいですよ。なかなか民間の企業なら本当に普通の会社1%の純利益なんて上がらないのです。そういう一番大切な部分をクレジット会社に持っていかれる事自体がよくよく考えるとそれを上回るぐらい今までの口座振替に問題があったのかということです。お聞きしたところ口座振替の手数料は今までは10円だったものがやっぱり金融機関もやっていけないということで倍の20円とか30円になるだろうと言われておりますが、それにしても現状を見る限りやはりこの1%は問題ではないか。2つのシステムを持つということは先程も電算センターのお話が出ておりましたが確実に2つの経費がかかると考えた方が良く思う。従来の口座振替は口座振替のシステムを持ちながらまたこちらで新しいシステムを持つ。その新しいシステムを入れる会社も喜ぶしクレジット会社も喜ぶ。しかし今お聞きするとこれだけ騒がれて始めた事の内、新聞の報道が正しかったら1ヶ月間5月の始めに700口が申し込みをしていた。今のお話を聞くとさらに1ヶ月間経って992件約千件。すると約300件増えたわけですね次の1ヶ月間。この2%とか3.56%とか将来は5%とか7%になるであろうと想定される根拠をお尋ねします。

議長(浅野仁君) 政策財政担当課長補佐 中村元紀君

政策財政担当課長補佐(中村元紀君) 2%想定の方でございますけれどもこれにつきましては、電力会社等が電力料金等を口座振替の方からクレジットカードに振り替える格好の方策を取られていると聞いております。全国でいろんな会社がやられているわけですが、その中で概ね1%から5%程度が口座振替からクレジットカードによる支払いに替えられているという情報を入手しておりましたのでそれを基に玉城町としては2%程度という想定をいたしました。

議長(浅野仁君) 総務課長 中郷徹君

総務課長(中郷徹君) 先にお答え申し上げました内容につきまして1点追加訂正をさせていただきます。合計額で15億5千万と申し上げましたところでございますが、今回このクレジット払いの対象となっておりますものにつきましては個人の納付といったことに限りまして取り扱いをしております。従いまして先程申し上げました15億5千万につきましては法人に対する額を含んでおるものでございまして大変申し訳ございません。この内個人に対する額の集計額といったものは数字として持ち合わせておりません。この点お詫びをいたします。

議長(浅野仁君) 13番 世古欽史君

13番(世古欽史君) 最初の質問の中でまだお答えいただけていないのですが、今までの滞納者の方に対して効果があったかということについてお尋ねします。

議長(浅野仁君) 税務住民課長 松田幸一君

税務住民課長(松田幸一君) この4月終わりから5月にかけて滞納整理に廻ったわけですがクレジットに関しまして当初4月5月とクレジット加入が先程992件あったと確認しているところですが、これにつきまして即直結しているという今の状況でございませぬけれども滞納に歩いた際にクレジットでお支払い頂いたのが1件ございます。個々にはクレジットのお話もさせていただいているところでございますが、それが即クレジットになっていないということでご了承賜りたいと思います。

議長(浅野仁君) 13番 世古欽史君

13番(世古欽史君) 当初の目的が未納の方や滞納の方がこれで少しでも先程言われましたように手元にお金が無くても気持ちがあればカードを持っていればという意味合いはよく分かります。これは間違いないと思う。ただカード自体持つことが難しい。未納の人や滞納の人は役場にお金を納めなくても役場の中でのブラックカードにしか載りませんが一度カードを作った人が引き落としが出来なかったりトラブルが起きると次にほとんどの金融機関なりで融資は勿論自分自身の生活にもこと困るぐらい。クレジット会社はしっ

かりとしたセーフティーネットを持っていますから。そういうことを考えると果たしてこれは私の推測ですが、ほとんど問題なく引き落としで義務を果たして来た人達がどうせカードでポイントが貯まるならということになってしまわないかという気がいたしております。それとカードによって支払いを受けた1%は確実に目減りするわけです。増えていけば増えていく程町は困る。先程も民間会社で5%と言っておりましたが民間会社はカードを扱いたくないのです。だけど小さな飲食店もそれをやらないと今日はお金持っていないけど飯を食いたいなという時にカードで食える店の方が確実。また知らない町へ行ってカードの方がぼられると言うか法外な料金を請求されることも少ないわけです。そういう意味も兼ねて皆カードを使うわけで今後いろんな方面からカードの是非については出てくると思いますが、私は新しく導入したことは進んでいるなという部分もあったのですが1%減った分が必ず住民の負担になって跳ね返ってくるということをご理解して頂きたい。そのことを考えたらカードの加入率を上げる為とかいろんな目的で付けるポイントについて町はあまりコメントするのもどうかという気はします。今月の『広報たまき』にも何も出ていないのです。あまり宣伝しないのはこのことが分かっているからか。それだったら何故2つのシステムを持ったのかと色々な面で疑問を感じております。この問題については今後も役場も細かな数字を常に掴みながらもっともっとこれを普及させたら役場は確かに楽になる。だけど目標にあるものが未納や滞納の人であるならば、さらにもっとこれに輪のかけた努力を考えないと、多分これは救世主にはならないだろうという気がいたします。

2番目の質問に移ります。街づくり戦略会議。これちょっとお断りしておきますが私が今度の新しいホームページからなかなか役場の言わんとする部分にようたどりつけないのかもしれないかもしれません。何回もチャレンジするのですが今年に入ってから戦略会議の動きが読めません。去年の12月分までは5回に亘っていろいろ読ませてもらいました。こんなことを討議しているのだなとかこれ良いなというのもありました。その中に当然たまき応援団も出てきているわけですが、これはどうして出てこないのかその間会議らしきものが一旦中断しているのかなというようなことを疑問に思った事と3月20日は戦略会議から町長宛にお城公園の活用についてという提言書が出されております。また5月17日にはたまき応援団の設置運営についての提言書もしっかりと出されております。この提言書を受けられた町長のお考え、今後の共同作業と言われる部分についてのお考えを、今まで何回かお聞きしておりますが、この提言書にはかなりしっかりと町のこうしなければならぬということが書かれておりますので、町長から今日もう一度答えを兼ねて発表して

頂きたいと思います。

議長(浅野仁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 街づくり戦略会議、たまき応援団についてのご質問を頂いております。最近の会議の活動状況或は又、玉城応援団結成その後の状況というお尋ねでございます。街づくり戦略会議は昨年8月31日に発足いただきまして現在まで10回開催していただいているわけでございます。今ご質問の中にもございましたように3月にはお城公園の活用についての提言をいただいたということでございまして、これからその提言を受けていろいろな取り組みをしていかなければならないというふうに、考えているわけでございますけれどもその前後して住民の皆さん方始め、小中学生あるいは企業の皆さん方が、周辺環境整備に取り組んでいただいているという現状もあるわけございまして、今後も具体的な取り組みを城中心にいたしまして、さらに環境の保全そして歴史あるいは文化財の中で住民の皆さん方がこの町に誇りを感じていただけるように、そういう取り組みを進めたいとこんなふうに考えているわけでございます。一つひとつ提言を受けて具体的に進めてまいりたいと思っているわけでありまして、引き続きましてこの5月17日でありましたがたまき応援団についての提言を受けたわけでありまして。現在これについて、どんな取り組みをしていくのかというふうなことの制度設計と言いますか、要綱の作成など行っているという状況でございまして要綱の作成が出来次第一般の方からも募集してそしてこの運営を始めたいと思っているわけでございます。ご承知のように協働という言葉でありますけれどもちょっと一般の方にはご理解していただきにくいのですが、つまり住民の皆さん方が主体で、この地域を作っていくということであると私は認識をしています。その中で応援団という少し誤解を受けるようなこととなりますけれども行政を応援するというのではなくやはり行政と住民が一体となった地域作りが、これから必要になってきている時代になってきているわけでありまして、そんな取り組みに提言を受けた中で一つひとつ具体的な取り組みをいよいよしていきたいという状況でございまして。後必要な部分は担当からも補足申し上げますが、そういうことで街づくり戦略会議の皆さん方大変何回かに亘ってご活躍いただいておりますし、これからはいろんなテーマに基づいて積極的にご提言いただいてそれを実践していく。それを構想的なことではいけない時代でありまして一つひとつやれるものからやっていく。そんな中で行政が進めていくという時代ではない。住民の皆さん方が主体になって取り組んでいただける方策を考えていきたいなというのが、今の私の考え方でございます。よろしく申し上げます。

議長(浅野仁君) 総務課長 中郷徹君

総務課長(中郷徹君) 最近の活動状況についてといったお尋ねでございます。その会議の内容等についてホームページに掲載されていないということについてでございますが5回目以降につきましては先程町長からご説明申し上げております。前2回の提言の取り纏めについて大きく時間をかけていただいている。その概要につきましては追ってまた掲載していきたいと考えているところでございますが、その後におきましては地域コミュニティーの育成または従来ありました地域コミュニティーの再生といったことにつきまして現在ご検討を進めて頂いている状況でございます。

議長(浅野仁君) 13番 世古欽史君

13番(世古欽史君) 先程の町長また総務課長からの答弁の中に何か答えがあるように思うのですが、まずこの2つの提言書の中で私ポイントを絞ってみました。間違いがあるといけませんので文章を読ませていただきます。内容はこういう紙3枚になるようなしっかりした内容です。非常に頑張って作ってもらったなということなのですが、先程課長が言われるようにいろんな情報を投げかけなければ駄目です。例えばこんなのをやっていたからという情報も情報なのです。だから自分達の方で情報をコントロールしてはいけません。まずお城公園の活用についてという部分は「その締めくくりとして町民の理解と協力が必要不可欠である。中長期的な視点に立ちじっくり取り組むことが重要である。お城公園の活用に当たってはより多くの住民、団体企業などが関心を持ち一緒になって活動することが必要であり」ここが重要です。「活動する住民の意見、アイデアを取り入れた事業の展開を図ることが重要である」と考える。このことから町は行政として町民を始めとしたさまざまな主体との話し合いの場を設けるなど、調整役としての役割を果たすことを期待する」と締めくくられております。また、たまき応援団の方では5月17日に出されたものですが「限られた行財政資源の中で町長の言う住民満足度の高いサービスの提供を実現していくには行政(町)は多様な手法で住民の声を収集し住民との情報交流を図り一緒になって考えていくことが必要である」というふうに締めくくられております。しかし現実を見ますと役場の方は最近の新しく何年ぶりにリニューアルされたホームページ見られましたか。新しくなったのですよ。今まで『みんなの声』へいくまでが非常に分かりにくいとか分かれ道が多すぎて目的地にたどりつけないとかいうことがありました。しかし今回は前に少しでも問題となった部分を全部カットしている。だから今街の人がどんな不満を持っているか、何かがこういう事でくすぶっているのか少なくとも善し悪しは別にして玉城町民、まあ広い意味で言えば小俣町の方も度会町の方も参加して玉城の問題点なり良いところなりを今までは読めました。しかし玉城町は今度のホームページの改定で全くお隣



の町と同じになってしまいました。何を言ってきているのか分からない。聞きますと声は出ているのです。出ているのですがそれを役場の方でカットしているみたいなそういう雰囲気です。折角『みんなの声』という覧ができ入りやすくなった。開くと最初の画面にこういう『みんなの声』が出てくる。また上の方には別に入る所もある。ずっと行くのですが行った中に今度玉城の町政プラス文化福祉保護、福祉保健、産業環境コミュニティーこのどれを取ってもひとつのコメントも入っていません。何ヶ月間の間町から何も声が無かったのか誰かが作為的にやっているのか。折角頑張って作ってくれているこんな立派な提言書いただいて町長自身が一緒になってしなければいけないと財政難やなんらかの時に乗り切れないと言いながら、かたやで本当に町民の声とかアイデアとか吸収していくような部分がまだまだ欠けているように思います。私の質問はこれで終わりますが、何かこのことについてご意見がいただけるのであれば頂きたいと思います。

議長(浅野仁君) 総務課長 中郷徹君

総務課長(中郷徹君) 先程ご指摘のありましたホームページに寄せられる意見、住民の方々から町へ寄せられる意見を一方的に無断で削除いたしているといったことをございしましたが一切そのようなことはいたしておりません。お申し出のあったことにつきましては、それぞれ慎重に受け止めまして対処を申し上げている。このホームページの活用と言いますか全体の組立、あり方につきましては今後につきましても検討し改良を重ねていきたいと考えております。

議長(浅野仁君) 13番 世古欽史君

13番(世古欽史君) ありがとうございます。そのことについてホームページの有り難さは今日からでも変えようと思えば変えられるのです。変わって2ヶ月になりますか、全くそういう声が出ないということも私は不思議だなと思っておりましたので、是非みんなの声がどんどん寄せられやすいように全てのことについてお願いしたいと思います。以上です。

議長(浅野仁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 先程の世古議員お尋ねの中にいろいろホームページの関係で、住民の声が届いていないのではないかというお尋ねがありましたけれども私の町政を進める上での考え方といたしまして、やはり出来るだけ住民の皆さん方の声をお聞きして、先程も申し上げておりますように町と住民の皆さん方が一体となった地域づくりをしていかなければいけないということは当然のことだというふうに思っておりますし、その中で全ての町行財政運営は公開してそしてまたケーブルテレビ、広報なり、ホームページ、そしてまた職員にも命じまして努めて自治区の方へもお邪魔させていただいて、そ

の中でいろんな意見を賜ってくるという姿勢を、打ち出させていただいておりますので、住民の皆さん方と色々な問題を共有しながらこれからも街づくりを進めてまいりたいという考え方をっておりますので、ご理解賜りたいと思います。

それから前段にご質問をいただいております事につきましてご承知のように三位一体の財政改革が行われまして、この4月から所得税から住民税への移行ということになります。なんといたしましても議会始め監査委員の方からも毎度毎度ご指摘をいただいておりますように、徴収に努力しなければならないことでありまして、ずっと長年の実態を私もながめてまいりますと初期の段階に滞ったものが、なかなか返せないという事がかなり多いと思っておりますからやはり隣の市におきましても高い所では2割位の徴収委託料を支出して徴収しているというふうな形です。当然一番大事なことでございますので現在振り替え不納の1件当たり約千円位の費用がかかっておりますけれども口座引き落としが約10円。そしてまた未納者の所謂リストアップもやはり70円位かかるというふうなことで1%の手数料とあまり相違がないというふうなことでありますけれども、なんとしましてもこれからいろんな工夫をしながら財源の確保に努力していきたいと考えております。よろしく願います。

議長(浅野仁君) 以上で13番 世古欽史君の質問は終わりました。

次に15番 風口尚君の質問を許します。

15番 風口尚君

15番(風口尚君) 只今議長のお許しを頂きましたので通告書に従いまして2点程お尋ね致します。1点目は児童館と放課後児童クラブにつきましてということで2点目は農業振興についてということでございます。

まず児童館と放課後児童クラブにつきましてお尋ね申し上げたいと思います。現在玉城町には田丸地区のさくら児童館、あるいは外城田地区にございます梅がおか児童館と2ヶ所ございます。ケーブルテレビ等でいつも活動ぶりを拝見させてもらっているところでございますけれども、児童館とは健全な遊びを与える、健康を増進する、あるいは情操豊かにするという目的があるようでございますが、特に近年女性の労働力需要及び就労意欲が高まってきており学童保育の希望者が増加している。そんなことから児童館の役割は益々重要になってくると考えるわけですが、そんなことから児童館の事業につきましてまず1つ目がどのような活動を行っておられるのかお聞きしたいと思います。2つ目が職員体制につきまして例えば保育士が何人いるのですよといったような、分かりましたら資格も伺わせていただきますと有り難いわけでございます。

2番目に放課後児童クラブにつきましてということでございまして、最近特に、私も有田小学校の校門の前を当然放課後ですけれどよく通りかかることがございましてバスが出ていくのをよく見ます。中には大きなヘルメットかぶった小さなお子さん、3年生までの方ですね、児童館に今から行くのかなと見送るわけでございます。その数が段々増えてきたのかなという気がしておりますのでこういった質問をさせて頂きたいと思っております。現在の登録されている人数はどれほどなのか。あるいは多分ですけれど増加傾向にあるかと思っておりますけれども、今後どのように考えておられるのかということをお聞きしたいと思います。条例なんかを見ますと概ね50名程度と書いてあるのですがそれ以上になるのかなと思っております。

後3番目でございますけれどもファミリーサポーター制度につきまして託児制度でございまして急な用件が出た場合に、事前に登録されているサポーターの方々がお預かりするといった制度でございましてけれども今まで過去検討されたことがあるのかどうか。それと通告はしておりませんが近隣の自治体に今導入している所があるのかもお願いしたいと思います。それと玉城町は導入のお考えがあるのかどうかその辺りをお伺いしたいと思います。以上よろしくお願い致します。

議長(浅野仁君) 15番 風口尚君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 風口議員からご質問いただいております児童館と放課後児童クラブについてのお尋ねでございますが、私といたしましてもやはり安心して子育てが出来る環境作りに力を入れていかなければいけないと、こんなふうに考えているわけでございます。その中でのお尋ねでありますけれどもまず児童館の活動状況でございますが、当然ご質問の中にもございましたように地域の子供たちが健全で、仲良く遊んでいただくというふうな施設ということでありますけれども育成の施設ということでございまして、児童館の中には当然指導員がいるわけでありまして、それぞれ季節に応じたいろんな行事いろんな活動を、計画をもって進めているということでございまして、それぞれ年齢の違う子供たちがその中で仲間意識を育てていただいて交流の輪を拡げているという状況です。今職員数が12名でございます。この中の指導員の方の資格は、特にどういう資格をとということでは予め受付はしていないわけでございますけれども、現在の指導員の方の中には学校の教員の資格をお持ちの方、あるいは保育士の資格をお持ちの方もおられるという状況になっております。それから放課後児童クラブの状況でございますが田丸、有田の子供たちが対象の田丸小学校の中にございましてさくら児童館の登録人員が118名でございまして、そして外城田小学校の東側に設置して

おります梅がおか児童館が現在69名の子供たちで登録されております。それとお尋ねの中にありました今後の対策ということでございます。これにつきましては町の第4次総合計画の中にもこのことについて、建設整備等引き続き検討していくということになってございます。検討も進めてまいりたいとこんなふうに思っているわけでございます。さらにファミリーサポートの制度といたしましてもやはり町が子供たちの数が増える町と認識しておりますので今現在15歳までのお子さんがあまり変動なくて2千500人程度でございます。そういう町でありますしこれから考えてまいります。あるいはまた是非ともこれから玉城町に住んで玉城町で子育てをしたいというふうな形で、子供たちが増える町づくりに繋がっていけば良いという考え方を持っているわけですから、なんといたしましてもファミリーサポートセンター等の検討もしていきたいと思っております。先般策定いたしました町の次世代育成支援行動計画の中にも平成21年度までに設置の目標を作りたいという考え方を持っております。もう1点の近隣の情報でございますが伊勢市がNPO法人に業務委託しているということを伺っております。今も申し上げましたように町単独でファミリーサポートセンターを立ち上げるというようなことではなくて広域的にNPO法人と共同しながら、提供していただける会員の方の掘り起こしを図っていきたいというのが現在の考えでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長(浅野仁君) 生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長(林裕紀君) 補足説明をさせていただきます。まず児童館の職員態勢の中の資格等でございますけれども、基本的に資格は無くても児童館の職員の対応としては問題無いのですが、実態といたしまして小中学校の教諭の免許を持ってみえる方が4名それから保育士の免許を持っている方が4名計8名の方にご勤務ねがっております。それからファミリーサポートについてですがこのファミリーサポートセンターとも兼ね合うのですがお母さんが急な残業とか子供を保育所に迎えに行けないとか、また日曜日とか祝日で保育所が休みまた仕事を探しに行きたいけれども子連れでは難しい、産前産後や病気なんかで子供の送迎が難しいといった時に、子供をどこか預かってくれる所はないかということで今動き出しているのがファミリーサポート制度またファミリーサポートセンターとなるものだと思います。これは基本的に子供を預けたいという依頼会員と子供を預かってあげようという一般家庭、提供会員とが1時間いくらかという契約をしまして相互の契約の中で急な事が起こった場合に子供を預かってもらう。その真ん中に立って信号機の役割をする、いろんな取り次ぎをするのがファミリーサポートセンターということになっております。近隣ではというご質問でしたので隣では伊勢市がNPO

法人と契約いたしまして伊勢ファミリーサポートセンターというのを作りましてNPO法人に業務委託してやっているというのがあります。このNPO法人の中身をちょっと紹介させてもらいますが、現在19年3月末の会員数ですが445人というふうに承っております。依頼会員即ち預けたい方の登録者数が239名それから提供会員、自宅を開放して預かるという方ですが167名依頼と提供両方やってみえる方が39名ということで総勢445名の方がサポートサービス。約5年間経過しているようです。当然玉城町といたしましても今後は伊勢市さんがやってみえるようなNPO法人とも業務委託を考えながら、また町の設備の中で出来ることを考えて協働しながら玉城町の仕事としては、提供会員即ち自宅を貸している方の掘り起こしというような事と提供会員の方が依頼会員のお宅の子供を迎えに行く間の事故の関係とか、預かってくれる方の研修制度とかこんなものを町としてサポート出来たらなど考えております。以上でございます。

議長(浅野仁君) 15番 風口尚君

15番(風口尚君) ありがとうございます。児童館事業につきましてはよく分かりまして、資格を持ってみえる方もたくさんいらっしゃるのだなと思いました。児童館と放課後児童クラブは私も実は認識不足でございましてなんかごっちゃになったりしておりまして、児童館は出入りが自由で言ってみれば図書館のようなものですよというようなことをお聞きしました。放課後児童クラブというのはやはり利用料も1日1人150円必要でございまして登録も必要ということがございまして、このあたりが私共の孫もたまにお世話になるのですが「児童館に行ってくる」と言っていくのですがその辺がごっちゃになりまして管理責任と言いますかその辺が放課後児童クラブの皆さんにはそういった管理の所謂責任が当然あるわけでございますけれども一緒になって遊んでいることもありますよね。そういった場合にその辺りの区別と言いますか先程言いましたように私もごっちゃになっていたのですが、親御さんがその辺り理解しているかというふうに思います。その辺りを周知徹底していかないと何かあってからでは遅いと思ひまして、そういったことの責任的なことがあろうかと思ひます。その辺りのお考えと言いますか現状と言いますかお願いしたいと思ひます。

議長(浅野仁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 保護者の方のご理解というふうなことのご意見でございまして、そういうこともこれからもう少し徹底していない部分は徹底していかなければいけないというふうに思っておりますのと、もう1つは子供さんが増えているということがあるわけございまして、結構なことであるわけですけれども放課後児童クラブと今考えたいと思っているのは地域の皆さん

方に協力いただいて子供たちの居場所作りと言いますか、今回も補正予算で計上させて頂いておりますけれども放課後子供教室というふうに、一度年次計画をもって考えたかどうかとこんなふうに思っております。具体的に前段のお話で、児童館であふれて子供たちが運動場で遊んでいるという状態があるわけでありましてけれども、学校の体育館や空き教室が利用出来るのではないとか、あるいは出来るだけ地域の高齢者の方々も関わっていただいておりますしお手伝いをしていただくようなことが出来るのではないかと。あるいは今申し上げましたようにこれから約3年位で検討してまいりたいということで予算計上を提案させていただいているわけでありましてけれども、子供たちが地域の中の皆さん方と一緒に育っていくということを通じて地域の所謂コミュニティを取り戻していくということがこれから大事だと思っておりますので総合的にいろんなことを検討してまいりたいと思っております。

議長(浅野仁君) 15番 風口尚君

15番(風口尚君) 放課後児童クラブにつきましては私も提案させていただきたいと思っておりますが、玉城町に学習等共用施設というのが私共長更にもあるのですが防衛庁予算の関係の建てられた所が5つほどございます。もちろん区民の皆さんのご理解は当然あるわけですが、そういった所を活用されて、子供たちを放課後見ていただきますと良いのではないかとおっしゃるわけでごさいます、町長今言われましたように児童館は有田地区下外城田地区が今ありませんから、長期計画では計画されているのは私も存じているのですが特に児童館が必要かなと思うのです。そういった放課後児童クラブにつきましてはそういった所を利用する。これはやはりおっしゃったように地域の皆さん方例えばお年寄りとかそういった方々と一緒に子供たちが昔の遊びとかいろんな教えとかをお年寄りをお願いすると言いますか、そういったことがこれから特に今のこの世の中お年寄りの知恵なり、あるいは教えなりをいただくのが大切なことかと思ったりもするわけでごさいます、その辺りをうまく学習等共用施設を利用して進んでいただきますと、有り難いなと思しますので是非その辺りご検討願いたいと思っております。50名というふうな人数の中にさくら児童館には118名。よく保育所も多いとご指摘されておりますけれども本当に多いわけでごさいます。外城田地区の梅がおか児童館に至りましては69名でごさいます。これは各地域の地域性がございまして、私もそう思いますがそんなことで放課後児童クラブはそういうふうなことをご検討いただくと有り難いというふうに思っております。最後のファミリーサポーター制度でございますけれども昔は向こう3軒両隣ということで地域のコミュニティが生きておりましたいざという時には預けたりあるいは預けられたりしていたわけでごさいますけれども、なかなか今の時代そんな良

きつきあいが残念ながら出来ないと言うか難しい。こういった時代でございますから制度も当然必要になってくるのかなと思います。是非今までにご検討なさったかと思えますけれども、例えば今伊勢ではNPOと協働でとおっしゃいましたが、今後団塊の世代の方々が退職なさったりされるわけでございます、先程言いました児童館と同様の考えになるわけですが、そういった方々に我が孫のようにお願いする。そういう方もおられると思う。そういうようないろんな試みをやっていただきますと、良い結果が現れるのではないかと思ったりします。以上この件につきましてはこれで終わりたいと思います。

次に農業振興につきましてお尋ねしたいと思えます。特に今年は水不足だそうございまして、農家の皆さん大変ご苦労なさっておられるようございまして。生き物には水がとても大切でございまして命でございまして先週も私共の地区で排水の清掃をしたのですが、大変取り除く物が多うございまして時間がかかったわけでございますけれども、どうやら大雨が少ないせいであるようございまして。さて私も20年程前から農業から身を引いているわけございまして、こういった質問をする資格はあるのかなと思うのですが、農業に対する認識不足は否めないわけでございますけれども最近ちょっと思うことがございまして今日お尋ねしたいと思うのですが、時代の変化と共に農業に携わる人が年々減少しており、農地の耕作委託が増加しております。これは私共の地区でも例外ではございませぬ。特に気になることがございまして町外から委託業者が参入されておられますね。特に地元の委託をなさっている業者よりもどういうふうな言い方をしたらよいか分かりませんが住民借料と言いますかそういうのもかなり上げて作業なさっておられる。その辺がちょっと気になるところでございまして、また農地を町外の方に売却なさるような方々も出てきているわけございまして、他産業と比べますと収益性が低いわけございまして、当然と言えば当然かと思うことなのですが、そういうような現状を考えると農地あるいは農家を守らなければならないという強い気持ちになるわけです。そこでお尋ねしたいと思えますけれども今玉城町農地1千500ヘクタールとお聞きしておりますが耕作委託の面積は多分増えていると思えますが、どのくらいになっているかお聞きしたいと思えます。それとよく担い手育成、担い手ということを聞くわけございましてけれども担い手育成について現状、あるいは今後玉城町の担い手対策をどのようにお考えなのか。それと3点目でございますけれども玉城町も法人化されている所もあるようございましてけれども、去年でしたか福井県大野市へ視察に行きました。農事組合法人アバンセ乾側という所を視察にお邪魔したのですが、今までの経過なりをお聞きして驚いたのと大変感銘を受け

たわけでございますけれども以上お尋ねしたいと思います。

議長(浅野仁君) 15番 風口尚君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 農業振興についてのお尋ねの前に前段でご質問賜りました児童館の関係あるいはファミリーサポートにつきましてはご提言いただきましたことをこれから検討してまいりたいと思っておりますので、これからよろしくお願い致します。

さて農業振興についてのお尋ねでございますけれども、玉城町にとりまして農業無くして玉城町はないと言ってもいいわけでありましてけれども、まず町の将来1千500ヘクタールの優良農地を保全して農業振興をしていくということが大変重要課題だと考えております。そんな中でご承知のように国が戦後最大の農地改革を進めてきたということでございまして、平成17年に策定いたしました食料農業農村基本計画の中で特に施策の対象を一定規模以上の担い手を対象にして、実施するというふうな大きな政策転換をはかってきたわけございまして、その中で水田農業を主といたします玉城町の農業振興を図る為には、それぞれの地域がやはりその特徴を生かして主体的に取り組んでいくということが非常に大事だと考えているわけでございます。大変将来考えますといろんな事で心配が起こってくるわけでございます。その中でもお尋ね出ございますけれども、現在の正確な数値で申し上げますと農地の面積が1千562ヘクタールということでございまして、その内利用権の設定が済んでいるのが302ヘクタールということでございまして、約19%ということでございまして、利用権設定の中にはそれぞれ期間があるわけございまして、1年から2年、3年から5年或は6年から9年、或は10年という形。その内3年から5年の設定が約80%ということでございまして、農業経営の改善計画のある認定者所謂認定農家の関係でございますが45の経営体があるということでございまして、基盤強化促進法によりますところの担い手の数が個別の担い手の方が48人、組織が2という状況でございます。今アバンセのお話もございましたけれどもやはり町の将来農業振興を考えてまいります中では、より一層集落内での土地の利用集積を進めていただく必要があるということでありますし、出来るだけ地域の方が担い手になっていただく事が必要だと思っております。そんな中でいろんなビジョンとして産地作り交付金の中で担い手への利用集積が行われた場合の交付金の交付の措置を講じさせていただいているということでございまして。或は又町の水田農業構造改革対策助成事業という、所謂町単の事業といたしまして担い手にも一定規模の麦、大豆が集積された場合に交付するという事になっております。そういう状況でございます。さらにまた法人化についてで



すけれども現状6法人があるわけでございます。基本的には現状の就農者の高齢化あるいは兼業化が進んでいるということでございまして、農家の皆さんそれぞれが農業の将来について、不安を持っておられるのが現状であると思っております。やはりこれからは農家の皆さん自身がまさに自己決定自己責任の中でどう取り組んでいくか。昨年からJAが個々の農家にお尋ねいたしまして、これからのそれぞれの農家の将来についてどう考えていくのかというふうな意見を聞き取っている。それを今後基にいたしましてそれを集約いたしまして、これからどうしていくのかというふうな考え方も持っていきたいということもあるわけでありまして。特に伊勢平野の5千ヘクタールの農地を先駆けての、所謂宮川二期事業が平成22年には完成する。或は有田平野を中心にいたしました経営体の基盤育成事業が、完成をしていくという中で、折角完成したのに農地が空洞化してしまうことになってしまったり、或は又この経営体基盤育成法の条件の中で、当初の予定通り進まなかったということで、補助金を返還しなければならないというような形になってはならない。なんとかこれからそれぞれのいろんな危機的な状況を農家の皆さん同士が話し合っていただく場が大事ではないかと考えております。この事にこれからも力を入れてまいりたいと思っております。

議長(浅野仁君) 15番 風口尚君

15番(風口尚君) ありがとうございます。担い手育成の交付金とか今いろんな事をおっしゃっておられましたけれども、単純に素人みたいな言い方をして申し訳ないのですが例えば「俺がやってやろう」という方が中におられた場合に大変な設備なりいろんな資金が必要かと思いますが、今の交付金というのがちょっと分からなかったのですが、そういった助成を玉城町としてそういった方々にするというようなお考えはどうでしょうか。

議長(浅野仁君) 農林商工課長 田畑良和君

農林商工課長(田畑良和君) お尋ねの助成の件ですが、認定農業者ということで登録いただきますと作付け関係につきましてはいろいろございまして、特に認定農業者になっていただきますと制度資金ということで、施設関係につきましても融資の制度はございますが、町単としまして現在のところ施設に対しまして助成という制度は特にはございません。今後農業者の現状を見ていく中でますます高齢化、離農というような農家離れが進んでいく中で議員おっしゃいましたように「俺がやってやろう」というふうな農業者の方がお見えということも将来的には考えられますので、そのことにつきましても今後検討余地はあると思っております。以上です。

議長(浅野仁君) 15番 風口尚君

15番(風口尚君) 是非検討をして頂きまして、僅かでも助成をして頂くと

そういった方々も、ますます意欲がわいてくるかと思いますのでお願いしたいと思えます。特に農業につきまして町長おっしゃられた通りでございまして、今後も関係機関あるいは集落が真剣に討議をして農業経営の安定につきまして今後もお願いしたいと思えます。私も農業関係のことにつきまして冒頭でも申し上げましたように、あまりよく分からないところもありますけれどもまた今後共担い手育成、あるいは集落営農の推進をお願いしたいと思えて質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

議長(浅野仁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 玉城町の農業は29県下の自治体にありまして一番農家当たりの耕地面積の保有が多い町でございまして。玉城町の農業の将来をどうしていくのかというのは、冒頭申し上げたように本当に町の存亡に関わっているというふうに思っております。国の施策もいろいろ認定農家或は集落営農というような動きにもなっております。これもやはり取り組んでいかなければならないわけでありまして、その中にありまして玉城町は玉城町なりの農地の保全、農業のあり方を工夫していく必要があるのではないかと思っております。現状は農家の後継者の方が周辺の地域に就労していただいて、そして自分の所の農地を守るというのは続いていくだろうというふうに思っておりますし、そんな中で出来るだけ町としてもバックアップ出来ることは玉城町なりの施策を考えていかなければならないと思っております。よろしくお願い申し上げたいと思えます。

議長(浅野仁君) 以上で15番 風口尚君の質問は終わりました。

ここで10分間休憩します。

(午前 10時26分 休憩)

(午前 10時38分 再開)

議長(浅野仁君) 再開致します。休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に8番 鈴木加奈子さんの質問を許します。8番 鈴木加奈子さん

8番(鈴木加奈子さん) 議長のお許しをいただきまして一般質問に入らせていただきます。今回の一般質問につきましては通告にも書かせていただいているところでありますが、この度女性の方達を中心にいたしまして安心して子育てが出来る町を目指してのアンケートをお願いしました。その中に切実な本当に胸を詰まらせるような事柄がたくさん記載されておりました。早速に取り組んでもらわなければいけない事柄ばかりでございまして。びっしりと書かれています。中にはこのアンケート用紙以外に便せん何枚にも亘ってびっしりと書き連ねておられる方もあるほどでございまして。これほど大変な思

いをしながら、それでも子供を育てる為に苦労しているのだなということを感じました。それで最初に保育所の関係でございますが保育料や保育内容そしてまた施設などについてお伺いしたいと思います。

最初にこれは先の議会でも申し上げたところでありますが、所得税の税法が変わりまして増税になるということから、収入が変わらないのに税金が上がることによって保育料が引き上げられるといったことのないように、通知が厚生労働省から昨年12月に参りました。これを受けて各自治体は取り組んでいると思っております。玉城町におきましても町長ご自身が保育料の引き上げにならないようにするのだと明言されておりました、これに取り組んで頂いていると思っております。それでまずはどのようになさることになったのか。要するに保育料の税額別の段階が区切られておりますがこの段階枠を移動させることによって、税が上がっても保育料が上がらないようにするということが通達としてあったわけでございます。この通知の中にはまだありまして第2子減額、第3子減額がこれまでですと所得が一定のところまいますと第2子減額ではなくて第1子の保育料が減額、もっと平たく言いますと保育料の安い方の子供の減額になるという弱点がありました。この12月の通知によりますと、やはり少子化対策ということで子育てに国の方でも支援をするという方針を持っておりますので、この減額制度も所得に関わりなく第2子減額は二人目の子を2分の1に、第3子減額は1割を徴収する。だから高い方の子供が1割徴収となるということでもあります。そしてまだこれに加えられました。今までですと保育所に行っている子供だったらその子達に限られておりました。幼稚園にお兄ちゃんが行っていて下の子が保育所といった場合には第2子減額が受けられませんでした。けれども今年から保育所に行っている子幼稚園に行っている子も勘定に入れまして第2子減額第3子減額は適用されるというふうになりました。玉城町には幼稚園がございませんが他の地域で幼稚園に行っている子もあろうかと思っておりますので、このことは聞き取りなりなんなりしてもらわないと玉城町だけではキャッチ出来ないかと思っておりますがこの実施につきましてどのように考えているのか。私自身も玉城町の周辺の自治体に参りまして、ずっとお話を担当者から伺ってまいりました。伊勢市では子供課という課がございましてその担当者からお話を聞いたのですが、国が少子化対策でそういう方針を出しているということであれば、今年からそれを実施していかなければならないというふうに考えていますというふうに言っておられましたし、度会町では町長選挙や議員選挙を併せて今やられているところですが、新町長さんのもとで相談をしていきたいということでお話をしてみえました。こういった状況もあります。この状況を踏まえまして玉城町としてはどのようにするの

か。因みに玉城町では第3子減額というのは勿論、先程言いました途中での所得によります弱点というのがあるのですが1割徴収でなくて2割5分徴収が行われていました。よその自治体とそれぞれ違うというのも各自治体の市町村長に委ねられているということから、こういったことも現在としては起きていると思っております。けれども実際にこのお便りなりアンケートの中を見ますと3人目の子供を欲しいと思うけれども保育料が大変なのでどうしようかと迷っていますという事柄がありましたし、それから延長保育料が玉城町とよそと見比べますと、確かに高いことも今回明らかになってきたのでございますが延長保育料を二人に1万円として2万円そして二人の子供を預けて合計で7万円となる。お母さん自身が働いた分はそのまま保育料になってしまいますということが綴られております。時間長く働いても今所得がきちっと確保されない。同じように働いても臨時職員、パート扱いであったりということで不安定な職場に置かれているという訴えもこのアンケートの中で、はっきりしてきて本当につらいなという思いでございます。ここにもあります。3人目の子供を望んでいたのですけれども子育てにお金がかかります。保育料が大変ですということが書かれています。もう一人の方は親御さんの介護の為に仕事を辞めた。ところが保育料は変わらずに仕事していた時のように徴収されているということから非常に大変ですとやはりこの方ももう一人お子さんが欲しいということですが、子供を産むという事に躊躇せざるをえないということが記されています。この方に対する事柄としましては年度途中で所得が変更した場合には特例の措置として保育料の見直しをする。これに取り組んでいただいているはずでございますし、かつての事例はあるのですけれどもこのことが住民の皆さんに知らされていない。その為にこのような事態が起こっているのではないか。それからもう一つは窓口で対応なさった方にこの事がきちっと伝わっていない為に窓口払いになるような、冷たい態度で追い返されてしまったというそういった内容もございまして、本当に苦しみながら、躊躇しながら相談に行っている姿もはっきりしていますがそれでもそういう窓口の対応で、非常に苦しい思いをしているのが手に取れるように見えてまいります。という事で沢山の中には書かれておましてほんの一部を紹介させていただいたところでありますが申し上げましたように保育料の減免について、そして年度途中の所得が変更した時の減免もきちっと皆さんにお知らせする。どの程度の減額の時にはどのように保育料を減ずるのだということをお知らせしていく。こういったことについてお伺いしたいと思っております。まずはこれでご答弁をよろしく願います。

議長(浅野仁君)8番 鈴木加奈子さんの質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 保育料の関係についての2点でございます。具体的な内容をまた担当からも補足説明申し上げますけれど、まずはご承知のように所得税の定率減税が20%から10%に半減という形でなされたわけでございますけれども、定率減税の縮小に伴って保育料が値上げということにならないように7月からの保育料本算時におきまして保育料の徴収基準額を見直すことにしております。従いましてそういう形で従来通りの保育料ということで考えているところでございますし、また保育料の多子軽減所謂第2子第3子という形での説明もいただいたわけでございますけれども平成20年度つまり平成19年の所得ということで国の基準が定率減税廃止の方向であります。さらに10%が無しということになるわけでございます。税源移譲によります所得税の税率改正によりまして、保育料の徴収基準を見直すという考え方を持っていきたいと思っております。その際にあわせて保育料の多子軽減の方向につきましても検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長(浅野仁君) 生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長(林裕紀君) 補足説明をさせていただきます。まず定率減税につきましては町長の答弁の通りでございます。続きまして保育料の多子軽減のことでございますけれども、玉城町では昨年の通達に基づきまして国の基準が変わったということで伊勢市の例えば第1子の方が隣町の幼稚園に行ってみえて第2子第3子の方が玉城町の保育所に行ってみえる方の場合についての軽減措置でございますけれども、これを町長の答弁の通り来年の保育料の見直しと抱き合わせで、この方向で検討していきたいというふうに考えております。現在今申し上げたようなケースは町としては把握しておりませんが、けれども玉城町には幼稚園はございませんし、隣市の幼稚園にお子さんの中の一人が行くという可能性もあるかと思っておりますので導入へ向けても考えていきたいと思っております。それから多子軽減の基準の見直しについてです。現在第1子が全額であれば第2子は半額となっておりますが先程議員さんのご質問の通り、第2階層から第6階層即ち所得の低い方の階層なのですが第1階層は生活保護になりますので第2から第6階層の方については分かりやすく言いますと第2子ですから子供さんが小さいわけですから高い方の金額と言った方が分かりやすいと思っておりますが第2子の金額を2分の1とする。所得が高い階層の方へ分類する7階層から10階層につきましては第1子お子様の年齢が大きいですから、基本的には安い保育料になるかと思っておりますけれども第1子の安い方の保育料を2分の1にするというふうな制度をやっております。これにつきましてもご質問にありましたように第1子は全額、第2子は所得の制限関係なく全て半額に持っていけるように、これも20年度

の保育料の見直しと抱き合わせて考えていきたいと思っております。3子の1割についても同じように考慮して考えていきたい。保育料の減免でございますけれども玉城町の保育所の設置及び管理に関する条例の9条にまず保育料が大変だという場合については、まずは減免する前に納期の延納を行っているようにしております。ですから延滞金を付けずに納期を後ろへずらしてまた分納しながらまずは払っていただくという事を考えております。その後、事情を聞かせていただいて、徴収の規則に基づきまして減免基準がございますのでそれに基づいて減免を行います。18年度の実績といたしましては基本的に一人親の場合についての減免措置は規程通りやっておりますけれどもその他では主に規程としてはその世帯の生計の中心者が3ヶ月以上療養を必要とする疾病にかかり働きによる収入が得られなかった場合にその期間2分の1に減額するというのが6項目ありますがこれが恐らくご質問の1番中心の所だと思っておりますが3ヶ月以上の療養と疾病ということになっておりまして他の事情に関して減額するという規程はこの基準には設けておりませんが、いろんな申し出がありましたらその方の家庭状況等々を勘案してやはり3ヶ月以上収入が止まってしまうということがあれば7番の項目にその各項目の他町長が必要と認めたものというのがありますので、現場の担当の方でいろんな調査をして、最終的に町長の方で減免していただくという要綱をここで作っております。以上でございます。

議長(浅野仁君) 8番 鈴木加奈子さん

8番(鈴木加奈子さん) きちっと把握していなかった為に、最後のところの所得が年度途中変更になった場合という、これについての答弁が大昔の答弁そのままになっていると思います。積み上げになっていない。この減免の方向につきましては、実施すると今の話だと所得がゼロになった場合というふうに聞こえてしまいますがゼロになった場合ではなくて、両親が働いて子育てをやってきたところが奥さんの方が仕事出来なくなったとか、あるいは働いていた先が倒産して退職せざるを得なくなった、職を失ったといった時の場合も含んで、例えば2割程収入が減った場合あるいは3割収入が減った場合前年度の収入に合わせて税金によって保育料を設定すると、いうやり方ですと、今現在の生活に対しては合わないということでそういうランク分けをしながらどれぐらいの保育料の減免をするのかというこのことに、取り組んでいただくことになっていたのであります。その設定はこの6月議会までにお示ししたいというふうに私は話を担当から聞いておりました。ところが担当課長がこのような答弁をされるということでは、議会が動けないということになってしまいますので、新任さんでございますのでその点では何もかも掌握するのは難しいという点もあろうかと思っておりますけれども、予め通告いた

しておりますし前議会でも言ってきた事でございますので、このことについてはやはりきちっと掌握して言っていただきたいと思います。何故一定の目安みたいなものを作るように私が申し上げたかと言いますと、もしランクがなかったら返って良いのかも知れませんが、町長室へ行って子供さんを見せながら「町長さんなんとかしてよ」と言って、泣き落としをするというのも働きかもしれませんけれども、でもこれは客観的に見ますと玉城町の行政はさじ加減ではないのかと、こんなふうに写ってしまうということもあろうと思います。ランクは設けながらもそれからみ出る部分と言いますか、これは斟酌しなければいけないというようなそういう事情があった時には、やはり、また町長の裁量権に基づく減額措置というのが必要になるかと思えますのでランクを設けましても、やはりその一項目は置いておいて頂きたいとは思っております。けれども今取り組んでいるその成文化が遅れているのかその所は分かりませんが、今のような答弁の仕方でございますと全然善にも棒にもかからない、大昔の答弁のままということになりますのでこれは大変困ったことだと思います。考え方として後退したのかどうかそのことを伺いたいと思います。そして各ご家庭が今住民税のお支払い金額がどのようになったかということで、納付書が送られていると思っております。我が家におきましても2倍になったということで夫もびっくりしていましたが、町内の皆様もさぞやびっくりしていることだと思います。町内の半数以上の方が2倍になるのですから、これは本当に大変なことだと思います。それによりまして玉城町は大きな税の増収になるわけです。税源移譲ということもあり増収になるのですからそれが1億数千万、2億近いお金です。これはやはり住民の為に使うべきだと思っております。今子育て何年かを助けるということが将来働き続けることができ、また玉城町を支える大きな力となる人達でありますので、しっかりと財政面で支えてもらいたいと思えます。それから続きまして申し上げますが、保育所の施設の関係なのですが、先程のお便りを読み上げたわけですがその中にありますのは、有田の保育所で乳児保育をやっているということで有田地区に家を買って求めた。ところが急に、有田の保育所で乳児保育をやらなくなったということで、だまされた感じがする。後子供が続けて欲しいと思うけれどそれも作れないというご意見がありました。また7時半から子供の受け入れをしているそうですが7時半からの受け入れで外城田保育所に赤ちゃんを預けて、最寄りの保育所に上の子を預け二人の送迎をやらせると仕事に行けなくなってしまいます。助けてと書かれてあります。ですからやはり町長、乳児保育を玉城町の1つの片隅でありますところの外城田でやるだけというのは異常でございます。やはり一番希望する人数の多い所は田丸でございますし中心です。しかも以前か

ら申し上げているわけでありますが、田丸の施設というのは今大きすぎるのです。どうしてももう1つ建てなければならない。また危険な場所でもあるということで総合的に考えなければならない時になっています。1年2年待ってくださいというような話にはならない。そしてさっきの第2子減額、第3子減額におきましても今年1年は頑張ってください。なんでそんなことが言えるのですか。あなたご自身が今保育所に子供を預けていないからそんな冷たいことが、言えるのではないのですか。税務に前に見えたのですから、今年の税額はどんなふうになったのかということは、お分かりになっているでしょう。住民税が2倍となった同じ家計の財布から住民税が2倍出ていくのです。そして保育料もそうやって折角政府が子育て支援ということで、全国に通知を出したのに伊勢市では早速今年度から取り組む。同じ日本の国民同じ日本の子供でありながらちょっと距離が違うだけのことで、そんな差別的な扱いにならないようにやはり取り組んでもらいたいと思うわけです。そして児童館に対する要望も先程、他の議員さんから言っていた私には本当に嬉しかったです。これまでですとそういった問題に取り組んでいただけの方が、誠に無かったというか、保育所の問題なんかでも申し上げると横やりをさされることはあっても、ご一緒にやらせていただけるようなそんなご意見は無かったので、とても寂しい思いがしておりましたが、児童館については本当に町長ご自身もお考え頂きまして、是非とも児童館の任務と放課後児童クラブの任務がきちっと作用出来るように。あれだけの人員配置では到底少ないと思っておりますが、施設がだんぜん今のままでは足りません。有田地区にもう1ヶ所作っても、充分50人を満たしそれを超えることにもなってくると思っておりますので、これは早めて頂きたいと思っております。保育内容について或は子育てについての質問をしておりますので、引き続きましてよろしくお願い致します。

議長(浅野仁君 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 特に0歳児保育についてのご質問がございましたので、お答え申し上げますけれども、ご承知のように現在外城田保育所のみで拠点保育という形でさせていただいているわけがございます。0歳児のお子さんは6月1日現在で7人ということになっております。このお子さんも1歳児になりますとそれぞれの園でということになりまして6ヶ月の間お預かりしているということになるわけでございます。外城田保育所以外の園でも0歳児保育をというご意見なり要望があるというふうなことでございますけれども、そうなりますとそれぞれの園でのきちとした設備が必要になってくる。或は、職員配置も必要になってくるということでございます、なかなかいろんな経費的なことも考え合わせますと、直ちにそれぞれの園でということ



にまいません。いろんな子供さんの動向を眺めながら一度検討していかなければならないと思っております。以上でございます。

議長(浅野仁君) 8番 鈴木加奈子さん

8番(鈴木加奈子さん) 眺めている間に子育てと言いますか子供さんを産める年齢というのは一定決まっていると言うかそういうものがございまして女性の場合には身体的な理由がございまして。ですから眺めておりましたという訳にはいかないのであります。眺めていないで即決しなければ京セラの周辺道路の整備には、あんな3億何千万というお金をつぎ込み、又その後補正、補正で増額していくというようなこんな事態が発生しております時に、なぜ大事な子育てに眺めておりますというようなことが言えるのですか。そして延長保育料につきましてもこれも今の所お答えが無いのですが、これはもう少し引き下げる方向で検討頂きたいと思うし、働く時間に見合って終了は7時でも良いけれど始まり時間を7時からにして頂きたいというこんな願いもさっき申し上げたところであります。それにつきましても答えて頂きたい。眺めていないで頂きたい。この切実な願いに答えて頂きたい。このように思います。よろしく申し上げます。

議長(浅野仁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) それぞれ保護者の皆さん方のご事情があつてお仕事の関係で延長保育の要望があつて設置させていただいておりますけれども、これも当然のことながら職員配置をしておりますから一定の応分の負担をいただくということになるわけでありまして、今の段階では延長保育料を改めるといふことは難しいと思っております。

議長(浅野仁君) 8番 鈴木加奈子さん

8番(鈴木加奈子さん) 眺めていないで早く0歳児保育の実現をする事、そしてまた第2子減額、第3子減額は2番目の子を2分の1、3番目の子は1割徴収、所得制限を外して行う。このことを強く要望いたしたいと思っております。今年格別この町民税が2倍に引き上げられそれに伴って家計は本当に大変な時であります。子育てに専念する或は高齢者を家で介護しながら子育てに取り組む、こんな素晴らしく頑張っているお母さん達の為によろしくお願ひしたいと思っております。

次に第2番目は町立図書館についてであります。これも子育てアンケートの中に非常に多いのです。なぜ玉城町は図書館を作らないのですか。これには経過がありました。経過を述べていただいておりますと時間もありませんのでその経過は度外視いたしまして、やはり町民の文化要求の高さを非常にこのアンケートの中で感じておりました私はこの要求をとともうれしく思っております。是非とも玉城の図書館を別に作られるか何かしないと村山記念

館のあれでは、ただ単なる読書室或は学習室のようなものでありまして、図書館と言うにはあまりにお粗末でございます。玉城町の方の小俣町図書館利用というのは相当高い数字を示しておりますけれども、是非とも玉城町で利用が出来るようにそして休日土曜、日曜日という日も活用出来るようなそんな姿に持って言って頂きたいと言う要望も強いのですが、このことについてお伺い致します。

議長(浅野仁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 2番目の町立図書館についてのご要望でございます。図書館の現在の利用状況等も申し上げて答弁とさせていただきますけれども、蔵書数が現在8千537冊でございます。また毎年の予算の中で新刊図書の購入もさせていただくということにしております。現在の利用状況でございますけれども1日平均小中学生を入れて10人程度が利用しているということでございまして、図書の貸し出しにつきましては、月平均で延べ100の方が利用しているという状況でございます。それでご承知のように町の福祉会館と小俣町の図書館が県との協調利用というふうな契約で、相互利用ということになっておりまして、小俣町の図書館における玉城町民の方の利用状況というのは平成18年度で見ても玉城町民の方が3万4千77冊小俣町図書館の内14%を占めているということでございます。それで図書館利用の登録者カードが発行なされているわけでございますけれどもこれも玉城町の方が3千525人小俣町図書館全体の内11%の方がカードをお持ちということになっております。当面は従って伊勢市になりましたけれども引き続き小俣町との相互利用ということは、新伊勢市との中で協定がなされておりますのでまた町の福祉バスもそこに運行しているということになっております。出来るだけこういった形で相互に公益的にいろんな公共施設が有効活用していくことが行政運営していく上で、非常に必要なことではないかとこんなふうにご考えております。よろしく申し上げます。

議長(浅野仁君) 8番 鈴木加奈子さん

8番(鈴木加奈子さん) 町長から発言して頂きましたように、玉城町の利用が非常に多いのは、やはり玉城町民が文化的な水準が高いなということを感じさせる。だからこそやはり身近な所に図書館をとという要求になるわけがあります。ホールと取りかえっこみたいな感じで建てられたのであって福祉会館本体の問題ではなかったと思っておりますが、そうすると玉城町としては図書館を建てることは禁じられているのですか。作ることは出来ないのですか。このことについてお伺いします。

議長(浅野仁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 町の将来計画の中で生涯学習の進行計画を策定してその

中で検討したいとこんなふうに思っておりますけれども、なかなか図書館或は又箱ものをというふうなものを、新しく建てるというふうなことは当然のことながら、健全財政の中でそういうものを考えていかなければいけない。特に今の国の財政、県或は自治体の将来を考えますと大変厳しいものがあってそれによって全国的にもいろんな動き、或は事例が出ておりますような財政破綻になっているという自治体もあるわけでありまして、やはり十分な財政の見通しを持ってやっていくというのが第一に大事であります。しかしそんな中にありましてやはり町としての余力あるいは力があって将来も心配ないのだということになれば、これは当然ご理解いただいてその方向も検討しなければならぬというふうに私は考えるわけです。いろんな面でまずは第一に財政のことを今の時代、慎重に考えた中で特に箱ものにつきましてあるいはいろんな将来負担になるインフラにつきましては充分留意していく必要があるとこんなふうに思っております。当然必要な一つであるというふうなことは認識しておりますので、そうした将来計画の中で策定をしてもらうことを検討してまいりたいと思っております。以上です。

議長(浅野仁君 8 番 鈴木加奈子さん)

8 番(鈴木加奈子さん) 重ねて申しますが 1 年間の昨年の法人税収が確か 3 億 2 千 8 00 万程度であったと思っておりますけれども、まだ確定は出ておりませんので分かりませんがそういうことであろうと思っておりますが、それを超えるお金を 1 社にかけて皆さんがご覧になったらよく分かることです。ああいう道路を作り、会社が拡張することによってつぶされた排水路を外へ作り直す。こういうことは拡張する側の会社がやる仕事であります。ところがそれを 100% 玉城町の税金で行うというこういうことをやられながら一方では大事な子育ての分野、玉城町民の文化要求に対する答えはこのような答弁とは、相当情けない感じを町民の皆さんに与えるのではないかと感じております。今後こういったことのないように町長としては取り組んでもらいたいと思っておりますがやはり担当する職員にも責任があるのではないかと。お金の使い方が分からないとああいった所に 3 億円を超えるお金をつぎこんでしまうということになる。だけど玉城町の中心的な仕事であります教育委員会であるとかこの子供、お年寄り、障害者を担当する分野でありますところの林課長の分野は花形の大事な柱です。ここのところでしっかりとした提案をしていかないと予算の使い方を誤るのではないかと。このことを痛切に感じております。指摘して申し上げておきたいと思っております。

次にこれはあまり大きくお金をかけなくてもやれるかなと思うのですが身近な所に子供と自由に遊べるような広場、あるいはお年寄りも散歩がてらに立ち寄れるような場所が欲しいという要求であります。これは例えば駅前に

以前土地を貸していただいて広場がございました。今はそれが使えない状態になっています。農村公園というのは周辺にたくさん出来ましたし、又お寺の中に出来た公園なんていうのも農村公園としてあるようですけど、子供一人で遊ぶには危険かなと思われるようなそんな場所もちょこちょこあるのですが、そういう整備が行われておりますが中心部分におきまして線路から南新町或は栄町辺りに無いということでの要望だとか、先程申しました元町辺りで要求も強く出ているように思っております。具体的にお家の名前も挙げられまして土地を貸してもらって出来ないでしょうかという話もあります。勘違いされているような遊具を並べ立てて、それを並べ立てる為にお金がかかるから出来ないと、もしお考えならば誤りです。砂場或は小山ぐらいのものがあれば、あとの遊具というのは無い方がかえって良いということを主張してみえる方もあるぐらいですので。ただ土地を貸していただく。また周辺の整備をしていただける態勢を、整えてもらったら良いのではないかと考えておりますのでこれについてのご答弁をお願いします。

議長(浅野仁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 3番目といたしましての質問でございますが公園の設置についてです。特に田丸地区の公園についての計画についてのご質問でございますとお答え申し上げますが、現在田丸地区の中には9ヶ所の公園がございます。それぞれお寺の境内とかいろんな所もあるのだと思いますがそれぞれの地区での小さなものは除きまして町が把握しておりますのは、例えば城山公園の約5ヘクタールが都市公園となっておりますし、城東団地のすみれ団地の所にあります公園、そして香雪園そして中央公民館所謂旧改善センターの所にもございます。さらに佐田1号2号ということで名称付けておりますけれども栄町4区あるいは2区というふうな所にも公園があるわけがございます。これが併せて9万4千平米でございます。そして広場といたしまして更にはお城広場ということで旧田丸小学校の跡地ということになってございます。さらに宅地開発によりまして栄町4区には2ヶ所の緑地があるということになっております。合計で10万4千平米の公園あるいは広場があるということになっておりますので、特に地区の皆さん方にはこれを是非ご利用頂きたいというふうに思っているわけでございます。また城山公園あるいはそのお城広場等いろんな面でこれからも整備をしてまいりたいと思っておりますし、既に遊歩道が整備されているわけでありまして、合わせてご利用頂きたいと考えております。よろしく申し上げます。

議長(浅野仁君) 8番 鈴木加奈子さん

8番(鈴木加奈子さん) 只今町長の方からあそこにもある、ここにもあると言っていたきまして私もメモしたのですけれどもこちらもキャッチしてい

るところでありまして、それはやはり中心部を外れたぐるぐるっと周辺であるわけでありまして。それで求められているのがいる場所を先程も申し上げました、田丸の中心部に幼児を抱えたお母さんがちょっと子供を遊ばせるというような散歩コースに入れるというようなそういう所が無いということでもありますので、このことについてはやはり取り組んで頂きたいと思います。広い所が空いていると、そこが駐車場に変わってしまったというのもありまして、あそこが広場なら良いのにと必要だと思われる方はそのように感じて駐車場を眺めておられるという、そんな現状もあるわけでございますのでこれは是非とも取り組んで頂きたいと思います。この公園問題につきまして個人で地主さんに向けて、貸してもらえませんかというようなことを言うといくというのはなかなか困難も生じます。そういった場合に候補地があった時町としてはその取り次ぎ役としての行動はしますか。どうしますか。

議長(浅野仁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 個人の申し出、隣のお家の空き地の利用について、町として取り次いではどうかということではありますが、それは出来るだけ地域の自治区の役員さんあたりも一緒に交えて、そして町も一緒になってお話をさせていただくのが良いのではないかと考えております。

議長(浅野仁君) 8番 鈴木加奈子さん

8番(鈴木加奈子さん) 自治区の役員さんを交えて町としても加わってやっていただくということでございますので、そのような方向で作られれば良いなと思います。

次に4番目に障害者の施設や制度利用料の軽減免除についてです。これは以前にも議会で取り上げさせていただいたところではありますが、以前障害者は無料で施設を利用することが出来たわけでありまして。サービスが利用できたわけでありましてけれども、この法が今年の4月1日実施ということで障害者自立支援法というのが出来ました。名前は自立支援するというのですが自立を阻害する法と実際なっています。そんな中で各自治体ではこれをどのように支援するかということで取り組みが進み、また多くの人達からも署名だとか行動で、政府も動かすということでじりじりと少しずつではありますが政府も動き出してはおります。けれどもなかなか自治体が取組みむほどには動いてはいないところでもあります。さてこの自治体の動きなのですけれども昨年松阪市が利用料の半額を助成するということを決めました。その後大紀町では障害者の利用する利用料を、全額負担をしようということを決められました。柏木町長さんが昨年のお話ですが4月より施行された障害者自立支援法によりサービスを利用するに当たっては原則1割負担が義務付けられたことによりサービスを受ける回数を減らしたり、サービスを受けることを断念

せざるをえないという声が全国で上がっています。国県においてもこれらの声に耳を傾けなんらかの態勢に向けた動きがある中、当町におきましても同様に障害者の暮らしをおびやかす、負担増に耐えられないとの声も多くこの支援法は通所者に対して、負担が大きくなるとの懸念がありなんらかの軽減措置を検討していたところで当初から検討していた。障害者の生活の充実また心豊かな自立した生活の為に昨年の12月1日に遡りこの利用料個人負担を全面的に町が負担すると決められたことが記されておりますが、玉城町としてもやはり頑張っ取り組んでもらいたい。企業に対してはあたたかいのに冷たいなということのないように、本当に住民が選んで玉城町にということで来られたのに、保育の関係では大変がっかりしたという話がありますが障害者に対しては格別一番弱い立場の人でございます。この方達から利用料を徴収しなくてもすむように、是非ともご英断をいただきたいとこのように思うわけですがご答弁をお願いします。

議長(浅野仁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 障害者の施設や制度利用等軽減免除等についてのご質問をいただいておりますが、今お話ございましたように昨年の4月に障害者自立支援法が施行されたということでございまして、全国的にもその後いろいろな問題が生じたということでございました。特に内容につきましてはやはり関係者の方々が障害者福祉サービスを円滑に利用出来なければならないわけです。全国的な動きがございまして特にもう一度見直しをしなければならぬという国の考え方が緊急的に打ち出されました。この4月から特別対策ということで打ち出されたわけでございます。これにつきましては平成20年度までということでございますけれども利用者の方のさらなる軽減措置、そして事業者に対する激変緩和措置、新法への移行の為に緊急的な経過措置というようなものがあるわけでございます。内容等担当から補足申し上げますけれども、その前段に今隣町あたりでのいろいろな考え方も打ち出されているというふうな情報もあったわけでございますけれども、現段階で玉城町といたしましては、国の新しく打ち出されております特別対策に基づいて軽減措置を行っていきたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

議長(浅野仁君) 8番 鈴木加奈子さん

8番(鈴木加奈子さん) 本当に大きな企業に対してはしっかり支援するけれど弱い立場の人には大変弱い答弁で、本当にか弱い答弁しか入ってこないということで非常に悲しいものを感じるわけでありまして。平成17年度の実績で県の資料としてありますところの、保育料の徴収は国の規程の何割ぐらいを徴収しているかというのもパーセントで出ておりますが、玉城町は62.0。隣接しております明和町が55.5。伊勢市よりはちょっと低いんですね

66.1。伊勢市の方がちょっと高い。だけど3番目の1割減額をやっていまずし今年度から第2子減額は保育料の高い方の子を、第2子減額実施すると言っているところへんを見ますと、やはり玉城町としては頑張らないといけないということを痛切に思うわけです。資料もお渡しし今後も鈴木加奈子は頑張っ母親の皆さんの立場に立って、取り組んでまいりたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。決意を申し上げ今後皆さんもやはり弱い人達に光を当てるという立場を貫いて頂きたい。そうでないと自治体の職員としての値打ちがないとこのように思ひます。地方自治法の本旨にのっとりやはり税金の使い方を考へて頂きたい。このことを願ひましてこの質問を終わらせて頂きます。

議長(浅野仁君)8番 鈴木加奈子さんの質問は終わりました。

次に9番 池之山公一君の質問を許しますが時間が午後に移る場合があるかと思ひますがその点ご了解頂きたいと思ひます。

9番 池之山公一君

9番(池之山公一君) 只今議長のお許しを頂きましたので、一般質問通告書に従ひまして4点ご質問申し上げますが時間途中になりますので先に片付きそうな分から進めさせて頂きたいのですが、議長お許しいただきたいのですが1番2番3番4番とふってございますが順序入り乱れてもよろしいでしょうか。

まずそれではゴミ減量対策についてということでこの項から始めさせて頂きたい。4月から収集方法を改められました。その効果というものがありましたかどうかということをお尋ねしたいのと、それからゴミを少なくするという対策の中で、私先程鈴木議員のお話を聞いていまして泣けてきて泣けてきて。お母さん方のお気持ちが。私は森進一の『おふくろさん』という歌が好きなのですが最近作詞家とトラブルしています。その作詞家がおふくろの愛は無償の愛だということを書いてみえて、詩に付け加えたことが気に入らなかったのかトラブルしています。そういうようなことをふっと思ひました。それともう一つは世古議員からもご指摘のあったクレジットの収納対策、そしてたまき広報へ有料広告を載せられた。これについては全員協議会でご報告もあったしその説明もいただいておりますが、有料広告の掲載の時にはいかがなものかという反対的な意見も申し上げました。しかしあまり新しい発想でもって心がけてやろうというふうな、出鼻をくじいてはいけないという思いから極端な反対討論をしなかった。しかしながらその時申し上げたのは『広報たまき』に有料広告を載せるのであれば、今以上に住民の人達が知りたい情報をその紙面のスペースを使った方が良いのではないかと、とい

うことを申し上げた。有料広告がどの位の収入になるか分かりません。有料広告を載せる収入源から思っただけで思ったのがゴミの減量化と関連するのですが新聞の折り込みチラシがありますね。あれ我々新聞屋さんへ「私のところ広告いりませんから抜いておいてください」と言ってもなかなか抜いてくれません。有意義な情報というのをごさいます。ところがパチンコ屋さんの開店の広告だとかそんなのがほとんどですよね。それに新聞折り込みというのは新聞店がみんな折り込んでいますが、その時点でゴミの収集量というものをそれに付加してはどうか。そして折り込み料というのは1枚いくらと決まっているようですけれどもキロでも何でもよろしいです。あの家庭に配られるゴミは有意義でなければゴミも一緒です。ああいうものに対してそういうゴミの収集手数料として徴収する。それは専売店へ今月は何枚あったかは印刷屋からほとんど下りてきます。それぞれの新聞購読数において下りてくるわけですからそれによって付加すれば良いと思うのですけれど、そういうふうな新しい発想、新しい発想と言っても恥ずかしいような発想かも分かりませんがその辺のゴミの減量化対策は進んだかということと新聞の折り込みチラシに処理料というものを賦課する考えはいかがかということをお尋ねします。

議長(浅野仁君) 9番 池之山公一君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 池之山議員からゴミ減量対策について具体的にご質問を賜りました。4月からこれまで不燃ゴミは指定袋に入れて収集場へ出していたという形でごさいましたけれどもご案内のようにガラス、くずビン、陶磁器あるいは缶、金属という品目に分けまして分別したということで、やはりその効果は出ているということでごさいます。伊勢広域全体で4月分の比較を聞きましたところが全体ではリサイクルのゴミが9トン増えたということでごさいます。今のところ伊賀市へ不燃物を投棄していたわけですが、それが年間850トンあったのですがそれが今の予定では約半分の420トンに処理量になるのではないかと聞いておりまして、金額に換算しまして1千万位安くなるのではないかと今の状況でごさいます。明らかにオープンにしたかごの中に入れていただくということで、ご理解が進んできたということでごさいます。まだ始まったばかりですのでこれから1年かけたらある程度はつきりしてくるだろうと思っておりますし、これからもより住民の皆さんに出来るだけ処理量を抑えていくということの、啓発活動を繰り返して行っていくかなければならないと思っております。

それと新聞折り込みチラシの収集料をもらったかどうかというお尋ねでごさいます。ご承知のようにチラシ以外にもたくさん家庭にいろんな雑誌等が舞



い込んでくるということで困っているわけですが、新聞の販売エリアが玉城町に限定されていないということもありますので、広域の中でそこらへんどのような考え方が出来るのか申し上げていきたいと思いますが、今は所謂、資源ゴミということでありますから新聞は資源として使えるということでございまして処理業者に有料で引き取っていただいている。1キロ今8円ということでございます。いろいろ中国のオリンピックなどで値上がりがあったりする状況でございますけれども、従ってチラシ類は有料という形で処理業者に資源ゴミとして無駄な焼却をしないという形の取り組みをしていくということと、もう一つ前からありましたのがいろんな広報の折り込みというふうなことで、無駄ではないかというふうなこともご意見としてあったこともあったのです。出来るだけケーブルテレビとか『広報たまき』とかそういう無駄な紙の消費にならないよう、これからも努力していきたいと思っております。よろしくお願い致します。

議長(浅野仁君)9番 池之山公一君

9番(池之山公一君) ゴミの減量化につきまして不燃物は指定袋に入れずにオープンの所へ出すということで、実際にはやりやすくなったという思いがございまして。ただそれによってゴミの集積場のスペースが多少要るということと、恐らく集積場の拡張とかまた新たな別の所へ設けるとかそういうお話が出ているのではないかという気もしたのですが、その辺の現状もこの補正予算で多少あるのかなと思っております。それと新聞チラシのゴミ収集料は古紙回収業者がリサイクルの中で新聞紙を持って行ってくれる。以前は新聞と広告とがきちんと分かれていないと収集しない。子供会とかPTAがされる分でも古紙は古紙で集めてくれる時もあるのですが、それも広告が混じっていたらいけない。今は大分変わってきまして広告ごっちゃでもOKという形でやっていただいているようですが、なかなかそれぞれの地域のリサイクルセンターへ持って行くよりもゴミになる。新聞はなかなか捨てませんけれどもチラシというのはどうしても捨てます。玉城町だけ取っても良いと思う。伊勢市、明和町は取らなくても良いと思う。玉城町だけはこういうことでこのチラシに対して処分する料金を頂きますよと主張しても、所謂地方分権の時代でそれぞれの地方自治体で新しい税を作ったりとか、新しい方法で料を考える。玉城なんかは近隣から使用料は安いといわれている。だから玉城で使った方が使用料は安いからという話も聞いたりします。そういうことでリサイクルということは大事ですし、それとゴミ減量化というのはそれぞれの家庭自身が、努力しなければいけないことであろうというふうに思っておりますけれども、私自身こういう考え方を思いつきましたので申し上げた次第です。リサイクルと言えはいろいろその方法というものはあるわけでしたこ

れからも町としてリサイクルに対しての考え方というものは進めていって頂いてというように思っております。

2点目に進めさせていただきます。まず水道事業についてということで2番に挙げてございます。水資源確保ということともう一つ南勢水道のあり方についてのご質問になるわけですが、玉城町は冒頭の町長挨拶でも1万5千400人、人口増とご報告になられましたしそして町長の所信表明の中では企業誘致ということも申されております。企業を誘致する、人口が増加するという事はそれだけの水の利用する機会も多くなるわけですし、そういう面で今の山岡の水源だけで充分だとかご意見聞かせていただいておりますけれども、今南勢水道の契約水量と使用水量の誤差はかなりございますよね。その南勢水道の基金というのがまもなくなくなります。そうしますとそのお金というのは水道会計の中から払っていかねばならない。その前から所謂企業庁へ働きかけてこのことについて解決してください、アクション起こしてくださいということで申し上げてきております。その後その動きがあるのかどうか。そして南勢水道基金が枯渇した場合今水道会計は1年間7千万位の黒字ですから、すぐに水道料値上げだとかそんなことにならないと思っておりますが、絶対水道料値上げしてもらっては困るのでそのことについてご答弁があればお聞かせ願いたい。

議長(浅野仁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 水道事業についてのお尋ねを頂きました。使用量の増加ということで水の確保が出来るのかどうかということでございまして、今の段階では心配ないと思っております。特に現在の給水人口は若干外国の方も含めてしておりますので数字は増えておりますけれども、5月末で1万5千327人ということで情報を持っているわけでございますけれどもそんな中でいろんなデータございますが、現在の給水量は日7千135立米18年度の平均給水量も日7千482立米ということでございまして、玉城町の計画給水量の78.3%ということでまだ余力があるということでございます。上水道につきましてはそういうことでございまして、そしてまた企業の拡張の中で水事業が、どうかということも考えなければならぬわけございまして、ご承知のような松下電工、或は京セラミタというような会社での使用量も今の見込みでございましてけれども松下、京セラミタ併せて日200立米程が増えるのではないかとこのように思うわけでございます。そんな形でそれを加えましてもまだ余力があるということでございます。そんな中で特に南水のことについてのご心配もいただいておりますのでございまして、当然ご承知のように基金の残高が18年度末で1千997万5千円ということになってまいります。当然のことながら南水への料金というふうなことの差し引きをいたし

ますと20年度末には384万9千円という額まで減少していくということになるわけでございますが、当然その料金についてどうしていくのかと所謂、水道使用料に影響していくのではないかと、いうお考えも当然のことでありますけれども、今の段階では私としましても水道使用料を値上げすることはいけないと思っております。しかし南水につきましては従来からの考え方もお聞きいただいておりますように、やはり将来の水事業あるいはいろんな災害時の対応というふうなことで当然町としても日500立米という契約になっておりますけれども、引き続き契約していく必要があると思っておりますのと、そしてそれぞれ南水に関連いたします自治体がござって県に対して出来るだけ使用料値下げを、これからも引き続き要請してまいりたいという考え方を持っておりますのでよろしくお願いを致します。

議長(浅野仁君) 9番 池之山公一君

9番(池之山公一君) 水道料金につきましては先程申し上げましたように年間会計の中で黒字ですから、即水道料金値上げということは起こらないだろうと私共確信しておりますし南水の方は基金が無くなりましても平成20年度300万某の残高しか残らないとすると追いついていかなければならない。平成21年度からそれだけ分ずつ契約分だけ払っていかねばならないという事態が出てきます。その部分は今まで先人達のおかげで南勢水道基金については、他市町はないわけです。玉城町だけが県から基金をお預かりしているわけですから将来的にそういうような企業庁との話が出来るのか。恐らくこれは平成20年度残高が終わった時点で終わりだろうというふうに判断されているのか、その辺のご見解をもう一度お願いします。

議長(浅野仁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 池之山議員おおせの通り将来的にも引き続きということにならないと私も思っております。従って今後は基金がなくなった場合水道事業費用の中で、負担をしていくという考え方を持たざるをえないと思っております。

議長(浅野仁君) 質問の途中でありますが午後1時まで休憩致します。

(午前 12時00分 休憩)

(午前 1時00分 再開)

議長(浅野仁君) 再開致します。休憩前に引き続き池之山議員の一般質問を続けます。9番 池之山公一君

9番(池之山幸一君) お昼で中断していますのでおさらいだけ。一番最初にゴミ減量化対策についてお伺いし2番目に水道事業についてご質問させてい

ただきました。水道事業につきまして特に南勢水道はお昼休みの前に野口議員、鈴木議員からのご指摘がありましたように、もともとの主旨というのは当時名前だけを玉城町が貸すということで企業庁の要請に他市町村と同じ列に並んで、その為にそのような南勢水道基金というものを、町の方へ県からお預かりしたといういきさつをおっしゃってみえました。それが無くなった時点でもう一度話し直す必要があるのではないかと。契約そのものを破棄すべきではないかというようなご両所の意見ではないかと思うのですが、その辺については如何ですか。

議長(浅野仁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 南水の関係でございます。基金が枯渇するという状況に至っているということをご承知の通りであります。それでそれなら契約を破棄するというにはならないわけでありまして、やはり当初から事情が随分変わってきているということもありまして、やはり前町長あるいは前からもずっと検討いただいておりますように、町としても将来の所謂拡大の傾向にある町の水を確保するというふうなことは、最大の使命でありますから、なんとしても南水を脱退するというわけにはいかないと思っております。従って将来の為に災害なり水事業は当然のことながら必要でありますから、引き続いて給水していただくという形にしていきたいと思いますし、また枯渇する基金につきましては、後水道事業費用の中で支出して行って、水道使用料が値上げにならないようにしていきたいと思います、考え方を持っておりますのでよろしくお願い致します。

議長(浅野仁君) 9番 池之山公一君

9番(池之山公一君) 水資源というのは今、宮川の伏流水を基にして潤沢にあるという認識を我々持っているわけですが、ご承知のように世界的には地球温暖化の中で所謂干ばつの地域、あるいは大洪水を起こしている地域とそれぞれ様々ございまして、地球規模の災害が起こっているわけですしそれによりまして干ばつの所の、所謂オーストラリアとかそういう所では干ばつで穀物が実らないというようなことの中で、日本のうどんにその値上げが跳ね返ってくるのではないかと、又バイオエネルギーでとうもろこしが燃料になるということとうもろこしの値上げというような、輸入される穀物でそういう話が出ているくらいですから。万が一に備えるということは大事なことかと思えます。皆さんからよくご指摘受ける中で公共事業は無駄だということをよく言われます。所謂百年か二百年に一度しか起こらない洪水があったとします。手が打っていなかったとするなら今の洪水で被害を受けた方々は大変な目に遭う。百年に1回か二百年に1回のことでも備えておかなければならないということはあると思いますので、その辺水道料金に

跳ね返るといことは困りますけれども、水資源を確保するという意味では十分に南勢水道の活用というものを、今後検討して頂くたいというふうに思います。

4点の内2つもう済ませていただいておりますので、今日の質問のメインとしては一番目の協働事業の推進についてということで玉城町の第4次総合計画の中にはNPOなどの連携により協働事業を推進するというふうに明記されてございます。それでその中にはNPOの育成、支援する制度を構築する。あるいは協働により子育て支援を推進するというふうに計画を持っておられるわけですが、これにつきまして今までの現状の報告と今後の対策につきましてお答え頂きたいと思ひます。

議長(浅野仁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 協働事業の推進についてのご質問でございます。現在の状況なり今後の考え方をお答え申し上げたいと思ひます。まずNPOにつきましては現状町と協働して事業を今までしてきた事例もあります。具体的に申し上げますと子育て支援におきましてNPOの方との協働事業でしつけのレッスンというようなことで実施してまいりました。平成17年度からでございますけれども、伊勢にありますNPO法人三重みなみ子供ネットワークとの間で実施してまいりました。具体的には平成17年度に青少年を育てる会の中で活動してきたということでございまして、平成18年度におきましてはしつけのレッスンという形で、毎月1回開催して頂いてまいりましたし、或は話し合いの活動というふうな形でございまして、最初これは県の補助事業とも関係いたしておりまして全体事業費が47万4千円の中に町からも18万円を平成18年度に支出させて頂いているということもございまして、平成19年度におきましても、のびのび教室というふうな形で生活福祉の科目の中で10万2千円或いは青少年を育てる会からも6万円支出して活動していただいているという事例がございまして、さらに今現在のNPOの状況は町内には立ち上がってございませぬ。しかし行財政計画プランなり町の計画につきましてご承知のようにNPOを育成、支援する制度を構築するというふうなことでうたっているわけございまして、そのプランの構築につきましては平成20年度実施を今の所、予定させていただいているわけございまして、また前段からの議員のご質問にもございましてけれどもまちづくり戦略会議の中でこうしたNPOあるいは地域のボランティアの方々との協働によるまちづくりをどうして行くか問うことも、まちづくりの中で提言いただくテーマになっております。そういう状況でございまして今後も地域づくりの中でこの活動が必要なことは申される通りでございますので、力を入れてまいりたいと思っております。

議長(浅野仁君) 9番 池之山公一君

9番(池之山公一君) 私自身がNPOとはなんぞやといった時にあまりよく理解出来ていない部分はあるのですが、例えば、先程風口議員の中にもありましたファミリーサポートは今朝の中日新聞の朝刊を見ておりましたらその記事が載っておりまして私は、ボランティアと一緒にかなというふうな思いがあったのですがNPO組織というのはそのファミリーサポートで子供さんを2、3時間お預かりするという場合でも時間単価と言いますかそれはあるのですね。私はNPOというのは完全に無償でやっているのだと思っていた。ところがそれなりの非営利団体ということで、儲けはしないけれどそれに使った労力というものは当然頂戴するのだという考え方。違うかもしれませんが私はそういう認識を受けたわけです。それで新聞によれば1時間当たりの単価が700円とか800円とか書かれている。パートさんで働いている人で700円800円もらっている人もありますけれどそれ以下で最低労働賃金を抵触する位の金額で外の所で働いている人もみえるわけです。それで組織化するなら例えばそういうことに興味のある人を集めてNPOを立ち上げるとした場合、例えば町が助成するとかそういうことも含めて考えておられるのか。例えば子育ての事で申し上げているけれどこの前町長の肝いりで田丸城クリーン作戦をやりました。皆さん多数のご参加をいただいた。例えば田丸城の清掃業務をやりますということでそういうNPOを立ち上げるということも可能なのかどうかその辺もお願いします。

議長(浅野仁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) NPOという言葉でどういう内容の組織なのかということなり盛んにいろいろ言葉が耳に入ってくるわけですが、ちょっと調べてみますと自主自発的に社会貢献活動を行う団体なのだという事。自発的に社会貢献活動を行う団体。特定の課題に取り組むということでありますからボランティアはあくまでも個人個人での取り組み。NPOはひとつの組織化するという事です。それについては今おっしゃるように利益の分配をしないという組織ということでございます。そんな中であくまでも自主自発的にということでありますから、自治体としてはそれを金銭面でということではなしにいろんなバックアップはさせていただくことが今の時代必要であろうと私は思っているのですが、それよりもむしろ今の新しい時代のお話がいろいろございますけれども、それぞれ地域の方が主体的に地域作りに取り組んでいただかなければならないという時代には違いないので、ひとつの取り組みだと思っておりますけれども、もう一つ大事な事は前から申し上げておりますようにNPOの人全てがそうではないのですが、地域の方々がその地域の中で関わっていただくというふうなことが一番長続きするのではないかと思います。

っている。例えば前段からの議員さんのご発言の中でもありましたように例えば農業の問題が将来を考えると深刻だと。しかしそれは農家の皆さん方、ここで農業をやっていただいている方々が一緒になってどうしていくのかという話し合いとか、或いは又地域の子供たちをどう守っていくのかというのは地域の保護者の方や今も約400人のボランティアの方が社会福祉協議会の中で登録していただいていますが見えますが、そういった形で地域の方々が参画していただく所謂ボランティア、有償ボランティアの方もありますがそんな形で進めていく必要があるのではないかと私はそんなふうに認識していますが、ファミリーサポーターの施設もこれからやはり必要になってくると思っておりますから、その仲介的な仕事とかそんなことは町としても大いに取り組んでいかなければいけないと思っております。

議長(浅野仁君) 9番 池之山公一君

9番(池之山公一君) NPOという組織そのもの、そして非営利団体ということで、所謂ボランティアに無償ボランティアがあれば有償ボランティアがあるというふうな感覚で判断していきますと、所謂子育てサポートにしましても先程地域コミュニティー、学習なんか施設というものも町内にありますけれども各自治会で集会所をそれぞれ持っています。社協を通じて今栄町とか玉城苑ではサロン活動というのがなされています。それは老人会ではなくその老人がサロンを開いて情報交換なり趣味の交流を、やっているようです。そういう場へ例えば放課後児童クラブの子供さんとかそういう人も集めていただいで一緒にいただくことも出来るわけですし、そういう方法もあるのではないかと。その時にはやはりNPOみたいな形にして町内へ作り上げて地域コミュニティーとの関わりの中で、運営されれば良いのではないかとご発言を聞いていて思いました。そういうふうな方法もあるし子育て支援だけではないと思います。NPO事業というのはいろんな事であると思えます。行政と協働するという意味をもう少し具体的にお示し願えませんか。どういことを協働というのか。

議長(浅野仁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 協働というのはおっしゃり通り分かりにくいと思います。行政と住民の方が一緒になって地域作りをしていく。まさに昔から歴史的に地域のことは地域で守ってきた。地域の子供は地域の方が守ってきたということをもう一度大切にしていかなければいけないのではないかと。住民の方々が共に地域に起こっている問題を共有しながら、所謂いろんな問題に気付いてそれをどうしていくかという取り組み。住民の方が自分達の地域の為に取り組んでいく。それが協働ではないかと私は理解しています。

議長(浅野仁君) 9番 池之山公一君

9番(池之山公一君) 町長の答弁でもなかなか理解しにくいし私自身も明快に協働とはこういうことだとなかなか説明出来ない。以前中瀬町長時代ずっと共生とか協働とかいろんな言葉が出てきて、合併議論の中で当時はそれぞれの校区毎に組織を作って、そこはそこで運営していくのだというような感じもありましたがなかなか理解しにくい。そして今思うのは行政の仕事を本来自治区がやることを役場の方がやっちゃっている。10年20年前と比べてそういう状態になっている。当時私区長の時代交通災害共済見舞金でも各区長に各戸当たりの書類が来てそれを個人宅から徴収して5人家族でもこの人はいらないと2千500円のところを1千500円預かって役場へ納めに来た。そういうのが今全部個人宅へ郵送されている。また『広報たまき』にしても今は全部折り込みになっている。『社協だより』『体指だより』や県からの書類まで入って配ってきている。以前は別で来て区長が1部ずつ組んだりあるいは配布したりしていた。今の方が便利なことは便利ですが、そういう共にやっていくということを行政の側が取り上げていないか。それでなおかつ協働ということを行っている。ある程度行政としても地域の人達に「ここまではやってください」と言わないといけないのではないか。その辺どうですか。

議長(浅野仁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 自治区でやれない事を町がやる。町がやれない事を県だとか国がやるということで、本来はおっしゃるように自治区でやってきた事を、今お話のような具体例の中で町がやらせていただいているということですから、それは押しつけということではなしにもう一度それぞれの役割分担をじっくりと話し合うというかそういうことは、これから一番大事にしていかなければいけないと思っております。一朝一夕にはいきませんが地域の事を皆さんに関わっていただく。俺は知らないというふうな時代ではない。今心配していますのが4千800から世帯ありますが組入りしていない方が800世帯ある。それでやはり町の皆さん方とコミュニケーションを持つようなそういう機会をこれからもう少し作っていただいているんな問題を、先程申し上げましたような共通のいろんな認識の中で、まちづくりをしていただくことが大事だと思っておりますので、少し教育の分野でこのことを年次計画で以って取り組んでいこうと思っております。そんな中におっしゃったように生き生きサロンとかいろいろ活動されておられるように玉城町は素晴らしい地域の力や教育力が本当にある町だと思っておりますから、子供たちと保護者やあるいは高齢者の方々と触れあう機会を通していろんな地域を知ってもらい、健全育成、そして子供を大事にし、子供も高齢者の方を大切に思う心の教育をまちづくりの中で一番大事にしていかなければいけないと思っております。



おりますので計画的に取り組んでいきたいと思ひます。よろしくお願ひし  
ます。

議長(淺野仁君) 9番 池之山公一君

9番(池之山公一君) おっしゃっておられる通り同じ地域に住んでいても区  
入りしないご世帯が多くあるということは承知しております。玉城町が住み  
良い町というのはどちらかということは判断出来ない。あまりお隣にわずら  
わしいこととして良いのかどうか。あるいは「放っておいて欲しい。私の所は  
私の所でやります」というようなおうちが多いのか。昔から繋がりがある所  
ですとそういうわけにはいきませんがマンションやアパートにお住まい  
の方はお隣のことは知らない。それで良い、それが住み良いとおっしゃる  
方もみえるかも知りませんがその辺難しいところでは。それはそういうご  
世帯に限って子供さん小さい。そうすると近所づきあいとかそういうのがご  
ざいませからお隣の子供さん、ちょっと離れた所の子供さんというのがよ  
く分からない。あまり入り込んでいってもプライバシーの問題かかもしれませ  
んが、それかといって子供たちは地域で育てていきたいと思ひますしその辺  
は非常に難しい。その辺は行政の中でも充分議論していただいてまたPTA  
保護者会とかそういう所でそういうお話を聞いていただいて、極端に言って  
放っておいて欲しいのか、もうちょっと関わって欲しいのかその辺の判断も  
我々にお示し願ひたいと思ひます。協働の事業については時間もございませ  
るので以上でございませ。

続きまして後でされる野口議員の質問にもありますので重複しますが、私  
先ですので申し上げますが新田町、妙法寺地区の区画整理事業につきまして  
今の議会の任期は本年の9月末まででございませ。それで私も議事に席を頂  
戴しまして12年経つわけですけれどもこの問題はいっこうに進まない。あ  
る部分では進んでいるのかも分かりませんが、我々議会へお世話になった時  
代には総事業費は約25億の時代から最近全協でも聞かせてもらいましたが  
40数億かかる。町負担分は30何億。とてもではないですがこの事業を進  
めていくあるいは続行していくわけにいかないのではないか。この30数億  
の金を町の財政の中で賄うことは無理だと思ふ。ですからこの区画整理事業  
は中断して欲しい。そして他の方法であの地域を開発する方法、あるいは利  
便性を良くする方法はないかということを検討いただきたい。そして今区画  
整理事業組合か推進委員会があるのだとしたら、これもご説明申し上げた方  
が町行政をしては将来より良いと思っております。改善策とか替る開発です  
が、例えば都市計画道路の問題がありますけれども当時はJRを高架でもつ  
ていくというお話もあって当然新田町岩出線の問題がありますが、これも極  
端に言ったら町道で代替えとして道を付けるのであれば町道でJRの踏切を

平面交差させてもらっての方がどれだけ費用も安くおさまるか分からない。そしてそれぞれの区画整理を計画していた地域に道路網なりはりめぐらせて、効果を上げるという方策を考えた方が良いのではないかということで、推進委員会も含めて見直しと中止という方向付けをしていただきたい。そして9月末までには解決していただきたい。我々議会の任期も9月末までですからその期間までの間にはっきりさせていきたいという思いがございます。その辺についてのご見解があればお聞かせ願います。

議長(浅野仁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 池之山議員のおっしゃる通り大変長い間の町にとっても懸案の課題だと思っておりますし、6月20日から関係地区4地区に説明に行く予定になっていると組合の代表の方からお聞きしているわけでございます。その中で当初からの計画変更があったということでございますから、今後どうしていくのかということについて、ご意見を賜っていくということでございまして、今議員の方から貴重なご意見拝聴させていただきました。私といたしましてもやはり町の財政状況を考えて或いは1地域への税の投入ということもある。或いは又時代の流れというようなことで当初の段階から随分と事業の内容も変わってきているという状況もございまして、早い時期に解決させていただかなければならないと思っております。今の時点では6月23日位までかけて委員会の方で出向いていただいて各地権者の方のご意向を纏めてこられると承っておりますが、そのご意見を踏まえて議員の皆さん方とも、早い時期にご意見を賜う機会を持たせていただきたいと思っております。よろしく願います。

議長(浅野仁君) 9番 池之山公一君

9番(池之山公一君) 6月20日にそれぞれ4地区で説明会を行われるということですが、この説明会はどのような形でもっていかれるのかという興味があるのですよね。それで事業を進めるという方向でそれぞれ地権者の方に説明されるのか。行政としてはこの事業は中止したいのでご了解いただきたいという話を切り出すのはとても出来ない話だろうと私は思います。そういう面からいきますと議会でこういう意見がありますということも、率直に地区説明会で申し上げていただかないと、地権者に期待を与えて現状では難しいというならはっきりと言った方が良くと思う。今までこの整備事業にかなりの費用がかかっている。一昨年には2千500万円位の予算を凍結しそれは年度末に減額されたと思います。使っていない。そういう部分もありますからある部分ではそういう話もしてもらって、町施行では絶対やれないのですから。組合施行でしかやれないのですからそういう面を強調してもらって組合がやる気があるのならと言われてもこちらは財政的に30何億も町が出す

余力はないのですから。竹岸の件もいろいろございますけれども残務整理は町が責任を持ってちゃんとやりますから、この事業は中止させて下さいということを書いて欲しいと思うのですがその辺はいかがですか。

議長(浅野仁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 当然組合施行という形で事業計画なされているわけでありますから、このことも充分組合の代表の方ご承知いただいているというふうに思っておりますのでいろんな今の議会の皆さん方の意見、あるいは事業変更の内容なんかも充分説明しながら、ご意見をいただくような会議にしてほしいと私自身思っております。

議長(浅野仁君) 9番 池之山公一君

9番(池之山公一君) この区画整理事業につきましては年数的にもかなりの年月経っておりますのでそういう方向付けをしていただきますよう、出来ることなら9月末頃にはそういうようなことを明確にしてこの事業から撤退して、そして他の案を考えていくという方向付けをしていただきたいと思います。と言いますのも私共は選挙というものを控えております。そしてその選挙はなんやかんや言われて議員馬鹿にされることありますけれども、あくまでも人気投票なのです。そういうことからいきますと非常にその辺はっきりさせたいというのはこういうことについてけじめをつけていきたい。そして自分の任期を全うしたいという気持ちもあります。私両親も既に亡くしていますからそれぞれの野辺の送りもしました。そして詠歌を唱える機会が多かったものですからその中に好きなのがあります。「若きとて末を永きと思ふなよ。無情の風は時を嫌わず」と申します。そういうことですので今までも無礼な失言なりなんなりあったと思っておりますけれどもお許し願いたい。これで終わります。ありがとうございました。

議長(浅野仁君) 以上で9番 池之山公一君の質問は終わりました。

次に2番 野口繁君の質問を許します。2番 野口繁君

2番(野口繁君) 只今から一般質問をさせていただきます。大仏山の地域開発構想についてと2点目といたしまして只今池之山さんが言われましたように新田町、妙法寺地区の区画整理事業の今後についての2点をお尋ねするわけでございます。

この大仏山の地域開発でございますけれども、町長は大仏山の過去の歴史とか充分承知されていると思います。大仏山につきましては本当に大仏を作ったとか昔から合併の問題とかいろいろといきさつがあるわけですが、本当にこれはどうなっていくのか分からない。仏のように眠るような大仏山になるのではなからうかと思えます。この問題につきまして5月3日に伊勢新聞に掲載されたのを、新聞社に朗読させてもらう許しを頂きましたので朗読さ

せていただきます。「伊勢市と明和、玉城町にまたがる大仏山地域に構想がある工業団地、名称なく通称で明星工業団地予定地と呼ばれています。県土地開発公社は17.3ヘクタールを予定として保有しているが構想から20年以上経過するものの具体的な計画策定は行われていない」飛ばしまして「大仏山工業団地はもともとトヨタ工場誘致にからんで昭和40年代に従業員の住宅用団地として開発が持ち上がった。県、開発公社は土地を先行取得し開発に努めたがその後工場誘致はかなわず住宅用団地の構想も頓挫した」覚えておいてください。南勢水道の問題も出てきます。「工業団地として新たに開発する案が地元要望として出たこともあり県土地開発公社が昭和63年に住宅公社から12億円で用地を買い取った」飛ばしまして、今回この11月に新しい明和町長が就任され伊勢市の市長も新しくなされた。「そこで3市町は工業団地への思いを依然あきらめない。これまで各市町村で思惑が交差し足並みがそろわなかったが今年2月19日にあらためて3市町が会合、工業団地として活用をあらためて県に求めることを確認した。この問題で関係市町が一致団結するのは初めてである」という記事が載っていたわけでごさいますのでそこで項目第一番に質問させていただきます。このように新聞の事実のように県の方へ申し入れされたのかどうかをお尋ねいたしたい。それに関連いたしまして、先程の南勢用水とか関係いたしますのでどのように対応されたのかお尋ねさせていただきます。よろしくお願ひします。

議長(浅野仁君)2番 野口繁君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 野口議員から大仏山の開発構想についてのお尋ねでございます。議員からもお話ございましたけれども昭和40年代に中南勢地域の開発構想というのが打ち出されて、伊勢の地域へトヨタ自動車を進出させようという計画が持ち上がったわけでございます。そしてその従業員の方々の住宅団地として大仏山を利用するという計画があったわけですが、それがなかなかうまく進まなかったということでありました。このエリアはご承知のように伊勢、明和、玉城というふうなエリアでございまして、この残った所へ是非とも工業団地を作って欲しいということであったわけですが、通称明星団地とこんなふうに呼んでいるわけですがこのエリアが約20ヘクタールあります。その中で今お話ありましたように17ヘクタールを県土地開発公社が所有している。玉城町は0.2ヘクタール。比率で1%です。そういうふうな形でございまして、この問題は野口議員もずっと議員生活を長くやってみえますから、もう私達より充分ご承知でありますけれども、こういう取り組みを初めてやっているということではありませんで、もうずっと前から大仏山地域連絡協議会というのを作って、県と関係する市町で工業団地の企業進

出についての取り組みを進めてきたという経緯があります。なかなかしかしそれが解決されないままに至っている。いろんな終末の大堀川の改修のことやら。それは今の世の中企業立地がそう簡単にいくような事情でないということは、充分ご承知いただいている通りでございますけれども、そんな中でそれぞれ関係する首長がメンバーチェンジしたということもありまして2月に伊勢、明和、玉城で再度県に対して工業団地の活用を、あらためて要請させて頂いて来たわけでございます。近く知事にもこの6月中にお会いさせていただいて要請をしてまいりたいとこんなふうに思っているところでございます。この三重県南部の地域に、進出してやろうという企業があれば大変有り難いわけでありましてけれども、なんとかしてこの工業団地としての活用を県の方に関係市町が要請していきたい。こんなふうに思っているところでございます。よろしくお願い致します。

議長(浅野仁君) 2番 野口繁君

2番(野口繁君) 結構な話だと私は思うのですが、それはたいてい不可能ではなかろうかと思うわけです。その土地は玉城町の入り乱れた所ですけども本当にわずかな面積。それで最初に問題になります南勢水道のことをお尋ねします。町長は上水道の方で南勢水道を維持していきたいという考えをいただいたわけでございますけれども、決算から見ますと16年と17年度の南勢水道での使用量が16年度は良かったけど17年度は落ちています。最低の時は6トンという月があります。お尋ねいたしますけれども水道は玉城の土地で使っているのか、小俣の土地で使ったメーターも恐らく入っていると思います。それ教えて下さい。

議長(浅野仁君) 総務課長 中郷徹君

総務課長(中郷徹君) 現在使用中の南勢水道はどういった地域で使われているかといったことですがご承知のように公園の管理事務所、それから公衆便所、こういったものがほぼ玉城町地内に存在しているのではないかと考えております。そういったことから現在使用されているものについては玉城地で使用されていると捉えているところでございます。

議長(浅野仁君) 野口議員に申し上げますが通告外の質問ですのでその点気をつけて。2番 野口繁君

2番(野口繁君) ちょっと待って下さい。おたくさんに昨日言ってあります。僕図面を作ってきました。これ緑が玉城です。南勢水道はここが注水口。公園は玉城。グラウンドは明和。玉城が支出する理由は全然ない。トヨタ自動車の住宅を建てるから工業団地も併せて500トンの水を確保してくれという話で玉城は充分水があるからお断りいたします。それで約8千200万ですか、5.5%、金利でずっと永久的に補えるというようなことで玉城は預かったわ

けです。これが例えば 500 トンの水をここで玉城に回してしまったら次の工業団地の水が無いですよ。その為に取り水口を真ん中に取りました。どっちでも出来るように。それを頭の中に置いてもらって交渉しなければならない。わざわざ玉城町の水道から 800 万も補填してすることない。当然開発公社に責任を持ってもらって資金は置いておいてもらうかそれとも金が無くなったら一旦注水を中止して県の責任を持って新しく水道を引っ張ってもらうとか、そういうことをしないと玉城町の水道の中から注水するのですよ。ですから知事の所へいかれるのでしたらこの問題も同時に解決してもらいたい。それだけはお願ひしたいと思います。文化財の問題ですがたまたま県の方とお話させていただく機会がございまして、何故ここに工業団地が来なかったか聞いたらそれは風の方向とか過去の台風とか雨量とか潮風の方向とか地震の問題とかいろいろ検討した。例えば大型クレーンを海岸辺りで使った場合には風力に耐えるだけの能力が無いだろうということもあつたと。もうひとつ一番大きな原因はこの大仏山が無数の古墳があるというようなことで、どこかへ委託して調査されたのではなからうかと思うのですが何も開発出来ない。住宅も出来ないということをお聞きされたわけがございまして。ですから住宅の問題、南勢水道の問題は当然県が責任を持ってもらって。話は変わりますが前段の議員さんあたりが財政難で厳しいですから、財政をちゃんと考えて将来計画を検討した上でなければ事業は実施出来ないということをお聞きしております。それなのに 800 万の金は 1 年間に 8 千万ですよ。充分踏まえた上で今後交渉して下さい。この部分は終わらせて頂きます。2 番目です。町の方で古墳がどれくらいあるかは調査してもらったはずですよ。皆さんにも勉強の為にこの場でお聞かせ願ひたいと思います。

議長(浅野仁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 古墳のお尋ねでございまして古墳は大仏山古墳群として 18 基の古墳が確認されているというふうに承っております。以上です。

議長(浅野仁君) 2 番 野口繁君

2 番(野口繁君) 18 どころかもう手の付けようがないのだというようなことでお聞かせ願ったわけがございまして、住宅開発業者に住宅を建てよということは無理難題と察するわけです。この工業団地を 3 市町が推進される場合は工業団地の中には一体宮川用水はどこらへんを通過してどれ位通っているか分かっていたらお尋ねします。

議長(浅野仁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 議員ご承知のように 1 号幹線が走っている。大仏山の総合グラウンドの北側に。それとさらに所謂明和町の新茶屋の集落までの間のエリアでございまして幹線水路が走っているということです。特段何も心

配ないのではないですか。もし工業団地をやるにしても。

議長(浅野仁君) 2番 野口繁君

2番(野口繁君) 見て下さい。この工業団地のど真ん中ですよ。ど真ん中に宮川用水が通っている。しかも直径が2m。昨日も幹線がパンクして3日間停止しています。恐らく平成7年から始まって平成14年に完成したばかりの水路ですよ。それを認識した上で工業団地の誘致を考えないと恐らく迂回をするか工業団地を作っても大型車が入ってくる進入路はないですよ。玉城町もほんのわずかの面積です。応分を玉城町も負担しろとかそういう問題が出てきた場合には先程鈴木さんが言われていますけれど京セラで3億の数字をおっしゃいましたが30億も300億も玉城町が負担しなければならないようなことになるのと違いますか。そういうことも頭の中に入れてもらいまして工業団地を進めるのは結構ですけど、玉城町に不利益にならない問題と。南勢水道というものは玉城町に500トンあるからと玉城町へ増水することは出来ませんよ。多気の上水道辺りからとるか、それとも伊勢市から権利をもらってするとかいうことを考えないといけないと思う。幸いなことに玉城町は南勢水道と山岡の配水池があるわけでございまして、すぐにコックさえひねったらお互いに南勢水道からもらえるしまた南勢水道に向けて玉城の水をできるだけの配慮をしてあるわけです。そういう災害の時には南勢水道と協定書を結んで勉強もしておいてもらいたいと思います。そういうことも考えながら南勢水道を対応してもらいたいと思います。私が注射針で刺したようなことをございしますが、こういう南勢水道の問題と宮川用水の問題、進入路の問題、今後玉城町へ向いて開発の負担がないかということをご提案いたしましたわけでございますので、今後町長としてはどのような構想を持って知事と会われるのかお聞かせ願いたいと思います。

議長(浅野仁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 先程から申し上げておりますように早い時期に20ヘクタールの団地に県としても積極的に企業誘致を進めてほしいとこういうふうなことを3市町で要請してまいりたいと思っております。最近の技術の中でそれは幹線が通っておりますけれども、そういうことは工業団地を造成する段階で心配のないようにしていかなければいけない問題でありますし、いろんなことを心配しだしたらそれこそ何も出来ないということになります。それとやはり南水の問題につきましても上水道とドッキングさせていただいているわけでありまして、当初のいきさつから随分と変わってきている状況になってきておりますので、先程の池之山議員さんの時に申し上げましたような考え方を私としては通してまいりたいとこんなふうに思っております。

議長(浅野仁君) 2番 野口繁君

2番(野口繁君) 町長あなたも宮川用水の理事になってもらっているのです。宮川用水のパイプというものは、そう簡単に上を通ることも出来ないと思うのです。しかもその部分は金のかからないように浅掘りをして埋管されているので、そういうことも用水の方で勉強してもらって対応してもらいたいと思います。

次に新田町、妙法寺地区の整理事業でございますけれども、先程来池之山議員からいろいろご心配になったわけですが、もう一回勉強させていただく為に数字的なことをお尋ねするわけですが、今まで議会へ向いて出していたいただきましたのは総事業費が34億5千500万だったと思います。町の助成金として21億ということは新田町・妙法寺地区が組合施行で立ち上がるならやむを得ないということで議会も多分了承したと私は思っております。しかしながら先だつての協議会あたりで数字が変わってきた。16年度の試算では総事業費がうなぎ登りに上がっている。そこで分かっている範囲内で事業費と保有地も8億5千200万と試算していたが今回妙法寺の方へ向いて資料を作ってもらっていると思うのですが、出来る範囲内でお示しを賜りたいと思います。よろしく願います。

議長(浅野仁君) 建設産業課長 前田浩三君

建設産業課長(前田浩三君) 事業費の関係でございますけれども平成13年に一度議会の方にご呈示させていただいております。総事業費でございますけれども、先程野口議員ご発言の通り34億5千500万円で呈示させていただきました。またその後の町助成金を含む費用でございますけれども総額26億200万といったところで数字のご説明をさせていただきました。16年度に事業の見直し、また制度の改正がございましたので、それらをあわせました中で再度試算をいたしましたところ総事業費が41億5千400万円。町助成金と致しまして35億3千900万円といった事でご説明をさせていただきました。そのおりの平均減歩率でございますが16年におきましては41.5%といったことでご説明させていただいております。その間、保有地の関係でございますけれども平成13年度の試算におきましては1万8千900平米の保有地といったことで、保有地とつきましては最終精算の為売却いたしますけれども総額11億350万円といった試算を致しております。16年度におきましては1万6千100平米に対しまして8億5千200万といったところの試算をさせていただきました。以上でございます。

議長(浅野仁君) 2番 野口繁君

2番(野口繁君) 町長にお尋ねいたしますけれども、事業費が41億5千万、町が35億。26億が13年度、16年度は35億という数字がでたのですが玉城の補助規程は何もない。35億は補助率85%。26億は議会も了承した。そ



れ以上の金は、議会はなんら了解していない。補助規程の中には地域の利益になれば良いということになっています。普通の県や国からもらう補助金は補助率20%。それは規程ではっきりしていますが全く規程にもないものになぜ9億から約10億の金をつぎこめるのかどうか。10億と言ったら本当に大事業である。それをつぎ込めることができるのかどうかお伺い致します。

議長(浅野仁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) この間の議会の研修会でもお話申し上げておりますように、つぎ込めることが出来るか出来ないかということの前に最終的に町としてそこに補助をする所謂税金を投入するということになれば、当然議会で充分なご審議をいただかなければならないということになりますから、まだそこまで確定したところまで至っていないわけでありまして、そういったことも含めて当初から今の減歩率の変更の根拠という風な事、或いは全体の地権者の方の動向というふうな事を、あくまでも組合施行でありますから組合で協議いただいた中でそのご意見を纏めていただいて、そしてまた町は町といたしまして議会の中で充分なご意見を賜って、慎重な判断をさせていただかなければならないとこんなふうに考えております。今までにも度々毎回といって良い程、野口議員もこの事をご心配のご質問をいただいておりますので近く4回に亘って関係地区説明会を実施するというふうな事になっているようでありますので、その中でのご意見を再度承って議会の皆さん方ともう一度ご協議いただく機会を持たせて頂きたいとこんなふうに思っております。

議長(浅野仁君) 2番 野口繁君

2番(野口繁君) 地権者の方には総事業費が45億、町は35億もつという事は発表しないで、ただ減歩率がこうなりますよというぐらいのことで説明会されるのですか。議会も全然知らない内に35億の金を計上して皆さんに示したら35億出してもらえと思うのではないですか。全く議会が有っても無くても一緒ではないですか。それならこの数字も出さないでこんな事になっているので、何とかしてお互い考えていただいていたきたいということで町長も行かないといけない。担当課長とかそんなのではなしに時期もきているのだから町長も出て下さい。もう一度聞かせて下さい。

議長(浅野仁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 35億からの補助金を町が出しますというふうな約束の断言をして説明が出来ますか。野口議員も長年議員をされてみえてこの事業の経過を知ってみえて。あくまでもこういうふうな形で進めるのならこういうふうな規模になるということで、何もそんな強引に議会が35億からの補助金を認めていただいたということになっていませんし、そういう中でやるとすればこういうことの想定が出来るというぐらいの段階であるわけですから、

そのことは充分ご理解いただきたいと思います。

議長(浅野仁君) 2番 野口繁君

2番(野口繁君) 資料を作った場合仮に町が出した場合は35億。議会が認めてくれないだろうという説明が出来ますか。どうですか。

議長(浅野仁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 議会がどういうふうな形になるか、今の状況ではやはりかなり厳しいということは、役員の皆さん方にもご認識していただいてその上で望んで欲しいと私自身は思っています。

議長(浅野仁君) 2番 野口繁君

2番(野口繁君) よろしいは、おそらく莫大な金、しかも85%といたらそんな補助金ありますか。総事業費から仮に町の補助金を出した場合ですよ。前でさえ75%。他の仕事も全部ほうっておいて下水の事業も全部閉鎖しておいて、子供の支援対策をほうっておいてでないと出来ませんよ。中止せざるを得ないと思います。その方向で説明してもらいたいと思う。また役員自体もなかなか腰を上げられないと思います。ですからこの説明会も時間が無いですから関係課長でなくて町長行って下さい。それだけお願いしておきます。ついでと言ったら悪いですけど、竹岸の用地ですけどその後どのように対処されたのかをお聞かせ願いたいと思います。

議長(浅野仁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 竹岸の用地につきましてはこれも以前からご質問いただいて答弁申し上げている通りであります。当初からですと既に竹岸問題は46年を経過し、さらにその後昭和49年に地主との間に持ち分の覚え書きがなされているということでございます。前からも申し上げております通り当初は区画整備の中でこれも纏めてということになっていたわけですし、まだその結論は出ておりませんが、やはり区画整理事業の今後にかかわらずこれは処理をしていかなければならないと私自身思っておりまして、関係地権者の方との間に個々に折衝している状況でございます。よろしく申し上げます。

議長(浅野仁君) 2番 野口繁君

2番(野口繁君) 個々に折衝しているということから前に全然進んでいないのではないですか。出来るだけ早くしたいので地権者の方にも極力理解してもらって。登記料もかかってくる。農地は持てない。そんな問題がありますから町が相当の出血になるかと思いますが、皆さん方に理解してもらって出来るだけ早い機会に対応してもらいたいと思います。ですから新田町の区画整理は職員ばかりに任せていないで、町長の本当の心をはっきり言ってください。それだけでこの質問をおわります。

議長(浅野仁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) このことにつきましては今までも繰り返し申し上げておりますように、まず組合施行という大前提の中で近く開催されます委員会で意見を集約していただく。代表の方のそれまで考え方の取り纏めをするからそれまで待つて欲しいというお話もあるわけですし、またその後におきましてその意見を踏まえて、議会の中でも充分意見を賜って最終的な結論を見出ししていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長(浅野仁君) 2番 野口繁君

2番(野口繁君) 議論していても、無駄でございますのでこれで一応やめさせて頂きます。

議長(浅野仁君) 以上で2番 野口繁君の質問は終わりました。

ここで10分間休憩致します。

(午後 2時13分 休憩)

(午後 2時23分 再開)

議長(浅野仁君) 再会致します。休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に14番 小林一則君の質問を許します。14番 小林一則君

14番(小林一則君) 議長のお許しを頂きまして通告しております2件につきまして町長に質問致します。まず1点目は下水道事業の進捗状況につきましてお尋ね致します。2件目といたしまして安心・安全のまちづくりについて町の取り組み状況と、今後の取り組みへの考え方につきましてお伺いを致します。

まず下水道事業でありますがこのことにつきましては、私自身以前にも質問させていただいておりまして、またかとお思いかと思いましたが最近特に皆さん方から町内工事はやっているようだが、一体うちらの方はいつになるのだろうかという声を聞く機会が多ございます。当然町当局の方へはそういった問い合わせなり、要望もたくさん来ているのではないかとそういうふうに思っておりますが、この際あらためて町民の多くの皆さん方の声をお繋ぎしておきたいということから質問させて頂きました。本件の下水道事業につきましては去る17年6月、国より地域再生計画の認定を受けましてその後鋭意処理が進んでいるところでございますけれども、その計画の中で事業終了年度所謂22年3月末でございますけれども、その時点では玉城町汚水処理人口普及率が85.8%となっております。玉城町への本管到達の工事の進捗状況と併せまして現在の玉城町の事業の進捗状況をお伺いしたいと思いますし、もう1つこの事業計画に表示されておりません14.2%は残るわけ

でございますけれども確か6集落ございますけれども、この地域の方々は大変気がかりに思ってみえるのではないかと感じております。そういったところから今後こういう地域の事業計画について、町の計画をお伺いしたいと思っております。お願いします。

議長(浅野仁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 小林一則議員から下水事業につきましての現在の進捗状況なり今後の工事計画についてのご質問を賜りました。現在の状況を申し上げますと18年度末の工事の完了地区でございますけれども三ッ橋、富岡、岡出、そして外城田1号線というふうな形での工事は完成したわけでございまして、平成19年度の交付金につきまして国から満額内示がございまして進めていけるといところでございます。平成22年までの事業認可がございましてご承知のように17年度に5ヶ年間の地域再生計画の交付金事業を受けて始めてまいったところでございます。地域再生計画におきまして平成22年度末に汚水処理人口普及率を85.5%に向上させることを目標として取り組んでいくようにしておりますし、現在の進捗状況では達成することが出来ると思っております。さらに今後の工事の計画につきましては平成23年度以降の事業認可ということになるわけですが平成21年度に宮川流域下水道の見直しが行われまして平成27年度までの認可申請が予定されるという状況になっております。そのことに併せて町も次期の認可計画となっております積良、原、茶屋、朝久田、長更、世古の6集落県道沿いの地区を含めた変更認可業務に来年度、平成20年度から着手したいと考えております。最終事業年度平成22年度となっているわけでありましてまた秋からの工事の予定としましては、まず平成19年度には測量設計予定区域ということで玉城苑、蚊野茶屋、門前、坂本となっております。整備の予定区域勝田、浜塚、野篠、下田辺、城西、平、及び岡村ということでございます。その整備事業費が13億2千500万ということでございます。さらに22年には久保あるいはその他の田宮寺、松ヶ原、日向、中楽、下玉川、玉城苑という計画も20年度にあつて総事業費を14億3千500万。さらに21年度には測量設計予定区域といたしまして矢野、山神、蚊野、西世古、上玉川及び井倉ということになっております。面整備予定区域が公園通り、羽根、東勝田、蚊野茶屋、門前、坂本及び久保、伊勢団地を含むということで14区でございます。平成22年度は面整備ということで残っております矢野、山神、蚊野、西世古、上玉川、井倉で事業費が14億7千200万ということでの現在の計画になっております。従いまして22年度目途に今事業を進めているわけでありまして、後残りの地区につきましても議員からのご質問の通り、出来るだけ早い時期に町全域の完備を目指して努力してまいり

たいと考えております。よろしく申し上げます。

議長(浅野仁君) 14番 小林一則君

14番(小林一則君) 地域再生計画事業を導入しました年度当初から県の方では毎年度12月から1月にかけて見直し計画なり、或いは若干の面積拡大なりの申請を受けているのだという話を聞いたことがございますが27年が最終ということは、あまりにも遅すぎるという感もいたしてなりませんけれども、再申請の時期がないということであればその時点ではきちっとした玉城町の計画というものが即、出せるような態勢と言いますか、要するにひと月でもふた月でも全町完成が早まる運びで一層のご尽力をお願いする次第でございます。

次に安心・安全のまちづくりにつきまして犯罪や非行防止行為が無い明るい社会づくり、玉城町づくりをとという観点から現在町の取組状況と今後の考え方等につきましてお伺いしたいと思うのですが、最近では長崎市長の暴力団がらみの殺人事件等がございました。また相次ぎましていたましい暴力事件の報道が次々となされております。今月の8日の新聞に全国で年間の自殺される方が3万人を9年連続で超えたというふうな報道がありました。その中で学生、生徒の自殺でございますけれどもいじめ続発を裏付けるような案件という形で学生、生徒の自殺が886人というふうに報道されておりました。その内なんと小学生が14人、中学生が81人という数字には全く驚いたのですが幸い玉城町では青少年の健全を図ろうということで、青少年を守る会というのが昭和54年に発足されたと聞いておりますが、去る3日には200人を超えます関係者が一堂に会して総会が盛大に開催されたということでございまして、また生活安全推進協議会の皆さん方も日夜努力していただいている。また100名を超えますボランティアの皆さんで安全パトロール委員の構成をなされ、これもまた精力的にご活躍をいただいているというふうなことを伺っておりまして大変感謝いたしておりますがこれらの安心・安全対策につきまして町の活動状況、あるいは今後の考えた方等につきましてお伺いいたしたいと思います。

議長(浅野仁君) 町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 只今小林議員からのご質問のようにやはり住民の皆さん方が毎日安心して暮らしていける町づくりは、当然力を入れていかなければならないというふうに思っております。住み良い町づくりというのはどういう町なのかということ、是非皆さん方で考えていただく機会を持っていくということが非常に大事だと思っております。前段の議員さんにもお答え申し上げましたように今これだけ豊かになった先進国日本で年間3万人を超える自殺者が見えるということで後進国の国から見られた場合には「毎日の

生活に食べる物も無ければ住む場所もないというふうな、苦勞の中での日常生活を営んでいる私達の国から見て裕福な日本で、なんでそういうことが起こるのか」というふうなご意見があるということもお聞きしたことがあるわけですし、なんとかしてこの問題を本当に社会全体で解決をしていかなければならないと思っております。議員も先程青少年の総会のお話もいただきましたけれども、私は最近特に集落特に地域の中でボランティア活動されておられる方は本当に有り難いわけですがもう一度各集落の中で保護者の皆さん方同士が集まっていたいて、そういう今起こっている子供に関わる問題を話ししていただくような機会、問題を共有する場を設けていただくということが大事だと思っております。毎月には警察の方あるいは生活安全協議会の方が夕方の時間に3乃至4名の態勢で町内のパトロールを行って頂いているという事でありまして。それから委員さん全員でもそうしたパトロールを行っているということであるわけでありまして、又本当にボランティアで子供安全パトロールの方々が子供たちの状況を毎日見つめていただいている。大変有り難いことだなと思っているわけでございます。本当に地域のコミュニティーと言いますか人と人との繋がりが昔と比較いたしますとやはり希薄になっているというふうに私自身思っておりますので、子供だけではなくて地域の皆さん同士が共通のいろんな問題について、話し合う機会というのを是非とも設けていただくことも、これから近く次の提言をいただきたいとしております、まちづくり戦略会議の中でもいただくようにしていきたいとこんなふうに思っておりますし、子供たちの事はゆっくりしてはいけないということもありますので、学校の中で特に登校拒否の生徒をどう学校としてあるいは保護者の方として、対応していくのかということの中ではひとつうまく解決したなという話を聞いております。それはそういう子供さんをお持ちの親御さん同士が集まって「あんたとこの子供もこうだったのか」というふうな親同士が子供の事を話し合う機会を持ってそれによって心にゆとりが出来て、そしてそれが子供に影響して、うまい具合に不登校が減少してきたという話も実際に聞いておりますし、一つひとつやはり子供の事あるいは高齢者の方々を、大切にしていって町づくりを進めてまいりたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

議長（浅野仁君）14番 小林一則君

14番(小林一則君) 最近マスコミでも盛んに言うておりますが暴力追放活動をしようということで市町民大会とか市町民会議とか、名前はどうでもよいのですけれども、大勢の皆さん方のこういった集会の機会が非常に多く開かれているということですが、やはり犯罪を予防するにつきましては幸い町長さんも言うてみえますように警察の方、関係者の方のみならず地域が一丸

となって展開して、運動することが大変成果が上がるのだということでございますし、私もそういうふうに思っております。従いまして玉城町民全員の皆さん方の理解を得て、実行に移すというふうな形の成果のある対応につきまして一層のご尽力、お力添えをいただきますことをお願い申し上げたいと思います。以上で質問を終わります。

議長(浅野仁君) 以上で14番 小林一則君の質問は終わりました。

これにて本日の日程はすべて終了致しました。明日14日は午前9時より本会議を開き、提出議案に対する質疑、討論、採決を行いますから定刻までにご参集願います。

本日は、これを以って散会致します。

(午後 2時44分 散会)

平成19年第3回玉城町議会定例会会議録(第3号)

1. 招集年月日 平成19年6月14日
2. 招集の場所 玉城町議会議場
3. 開 会 平成19年6月12日
4. 応召議員

1番	淺野	仁君	2番	野口	繁君
3番	東谷	富雄君	4番	川西	元行君
5番	高木	市郎君	6番	奥野	忠君
7番			8番	鈴木	加奈子君
9番	池之山	公一君	10番	森本	美三男君
11番	小林	豊君	12番	前川	夫君
13番	世古	欽史君	14番	小林	一則君
15番	風口	尚君	16番	中野	勇君

5. 不応召議員 なし
6. 出席議員 15名
7. 欠席議員 なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

町 長	辻村修一君	副町長	坪井信義君
教育長	見並健一君	会計管理者	森島千里君
総務課長	中郷徹君	税務住民課長	松田幸一君
生活福祉課長	林裕紀君	建設産業課長	前田浩三君
上下水道課長	小林一雄君	教育事務局長	辻誠君
病院老健事務局長	田間宏紀君	農林商工課長	田畑良和君
総務担当課長補佐	田村優君	政策財政担当課長補佐	中村元紀君
教育委員長	松田隆作君	監査委員	松田隆生君

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	大南友敬君	同書記	高井美江君
同書記	中川泰成君		

10. 提出議案

日 程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 議案第46号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について(質疑・討論・採決)



- 第 3 . 議案第 4 7 号 玉城町半島振興対策実施地域における固定資産税の特  
例措置に関する条例の一部改正について  
( 質疑・討論・採決 )
- 第 4 . 議案第 4 8 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について  
( 質疑・討論・採決 )
- 第 5 . 議案第 4 9 号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正につい  
て ( 質疑・討論・採決 )
- 第 6 . 議案第 5 0 号 工事請負契約の変更について ( 質疑・討論・採決 )
- 第 7 . 議案第 5 1 号 平成 1 9 年度玉城町一般会計補正予算 ( 第 1 号 )  
( 質疑・討論・採決 )
- 第 8 . 議案第 5 2 号 平成 1 9 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算  
( 第 1 号 ) ( 質疑・討論・採決 )
- 第 9 . 議案第 5 3 号 平成 1 9 年度玉城町老人保健特別会計補正予算  
( 第 1 号 ) ( 質疑・討論・採決 )
- 第 1 0 . 請願第 1 号 日豪 EPA / FTA 交渉に対する請願書 ( 追加議案 )
- 第 1 1 . 発議第 5 号 閉会中の継続審査の申し出について ( 追加議案 )
- 第 1 2 . 発議第 6 号 日豪 EPA / FTA 交渉に対する意見書の提出について  
( 追加議案 )

( 午前 9 時 開会 )

議長(浅野仁君)只今の出席議員数は 1 5 名で定足数に達しております。

よって、平成 1 9 年第 3 回玉城町議会定例会第 3 日目の会議を開会致しま  
す。

本日の議事日程はお手許に配布のとおりであります。

議長(浅野仁君)日程第 1 . 会議録署名議員の指名を行ないます。本日の会議  
録署名議員は会議規則第 1 2 0 条の規定により、議長において

9 番 池之山 公一君 1 0 番 森本 美三男君

の 2 名を指名致します。

議長(浅野仁君) これより各議案ごとに、質疑・討論。採決を行います。そ  
れでは、日程第 2 . 議案第 4 6 号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関  
する条例の一部改正についてを議題と致します。

直ちに質疑を行います。発言を許します。

( 「 議事進行 」 の声 )

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。  
これより討論を行います。先ず、反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長(浅野仁君) 次に、日程第3 議案第47号 玉城町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置の関する条例の一部改正についてを議題とし質疑を行います。

発言を許します。8番 鈴木加奈子さん

8番(鈴木加奈子さん) 半島振興法は、玉城町も該当させておりました年間約5千万円程度の大きな企業が該当していると思っておりますが、企業に減税をしていると、本来徴収すべき固定資産税の中でこれは機械設備、又は家屋・土地そういったものに対する固定資産税の1割徴収というのを、だから9割減額これを3ヵ年続けるというこういったことがなされておりました年間トータルで約5千万程度になっていると思っております。このたびの提案されておりますところは、過疎離島地域が対象で当町には関係はないという説明でしたが、どのように玉城町と関係がないのかここに書いてありますこれだけでは分からないので内容について、ご説明をお願い致します。

議長(浅野仁君) 税務住民課長 松田幸一君

税務住民課長(松田幸一君) 鈴木議員のお尋ねでございますが、先程鈴木議員申されましたように、一年間の半島振興法のもとづきますところの不均一課税の額と致しましてはおおせの通り5千64万260円を減額対象として実施しているところでございます。この中身としましては、土地について22万7千700円、家屋について1千221万8千560円、償却資産につきまして3千819万4千円となっておりますが、今回の条例改正と申しますのは、この中身で租税特別措置法の法律のほうで改正となりまして、この表の中にもありますようにうちの条例の第2条中の中で租税特別措置法の12条第1項の表の第1項もしくは第2号というふうになっておりますが、租税特別措置法の第2号が無くなりまして、第2号の中身が第1号の中へ入ったという事で、対象又、率等につきましては全く変更はございません。又、この中身につきましては、過疎地域、又離島地域そういったものが対象となるところが一つの号の中で1号2号と分かれておったのが1号に統合された

という内容となっておりますので、ご了承賜りたいと思います。  
議長（浅野仁君）他に、質疑はございませんか。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。  
これより討論を行います。先ず、反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（浅野仁君）次に、日程第4・議案第48号 玉城町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし質疑を行います。

発言を許します。8番 鈴木加奈子さん

8番（鈴木加奈子さん）この条例の内容というのは、後議案第52号の国民健康保健特別会計補正予算の14ページそして15ページに出てくるわけですが、大きく変わりましたのはこれまでですと、世帯、平等割り、この金額が2万7千円それから1人に対してかかるところが、1万9千円これは応益割といわれておりますところの所得の低い方にとりましては、大変重圧となります部分でございますが、これを世帯あたりの方を2万7千円から2万500円と減額するのに合わせて人等割におきまして2万4千500円と1万9千円から大幅に引き上げられるということで、世帯人数の多い家にとりましては大変な負担増になると考えますが、このことについてどのように考えておられるのですか。例えば一人世帯の場合は、なるほど千円の引き下げでマイナス2.2%でございますが、2人世帯ですと4千500円の増加になりましてプラス6.9%3人になりますと1万円の増加徴収ということになりまして11.9%の増という事です。4人家族夫婦、或は子供2人ということでのお家であったり、親御さんと共にお住みになっておられる事業所さんというような方たち或は、社会保険に入れられないような形でお勤めになっている方もこのごろ増えておりますが、そういった方たち4人家族の場合には1万5千500円の増ということになってまいりまして、なんと15%も増額徴収ということになりまして大変な困難をきたすことになるのではないかとこのことを心配するのでございます。このことについてご説明を頂きたいと思います。

議長（浅野仁君）生活福祉課長 林 裕紀君

生活福祉課長（林裕紀君）今回の改正を出させていたいただいているこの均等割と平等割の変更でございますけれども、先ず、均等割りと申しますのは、応益分すなわちこの均等と平等割のことですが、応益分の原則を端的に表しているものと思います。すなわち国民健康保険の受益者は個々の被保険者でございます。従いまして被保険者の多い世帯の方が当然被保険者の少ない世帯よりも受益が大きい事は明らかでございます。又、反対に平等割の方ですがこれは応益の原則における、この一人当たりいくらかという均等割りを補完する役割を果たすものと考えております。従いまして、もし仮に均等割りのみの課税をすれば確かに所得が少ないにもかかわらず、被保険者の多い世帯には過重になるということがございますが、それを緩和させる一つの方法としてこの世帯割を設けられると考えます。従いまして1世帯あたりの被保険者の多い地域、市町村におきましては当然この世帯割りに重きをおいて算定するのが筋かと思えます。しかし当町のように昨今の一世帯あたりの被保険者数を見てきますとここ3年間で、約8%弱減少しております。例えば17年から19年の2年間で世帯数が131世帯増えておりますが、被保険者数は31人しか増えておりません。このこともありまして平成19年4月1日現在の玉城町の1世帯あたりの被保険者数は2.05人ということになっております。従いましてこうなると、本来世帯割の存在理由が薄くなっていくわけですが、急に世帯割をなくすというわけには行かず、国の法律であります国民健康保険法施行令の規定によりましてここに応益、応能分の配分を所得割りが40資産割10、均等割りが35それから平等割が15、という事で示されております。ただし特段の事情がある場合はこれに変わって市町村で違う条例を作って比率は替えてもいいと書いてありますが、特に玉城町の場合は今申し上げましたとおり、一世帯あたりの被保険者数が減っているという状況がありましてこのように今回は、国の政令に習うように35・15というように去年よりの配分とちょっとひっくり返ることになりますが、こういうふうに変えて玉城町の現状に即した公平に保険料の賦課を、図れるということを考えて今回の改正案を提出させて頂きました。以上です。

議長（浅野仁君）8番 鈴木加奈子さん

8番（鈴木加奈子さん）只今の説明を伺いまして、一世帯平均2.05人あるのであれば、何故その2人世帯がプラマイ0というところに設定が出来なかったのか、このことが非常に問題であるのではないかと、このように思うわけですが。貴方ご自身が数値をお出しになって分かっているにもかかわらず、2人世帯のところすでに6.9%の増、4千500円増という事で出てまいります。これを改めるべきではないかとこのように思うわけですが。そして玉城町の場合、この県内の統計を見ましても非常に医療費が平均よりもぐっと低いとこ

るを推移しております。ところがこの料金については比較的高いところにあります。このことが何を示すかということ、やはり一般会計からの法定外の繰り入れこういったものが玉城町は長年にわたってなされていない。そういうところに原因しているのではないかと思うわけです。以前に中瀬町長の時代でございますが、一般会計から繰り入れるべきではないかということをお願いしたところ、基金がある間は基金を取り崩して国保料の引き上げにならないように努めると、基金がなくなった時点で対応するというようなお話しでありました。ところが未だに今回みましても町としての単独繰り入れるということにはなされていない。ここに医療費が低いランクにありながら、料金は比較的高いところで徴収するというこんな事態が生まれている。だから相対的に国保料の重い感じが拭えないのではないかと。2件にわたって問題点を指摘したところでありますが、どのようにお考えですか。

議長（浅野仁君）生活福祉課長 林宏紀君

生活福祉課長（林裕紀君）一人当たりの被保険者に対しての積算の根拠を国どおりに変えたという要因としましては、先ず、昨今の一人当たりの医療費をずーと見てきますとさほど一人当たりの診療費は伸びておりません。例えば、17から18は決算ベースの見込みですが、1.42%一人当たりの医療費ですが、入院、入院外、歯科と分けて資料を持っているわけですが入院だけ捉えてみますと一人当たりの診療費が昨年と比べて7.14%16から17にかけては13.2%と、いうふうに入院の方の一人当たりの診療費がかなり全体は下がっておりますが、入院だけを見ますとかなり大きくなっているとこの要因を見てきますと、病院1件診療明細書1件のことを考えますと99.17%伸びということで1件あたりの診療費も又、1日あたりの診療費もさほど伸びていないのかかわらず、何故入院が伸びているかといいますとレセプト1件当たりの日数が伸びています。例えば入院して10日で済んだのが11日12日13日というふうに入院日数が伸びているということがこの入院一人当たりの診療費を押し上げていることとなります。となりますと今、玉城町の国民保険一人当たりの医療費は県下でも17年度ベースで全体でも25番目という事で下から数えたほうが早いという事ですが、入院日数が伸びているということとなりますと一般的に考えられるのは、重傷度が増しておるということも考えられるところもあるかと思えます。従いまして入院が一端入院すると入院の方にお金が入ります。大体1件当り1箇月40万円の診療がかかります。そうしますとやはり被保険者一人一人の利益者が公平に負担するにはやはり一人一人保険者に負担をしていただきながら所得の高い方には、高い保険料を払っていただき低い方には低い保険料を払っていただき、それを玉城町で一端プールにして公平に負担の再配分をするということをお考えますと

基本的には、所得割と均等割りでもいいのかなと言うところにあります、これでは急に上がりますので、先程申し上げましたとおり国の基準でもありませんように、15%の世帯割、すなわち一世帯当りの会費みたいなかっこうで、頂くとすればやはりこれは2万7千円から2万500円に下げて、一人当たりの被保険者の保険料を1万9千円から2万4千500円に上げて公平に受益者の負担をして頂くのが、一番いい賦課の方法ではないかと思ひましてこのように改正をさせて頂きました。以上です。

議長（浅野仁君）8番 鈴木加奈子さん

8番（鈴木加奈子さん）17年度の決算で、玉城町の一人当たり平均医療費これが県下で29市町の中で25番目と言うのは、私もその資料は持っております、申し上げているところであります。ところが保険料につきましてはなんと高いところから数えて15番目と、ここに位置しているとそここのところでございます。一人入院すると高くかかると申しましてこれはトータルとしての医療費でみて、統計を出しているものでございますので、その方の分も含まれている数値であると私は理解をしております。そして一端入院すると長期化するというのは、この政府自民党、公明党によりまして打ち出されました医療報酬改悪これによりまして、医者にかかりにくい事態が生まれている。或は、玉城町は資格証明書というものを非常に厳しくペナルティーとして渡し、その資格証明書を持った方は病院窓口で一端100%医療費を払はなければならないこういった状態に追い込まれています。これは三重県全体でも全国的に見まして大変高い水準を示す、非常に悪い点でございます、全国ワースト2、或はワースト1というところを推移しております。玉城町も同じように悪しきやり方がやられているということからも、非常に重症化してから入院する、それが入院が長期化する又、不幸なことが起こるそういったことにつながっているのではないかと、ですからやはり払える国保料にするということが一番大事であると思ひます。勿論、このことに一番原因するのは国の施策の問題です。医療費の46%近かったかと思ひますが、それを国の分担金として持っていたものを現在は医療費の38%程度に引き下げられているかと思ひます。このことが、各市町村の住民にとっても大きな負担になっているこのことは、よく承知した上で申し上げているところであります、ですからこそ一般会計で補填をするという国保の加入者というのは玉城町の中でも、それぞれの自治体の中でも比較的不安定な仕事についておられる方、昨今では臨時だとかパートだとかという正職員として採用されていない方が増えている中で、国保加入者が増えてきているというこういったものもあろうかと思ひます。ですから大きく支援もするというこの観点に立つべきだと思ひしておりますので、これは担当課長の判断だけではできない

ことで、玉城町の方針として町長が出していくべきではないかと思っておりますがもう答弁は結構でございます。ありがとうございます。今後改善を要求しまして終わります。

議長（浅野仁君）他に、質疑ございませんか。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。これより討論を行います。先ず、反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（浅野仁君）次に、日程第5．議案第49号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題とし質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。これより討論を行います。先ず、反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（浅野仁君）次に、日程第6．議案第50号 工事請負契約の変更についてを議題とし質疑を行います。

発言を許します。13番 世古欽史君

13番（世古欽史君）今回、こういう明細を付けていただいて、工事の変更があったということですが、この工事にかかるにあたって発注するにあたって設計図というものが専門のところで作られていたのか、それとも設計と施行を一体で発注をしていたのかをもう一度確認したいと思います。

議長（浅野仁君）建設産業課長 前田浩三君

建設産業課長（前田浩三君）只今のご質問でございますが、設計と施行業者

とは別途でございます。設計につきましては大阪でございます日建設シビルという業者を採用させてもらっております。

議長（浅野仁君）13番 世古欽史君

13番（世古欽史君）そうすると専門の設計の方が、現地確認をして当然こちらの担当の方も現地を確認する、そこで業者からの見積もりをとって工事にかかる。私は以前ありました水源地のときにパイプを打つという問題でああいう工事は確かにコンサルタントの方が来たり、色々の設計の方が来てもずーと深い地面のことですから、これは想定外のことあるかもしれませんが、こういう地面に現れている工事でこんなに複雑な工事でもないのに、どうして度々こういう形で、追加工事というのが出てくる、今回も明細を頂くとブロック工事は地主さんとの関係で、ここはやらなくていいということでやめましたという説明でした。だけど、工法を変えるということは当初はU字型の側溝を入れるといていたのが、今回パイプを入れるようになったその設計変更ということが、どういう理由でおきたのかということをお尋ねします。

議長（浅野仁君）建設産業課長 前田浩三君

建設産業課長（前田浩三君）只今、用水路のU型側溝からパイプに変更しました関係でございますが、これにつきましては当初現況どおりの現況にも現場うちのU型水路が布設されておりました。そのもので同様のものを施工することといたしておりましたが、そのU型側溝につきましては道路におきますところの道路側溝とだぶった水路となることになってまいります。それとその以前に、野篠側下流におきましてはパイプライン工事が宮川用水の方で施工されておりました。そういった中で宮川用水さんとの協議の時間等が若干不足致しておりましたが、そういった中で施行にあたり、再度宮川用水さんと協議も致しましたし、又、二重のU型水路におきましては道路上の管理又、用水の管理といったところで維持管理に支障をきたすといったことがあるという事で、判断を致しましたので暗渠管に変更させて頂きました。以上でございます。

議長（浅野仁君）13番 世古欽史君

13番（世古欽史君）ですから、今後こういう工事をやる時、もう工事やっちゃってしまっていることですから、もう少し自分の金を使う気になって、これも普通の会社の工事やったら1億円の工事発注して100万足らず1%弱ですとサービスですよ。業者も、設計、皆負担させるべきですよ。それでなかったら役場の方に、発注側の方がちゃんとしたミスは今、宮川用水と折衝が不足していたといていましたが、こんなこと自分の金だったら考えられないですよ。こういう資料出すにしても今の理由が必要ですよ。何故こう



いう今回当初の設計と変えなければならなかった理由、これは自分たちにミスがあるのか、設計の方のミスがあるのか、施行業者が何か途中で間違っ  
こうなったか、ただ1%足らずの追加工事だから手を上げてもらうだろうと  
いうような感覚で、多分今まで来ていたのではないかと思います。それがだ  
んだん図面も出さなさいとか、いろいろ疑問も出で今回図面が出たから、ど  
ういう形に変更なったということが分かりますが、やっぱりもう少し町が金  
出して、皆のお金を出している部分を、こんなを見ていると当初の1億1  
千万自体の単価そのものも、発注時点も甘ないのかと、我々悪い方へ悪い方  
へ考えてしまいますよ。最近も一部の役場の方へ申し上げましたが、京セラ  
さんの横を通ってくる側溝大きな工事、大きな川のような側溝が入りました。  
この工事を見たって子供というよりは耕耘機1台が落ちて雨の水のときは  
助からないし深いから、下手したら大きな事故につながることになる、工事  
の途中には、フェンスをするような穴が2メートルピッチぐらいで開いてい  
るのに工事終わったら全部埋めてあるので、現場の人に「あぶないか、誰  
か落ちたら大怪我やな」といったら「そうやな」と認めている。にもかかわ  
らず役場はそれで完成を認める。又今度、なんかたぶんやるでしょう。やら  
なあのもままでは危ない。そんな、無駄とか、途中で現場へ何回も足を運んで  
いたらここはこうせないかとか、ここは見落としていたなとまだ今やった  
らフェンス建てたら間に合うとか、無駄がいくつも積み重ねられているよう  
な気がしてなりません。今回のことはたまたま宮川用水さんとの折衝不足と  
いうことが、原因でぶつかってうまく側溝では処理が出来なかったにしろ、  
やはり現況を見ている設計事務所さんの責任について、どのようにお考えで  
すか。

議長（浅野仁君）建設産業課長 前田浩三君

建設産業課長（前田浩三君）設計業者につきましては、現況の施設又、現況  
から施行した後の機能といったことを重視致しておると思います。基本的  
には、現況の施設を代替の形で築上するといったものを、基本に考えている  
と思いますけれども、先程の開渠から暗渠に変更といったことにつきましては、  
私ども中間に入りますところの役場の方の折衝不足であったというふうに、  
認識を致しております。以上でございます。

議長（浅野仁君）13番 世古欽史君

13番（世古欽史君）今後、こういう工事はたくさんあると思いますので、  
一つ、本当にもう途中から変更とかは、恥ずかしいことやと思って頂いて心  
して発注の段階にいてもらうようお願いして終わります。

議長（浅野仁君）2番 野口繁君

2番（野口繁君）お尋ねしたいのですが、この埋管にごみが詰まるような心

配はないですか。どれぐらいの勾配で設計されているのかお尋ね致します。

議長（浅野仁君）建設産業課長 前田浩三君

建設産業課長（前田浩三君）この管渠につきましては、上流側に呑み口溝、また下流側に吐き口溝ということで枡を設置致しております。そういったことで、水以外の落ち葉等が入った時には、処理ができるような構造を取らして頂いております。それと水路につきましては工事前の用水路の勾配といったことでございます。

議長（浅野仁君）2番 野口繁君

2番（野口繁君）今年も常時水が通っている宮川用水の水が、山の落ち葉とか、枯葉とか枝などで現在のいたるところで詰まっています。マンホールがあるわけですが、非常に難儀していることと、この側溝の場合、入った物が下流まで流れずに沈殿してしまうにではないか。この管理は今後町がしていくのか。地元がしていくのかお尋ね致します。

議長（浅野仁君）建設産業課長 前田浩三君

産業建設課長（前田浩三君）この施設につきましては、基本的に地元管理といったことでございます。

議長（浅野仁君）8番 鈴木加奈子さん

8番（鈴木加奈子さん）最後までおっしゃらずに、途中のところまで世古議員がお止めになりましたので、その後を言わせて頂きたいと思いますが、側溝というのか溝というのか、何メートルあるのでしょうか相当深いものですが、とても危険というふうに思っております。危険だと言う事が地元の方からも声が上がりますと、これもう1回セメンで詰めてしまった、丁度フェンスを建てるに適した穴であると思いますが、それがセメントでふたしてありますが、危険だという事で頼むといってきたらこんどは、あの穴をもう1回掘って支柱を立ててフェンスをすとか、柵をすとかそういったことをするのですか。どのように考えてみえますか。あそこの際へいくと震えるぐらい怖い感じがするのですが、貴方はあそこをご覧になってあのままでいい、大丈夫と思われるのですか。又、追加工事を出されるのですか。

議長（浅野仁君）建設産業課長 前田浩三君

建設産業課長（前田浩三君）外城田川への排水路の件という事でお聞きをさせていただいたところですが、先程来のL型組み立て水路の上に穴が開いておたという事ですが、それにつきましては、製品を吊り下げのための穴でございます。ガードレールとかガードパイプ支柱を立てるための穴ではございません。深さも違いますし又、口径もちがいます、それと組み立て水路につきましては、そのまま支柱を差し込むといったことになると、強度の不足がございます。横から車等がぶつかった場合にそれだけの根固め部分

に強度がございませんので不足してくることになりますので、それについては施行的にはできないと思っております。それと今後ということではございませんが、この近々の入札会を予定を頂いておりますが、そちらにつきまして今の現在、ご質問のあった部分につきまして交通安全対策といったことで、ガードレールの設置を予定致しております。これは19年度の予算でこういった対策につきましては、地元さんとの協議の中で施行するよう致しております。以上でございます。

議長（浅野仁君）他にありませんか。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより討論を行います。先ず、反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて討論を終結致します。

これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（浅野仁君）次に、日程第7・議案第51号 平成19年度玉城町一般会計補正予算（第1号）についてを議題と致します。

直ちに、質疑を行います。発言を許します。9番 池之山公一君

9番（池之山公一君）9ページお願い致します。社会福祉費の中で民生委員推薦会委員報酬5万8千円、この民生委員の推薦というのは各自地区から推薦があって、というような動きになっていると思います。県が委嘱するとかありますが、推薦するのはそういう形だと思っておりますが、その推薦委員会報酬として5万8千円とは何故こんなにいるのですか、お尋ね致します。

議長（浅野仁君）生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長（林裕紀君）民生委員の推薦委員会でございますが、町の規定によりまして、確かに形と致しましては、実態は自治区推薦という形を取っておりますが、玉城町から国のほうへ推薦をすると言う格好で玉城町民生委員推薦会という規定を設けております。そこで委員が7名おりまして町長が会議を招集し、これを国のほうに推薦としてこの方々をあげると言う形を取っております。その報酬に町の規定によりまして1日一人5千800円という歳出の方ですが報酬を支払わせて頂いております。当然この中には事務局も含まれておりますが、これは勿論無報酬であります。それに受けて三重県の補助金という規定がございます。こちらのほうから、この経費の中の一

部として3万5千円をいただけるということになっておりますので、この予算を上げさせて頂きました。

議長（浅野仁君）9番 池之山公一君

9番（池之山公一君）この推薦会は、所要時間はどれぐらいですか。

議長（浅野仁君）生活福祉課長 林裕紀君

生活福祉課長（林宏紀君）今回、3年の1回の推薦委員会でございますので、今年11月30日で任期満了になるわけですが、1時間強位とみております。

議長（浅野仁君）9番 池之山公一君

9番（池之山公一君）今、お答えいただきましたように、1時間で5千800円ですよ。これは、随所に行政の中で見受けられることがあるのです。こういうことも含めて自立する町を目指すのであれば、こういうものも国にこういう法律があるから、県にこういう規定があるからということではなしに、一度見直すべきではないかと思いますが、町長如何でございますか。

町長（浅野仁）町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）議員、仰せのとおりだと私も思います。全体的なこういう議員の皆様方それぞれ、町のいろんな行政の中で参画を頂いている方がたくさん見えるわけでありますので、その内容ごとに一度見直しをさせて頂きたいと思っております。よろしく願いを致します。

議長（浅野仁君）9番 池之山公一君

9番（池之山公一君）町長のご答弁いただきまして安心しました。実際にはやはり、住民感情からいきますと、1日正味8時間仮に議論されたとしてその時給とかそういうものから比べれば、5千800円は妥当かというところもあります。しかし、自治区から推薦されてきてその名簿を見て『はい、よろしい』というだけのことですよ。極端に言えば、それだけに7人の人に5万8千円金を付けるというこんな無駄ずかいはないような気がします。ですからこの辺充分に見直して頂き今後検討頂きたい。それと、議長にお許しをいただかんらんのですが、実は先程の工事請負契約の変更の件で他のところの部分のご説明いただいたし、私思ったのですが昨日の一般質問の中で、農村公園について町長は、空いてる土地をもっている人が要請があれば、地元話をしますというようなご答弁であったと思いますが、これはちょっとおかしいと思います。こういう管理というのはものすごい難しい、砂場にしても玉城苑で砂場一つにしても抗菌砂、犬猫の糞尿があるとか、或はごみが落ち込んだりとか、そういう維持管理まで町はそういう空いている土地があって、周囲の人があそこに公園がほしい、遊具はいらん、砂場だけでもいいというようなお話でございました。これしかし本当に難しい話で町がやっている都市公園、農村公園いろいろありますが、それぞれに経費をかけている

と思います。遊具にしては運動施設サービスというところで、ちゃんと点検をしてもらっている。或は遊具によって負傷したり、災害が起こったときは補償まで付けることまでやります。私玉城苑の区長をやっているときには、そういう形で公園にあるシーソー、ブランコ、鉄棒皆点検してもらいました。そしてボルトのさびとか、或はブランコの油きれとかいろんなことをやっていました。そういうことについてのご見解があればお聞かせ願います。

議長（浅野仁君）只今のご質問につきましては、この議題とは離れておりますので、休憩中をお願いしたいと思います。

他に、質疑はございませんか。

議長（浅野仁君）13番 世古欽史君

13番（世古欽史君）明細をお尋ねいたします。9ページリース料35万3千円機械の導入と聞いたのですが、35万3千円のリース料ということは、これは年間ですね、そうすると月3万弱大体いくら位の機械を買われたのか。リースどれだけで契約したのかということをお尋ねいたします。

議長（浅野仁君）政策財政担当 中村元紀君

政策財政担当（中村元紀君）今、ご質問頂きました関係のリース料の関係でございますが、これにつきましてはノートパソコンあとデスクトップパソコン、サーバー等ございまして台数的には今、資料の方を持っておりませんのでわかりかねますが、内容的にはハードとソフトの部分もございまして、後刻詳細をお出しするという事でよろしく御願い致します。

議長（浅野仁君）13番 世古欽史君

13番（世古欽史君）実は、これお聞きするのは、例えばノートパソコン一つも買い方によっては必要の無い中にハードを持ったパソコンと、最近自分たちのその業務に必要とされるハードだけを組み込むことで、例えば全部組み込むと30万するパソコンが、12・3万であったり最近では、10万を割るような特にこういうような電算処理というのは、得意な分野ですから線を引いたり何やかやと部分でなければ、結構ソフトとしては、汎用のものを使えると、今お聞きするとサーバーにしても元々電算センターに大きなものがあって、玉城の中で何かあったときの予備用に、サーバーを入れるとするとソフトの方が大きいということなんでしょうか。大体の比率も分かりませんか。

議長（浅野仁君）政策財政担当 中村元紀君

政策財政担当（中村元紀君）ここに計上しておりますのは、財務会計システムに係るものでございまして、パソコンと致しましてはノート・デスク合わせて100台程度のリースでございます。先程おっしゃって見えましたサーバーの関係でございますが、これにつきましては、電算会社ではもっておらずに、

町で全て処理をさしてもらっているものでございます。これにつきましては、17年度でリース終了しているものを半数程度リースをかけたまま使っておる状況でございます。ソフトとハードの比率につきましては今申し上げましたように、リースをかけたものが多くございますのでソフトにつきましてもハードにつきましてもかなり安くなっておるわけですが、比的にはソフトの方が若干多いというふうに認識しております。

議長（浅野仁君）13番 世古欽史君

13番（世古欽史君）小さい資料を今持ち合わせてないのは当然とは思いますが、どちらかというと私たちがよく聞くのは、こういうコピー機でも値段聞いても、役場さんへ持っていきといい値段で売れるということを知りますので、細かいチェックを重ねていただいて、すぐにリースになっていくとわからないのです。5年とか6年とかでリースを組まれたり先程のお話でリースといわれると1年であったり、そのいくらのものが入ったかということがなかなかこちらに伝わりにくいので、特にリース料に関しては、どのような商品で、その部分のリースがこれだけというように、今後資料をいただくとありがたいと、他のものは大体読めるとは思いますが、以上で終わります。

議長（浅野仁君）政策財政担当 中村元紀君

政策財政担当（中村元紀君）機器のリースにつきましても、一括電算会社の方にリースを含んだ契約をしておるものもでございますが、近年につきましては、物品は物品での入札をし、その後リースについてはリースのみの入札をし、というふうで経費の節減に努めておるところでございます。

議長（浅野仁君）他に、ございませんか。8番 鈴木加奈子さん

8番（鈴木加奈子さん）7ページにコミュニティー助成補助金という事で入金しそして、12ページ玉丸城太鼓保存会育成補助金こちらへ支出をするというふうに説明をされたと思っておりますが、今年、文化協会に対する補助を相当大幅にカットされたそれによって大変役員会の中でも、話し合いを重ね大変なご苦労をなさったということを知っております。そういう時に文化協会に入っていなかったら、補助金は受け取れないというそんなこともあります。それでも活動している人たちもお且つありますが、そういう状態の中にありまして何故、玉丸城太鼓についてはこのような250万円もの補助金を、どうしてするのかと、そして玉丸城太鼓というのは別に歴史的遺産でもなんでもないわけですから、地域の文化活動の一つであると思っておりますが、何故、他の文化活動との差をつけるのか、この点について非常に疑問に感じておりますので改めまして、ご説明を頂きたいと思っております。

議長（浅野仁君）教育委員会 事務局長 辻誠君

教育委員会事務局長（辻誠君）玉丸城太鼓保存会の運営に対します補助金につきましては、他の文化協会と同等に当初予算において 20 万円を補助致しておるところでございますが、今回補助するものにつきましては、歳入の方でも説明があったと思いますが、コミュニティー事業といひまして宝くじの普及宣伝というふうなことでその方から委託といひますか、助成事業として受け入れるものでございます。その費用をそのまま玉丸城太鼓保存会の運営補助でなくして、太鼓の購入費に当てるといふ事で助成をいただくものでございます。玉丸城太鼓保存会におきましては、子供さんたちへの太鼓育成、町の文化伝統といひますかそういうふうな、コミュニティーに寄与しておるといふふうなことで、財団法人の方がお認めをいただいたわけでございます。太鼓の現状につきましても、現在子供用の太鼓が 5 個ほどございますがそれでは子供さんたちに満足な指導ができないという事で今回 6 個の追加をお認めいただいて、全てが玉丸城太鼓の太鼓の購入の備品又この備品等につきましては平成 3 年当時に購入したものでございまして、銅鑼のセットとかそういうふうな附属する設備が、相当破損をしておる部分につきましても購入する費用が認められまして、今回お願いをするものでございますのでよろしくお願いを致します。

議長（浅野仁君）8 番 鈴木加奈子さん

8 番（鈴木加奈子さん）分かりました。次に学校教育関係のことで伺いたいと思います。中学校の備品購入という事でこのたびは、クラブ備品購入費ということで、30 万円が持っていたところですが、私かねてより学校の備品として、やはり図書を購入費これをもっと増額するべきではないかということをお願いしてきたところですが、何か、文科省の規定等によりまして図書の基準が決まっているようでございますが、その基準に対して玉城町はどの水準であり、今後備品として購入していく考え方はどのように持っているのか伺っておきたいと思ひます。よろしくお願いを致します。

議長（浅野仁君）教育長 見並健一君

教育長（見並健一君）今、学校図書の状況等についてご指摘をいただいております。今、学校図書につきましては、図書館法等で基準が決められておるわけでございますが、記憶で申し訳ございませんが、5 校に対しまして小、中学校に 3 万ぐらいあろうかと思っております。基準で各学級を通してまいりますと約 2 割減 3 万 8 千円か 4 万ぐらいになろうかと思っております。このことにつきましては、平成 17 年それ以前もそうでございますが、一人当たり 600 円から 700 円程度の予算を計上させて頂いておりますが、平成 18 年、19 年はそれを 900 円に上げていただいております。そういうことになりまして大体小学校で 90 万程度、中学校で 40 万から 50 万程度になり

ます。90万ですと約900冊ぐらいでしょうか。中学校は400冊ぐらいになります。そういう事で毎年お願いをして増やさせて頂いております。この今不足致します冊数で、日常の授業がどうかということの現状を申し上げたいと思いますが、今学校の司書がございましてが教師大変多忙でございまして、充分はいくことはできませんが、こういうふうな読書指導、資料の活用、情操教育も本当にこの読書は素敵な成果を上げております。今、5校で一番私は評価すべきことは、どこの学校も朝10分間の読書をやって来ております。これ私も現地を見て、今までと比べてまいりますと子供たち児童生徒本当に落ち着く一日が何故こんなに落ち着いて授業ができるのかと、実感を致しまして朝の読書が素敵な効果をあげております。今後さらに欲を申せば、町の司書の廃止をいただくことも必要かと思いますが、現在そういうふうな中でさせて頂いております。今後この不足に対します2割、約1万ぐらいになるかと思いますが、今後財政のほうにもご無理を申し上げご理解を頂きますように鋭意勤めてまいります。よろしくお願い致します。

議長（浅野仁君）教育委員会 事務局長 辻誠君

教育委員会事務局長（辻誠君）クラブ備品の購入につきましては、当初予算で60万7千円お認めを頂いております。学校におきますクラブ全般の中で当初に中では吹奏楽の楽器を主体をお願いをしたものでございまして、クラブ活動の中では、テニス、野球、剣道等の用具といいますかそういうふうな、野球であればキャッチミットとか、ファーストミットそういうふうなものを学校長の裁量のなかで、クラブ活動の支障のない範囲で購入を致すものでございます。30万ほど今回お願いしております。

議長（浅野仁君）8番 鈴木加奈子さん

8番（鈴木加奈子さん）今の説明で少し分かったのですが、当初は吹奏楽中心にしたものしか見ていなかったという事ですね。それで、他のクラブに対して充足のために今回30万円の説明であったと思います。図書も備品の中に入っていると思ったので伺いましたところ、図書について丁寧にご説明いただきましてありがとうございます。今、パソコン事業とかそういうことが盛んにおこなわれておまして、これは会社関係の売り込み策があったのかと思いますが、それよりもむしろ子供を育つ場所というのは、本を読むということから非常に子供は成長するということが、常に力説されておりますので、是非とも今後はこの不足部分、小学校6クラスだと5千7百冊等であったかと思いますが、そういったことで設定があるようですので、充足をしていくように、昨日の一般質問の中でも町長のなさった答弁というのは、非常に子供たちにとって又、親たちにとっても冷たいものがありました。町長自身は住んでよかったと、心から実感できる町にといい、子供を生んで育て



やすい環境づくりに重点を置きますといいながら、非常に冷たい答弁であったわけですが、今後は、貴方ご自身が課せられた目標にそって行動をされるべきではないかと思っておりますので、担当それぞれの部署で担当される方も、そのつもりで取り組んでもらいたいと思っております。今回保育関係も予算が組まれておりますが、もうその点については省略をさせて頂きたいと思っております。

議長（浅野仁君）他に、ございませんか。6番 奥野 忠君

6番（奥野忠君）7ページ県支出金でお伺い致します。社会教育事業委託金で、学びあい、支えあい地域活性化推進事業委託金 26万8千円とございますが、どんな事業を考えて委託されようとしているのかお聞きしたいと思っております。

議長（浅野仁君）教育委員会 事務局長 辻誠君

教育委員会 事務局長（辻誠君）学びあい、支えあい地域活性化推進事業でございますが、この件につきましては県の方から地域の指導者の育成事業という事で委託を受けて実施するものでございます。趣旨につきましては、昨今、住民同士の連帯感の欠如とか又人間関係の地域全体の気力の低下になってきておる、そういうふうなことから住民同士が学びあい、支えあい地域の絆を作っていこうというふうな目的の中で、県から委託をするわけでございまして、この件につきましては実施内容につきましては、子供たちに共同が句集などをさせまして例えば、共同学習の中でも合宿といいますか、共同で炊事とか清掃など日常生活に入り込む、社会の批判を学ばせるといふような目的の中でそれになんとか大人の方が、保護者の方も含めまして入っていただく指導者に対します委託事業費という事で、県のほうからそれにかかります経費をいただくものでございまして、歳出の内容につきましては11ページにその指導者の報償費又、それぞれかかります消耗品又、今回は一昨年もそうでしたが宮古地区の広泰寺さんをお借りして、事業を実施しようという計画をしておりますのでご理解のほどよろしくお願いを致します。

議長（浅野仁君）6番 奥野忠君

6番（奥野忠君）そうすると、町が町と住民が協働で仕事をやっていこうというような、そういうものを学校の事業の中でもやっていこうと、要するに子供の教育を先生だけでなしに、地域のボランティアの方が手助けをしながらやっていこう、そして地域と学校との結び合いを深めていこう。乃至は子供の情操教育につなげていこうとこういう内容ですか。

議長（浅野仁君）教育委員会 事務局長辻誠君

教育委員会 事務局長（辻誠君）まさに議員おおせのとおり、地域において教育力を広く住民の方が子供たち含めて又、大人の方々の連帯感、3軒向こう

隣、両隣もありますようにそういうふうな方で、地域の協力を向上しようという事で、今回初めて取り組む事業でございますので、又いろんな面で皆さん方のご協力を頂きたいと考えておりますのでよろしくお願いを致します。

議長（浅野仁君）6番 奥野忠君

6番（奥野忠君）この事業は、県下全域に行われている事業なのか。玉城町を想定してやろうという事業なのか、その辺お聞き致します。

議長（浅野仁君）教育委員会 事務局長 辻誠君

教育委員会 事務局長（辻誠君）県下の様子につきましては、詳しく把握致しておりませんが、これにつきましては一部の区域だけということになっておろうかと思えます。全額委託料という形で全ての経費を、県の方で賄っていただくと、それに対しまして玉城町が申請をしそれについて認可をいただける見込みがあるという事で、現在この経費ついて計上いたしたものでございます。

議長（浅野仁君）他に、質疑はございませんか。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。

以上で、本案に対する質疑を終結致します。

これより討論を行います。先ず、反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて討論を終結致します。これより本案を採決致します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

10時30分まで休憩致します。

（午前10時16分 休憩）

（午前10時30分 再開）

議長（浅野仁君）再開致します。休憩前に引き続き質疑を続けます。次に、日程第8・議案第52号 平成19年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題と致します。

ただちに質疑を行います。発言を許します。8番 鈴木加奈子さん

8番（鈴木加奈子さん）税の改正に関する提案のところで、私は今回のこの14ページ介護保険関係で、15ページに出てくるわけではありますが、特にこの医療費の関係におきましての、この配分の変更これが大変問題があるのではないかと、例えば玉城町の住民が裕福だから「取っても大丈夫」という

ことがいえるかどうかというそのところの問題ですけれども、担当課長ご自身が税務におられたという事で、非常にその点はリアルに受け止めておられるところでありまして、例えば、今回の住民税が2倍に上がった人というのが、以前は5%であった人たちであります。これが玉城町で半数以上占めるというそういうことからいきましても、そんなに裕福な生活をしている人が多いわけではないということを示しているかと思えます。そんな中にありまして2人世帯で、プラマイ0というところに、とどめるのならばともかくとして、今回のように家族数が増えたら多くなるというのは、子供は作るな、或は親のところへ同居しに帰ってくるなというような、そんな感じが致しまして、それこそ町長の目指している政策とはかけ離れてくるのではないかとこのように思うわけでありまして、再度の質問を致しております。よろしくお願い致します。

議長（浅野仁君）生活福祉課長 林宏紀君

生活福祉課長（林宏紀君）今回の保険料の変更につきましては、当初町長が提案説明を致しましたとおり、この14ページございます下段の一世帯、並びに一人当たりのところをご覧頂きますように、前年度の保険料はほぼ同額というような積算根拠でやりました。従いまして確かに先程右側の配分40・10・35・15につきましては、お認めを頂いたところですが、全体的には変わらないということで、賦課の徴収を行なっていきたいというのが今年の予算でございます。それから、低所得者の率が住民税の関係でおっしゃられたと思いますが、確かにその意味では住民税の関係は、倍にはなりませんけれども所得税は半分になるという事で、税源移譲の関係がございまして特にその税が上がるか下がるかの問題には関係はなく、国保料は算定をしておりますし、それと先程の世帯の人数でございますが、1世帯1人という方が今玉城町で35.3%、3軒に1軒以上は1人世帯ということと1世帯2人につきましては、41%たしますと76.3%という事で4軒に3軒ちょっと超えるぐらいが2人世帯という状況でかなり進んでいるという事で先程、お決めいただいた世帯割と均等割りの配分を替えたと言うこととさせていただきます。よろしくお願い致します。

議長（浅野仁君）8番 鈴木加奈子さん

8番（鈴木加奈子さん）ちょっと分かってもらいにくいところがあるのかと思って申し上げますが、この所得の少ない人の場合には、軽減措置があるからそれで軽減するからいいのではないかと、言うことをいいたい面があるのか分かりませんが、そういう点で私は、玉城町の住民税の5%だった世帯というのが、65%ですかあるというそのことを例に上げたわけでありまして、その方たちが全て5割とか7割の軽減になるわけではありませぬので、

この均等割のところが増加するというのは、家族の多いご家庭にとっては非常に大変だとそして、家族数を増えることを阻害するようなあり方というのは如何なものかとかこのように思いますので、質問をしたところでございます。もう変わらぬご答弁しかないのでございましたら、私はこれを賛成することは出来ません。そのことをはっきり表明いたしまして質問を終わります。議長(浅野仁君) 他に質疑、ございませんか。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。これをもって本案に対する質疑を終結致します。これより討論を行います。先ず、反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長(浅野仁君)次に、日程第9・議案第53号 平成19年度玉城町老人保健特別会計補正予算(第1号)を議題とし質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。これをもって本案に対する質疑を終結致します。これより討論を行います。先ず、反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議長(浅野仁君)これより追加議案の審査を行います。日程第10・請願第1号 日豪EPA/FTA交渉に対する請願書についてを議題と致します。

紹介議員 14番小林一則君より、趣旨理由の説明を求めます。小林一則君 14番(小林一則君) 上程を頂きました、請願第1号 日豪EPA/FTA交渉に対する請願書の趣旨説明を行います。

提出者は津市広明町415番地1に事務所を持つ食とみどり、水を守る三重県連絡会議代表者 谷山鉄郎議長でございます。机上に係る資料を配布していただいておりますので、おみとうしを頂きたいと思っております。今年4月から経済連携協定、自由貿易協定交渉をオーストラリアと交渉が始まったようで

ざいまして、次回の交渉が7月の下旬ごろというふうにお聞きをいたしておりますが、オーストラリア政府は農産物も含みます関税撤廃を強く主張してくると見られておまして、農産物の輸入関税が全面的に撤廃されるようなことになりましたら、日本の農業と食料は壊滅的な打撃を受けるというふうな見通しでございます。請願理由の上段11項目めに書いてございませぬ本交渉に当たりまして、日本農業に多大な影響を与える重要品目米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などございませぬけれどもこれらの品目につきまして、交渉から除外するなどの対策を求めたいと、こういう内容のものでございませぬ。つきましては、玉城町議会におかれまして、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を政府関係機関に提出いたさんとともに、請願内容の実現に向けて強力な働きかけをお願いいたしたい、こういった内容のものでございませぬ。請願の内容でございますが、下段に書いてございませぬように、1.日豪EPA/FTA交渉にあつては、米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などの農林水産物の重要品目を除外するとともに、万一、これが受け入れられない場合は、交渉を中断することを求めます。2.農産物貿易交渉は、農業・農村の多面的機能の発揮と国内自給による食料安全保障の確保を基本とし、各国の多様な農業が共存できる貿易ルールを確立することを求めます。こういった内容でございます。以上、請願理由内容をご理解賜りましてご賛同賜りますことを、お願いを申し上げまして趣旨説明と致します。

議長(浅野仁君) 以上で紹介議員の趣旨説明は終わりました。

お諮り致します。只今、議題となっております請願第1号については、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よつて委員会付託は省略することに決しました。これより質疑、討論、採決を行います。先ず、請願第1号 日豪EPA/FTA交渉に対する請願書について質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」の声)

質疑なしと認めます。以上で本請願に対する質疑を終結致します。これより討論を行います。先ず、反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声)

これにて討論を終結致します。これより採決致します。本請願案を、採択ことに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よつて本請願は採択することに決しました。

議長（浅野仁君）次に、日程第11・発議第5号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題と致します。議会運営委員長から委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定より閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮り致します。委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

暫時休憩いたします。

（意見書配布）

議長（浅野仁君）再開いたします。只今発議第6号 日豪EPA/FTA交渉に対する意見書が提出されました。お諮り致します。只今、提出されました発議第6号を日程に追加し議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって発議第6号を日程に追加し議題とすることに決しました。お諮り致します。

発議第6号については、趣旨説明、質疑を省略いたしたいと思っております。これのご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって趣旨説明、質疑を省略することに決しました。

これより、討論を行います。

先ず、反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

これにて、討論を終結致します。これより本案を採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

只今、可決されました意見書については、後日関係方面へ提出致しますのでご了承願います。

これを以て、今期定例会に付議された案件の審査は全て終了致しました。よって、平成19年第3回玉城町議会定例会を閉会致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしと認めます。よって今期定例会は、本日をもって閉会することに決しました。

これにて、平成19年第3回玉城町議会定例会を閉会致します。

閉会にあたり、町長挨拶を願います。町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）閉会に当りまして、一言お礼の挨拶をさせていただきます。今期定例会に提案を賜りました全議案につきまして、慎重なご審議を賜り、そして一つ一つ色々なご提言頂きました。誠にありがとうございました。玉城町が自立のまちづくりを進めて行く上で、大変貴重なご意見として拝聴をさせていただきましたところであります。町が抱えますいろんな課題にこれからも議員の皆様方のご意見を賜りながらそして又、町民の皆様方との協働のまちづくりを進めていかななくてはならないとこんなふうに考えておるわけでございます。皆さん方との一層のご指導ご鞭撻を賜りますことを、お願いを申し上げましてお礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

（ 午前10時49分 閉会 ）